

# 目次

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 第1章 内示と辞令 ……………6       | 2. 各国の労働法も事前に調べる       |
| 1. 辞令                  | 3. 海外赴任規程の記載事項         |
| 2. 内示                  | <b>【Colum】</b>         |
| 3. 赴任社員の事情を考慮に入れる      | 海外赴任規程の見直しについて         |
| <b>【Advice】</b>        |                        |
| 内示の時期と帯同家族への配慮の重要性     |                        |
| <b>【Colum】</b>         | 第8章 海外赴任の手引きの作り方 ……34  |
| 海外赴任に伴う業務は多岐に渡ります      | 海外赴任の手引書（例）            |
|                        |                        |
| 第2章 パスポートとビザ ……………9    | 第9章 海外赴任者の健康管理 ……36    |
| パスポート／ビザ／中国のビザ申請の例     | 1. 赴任前のオリエンテーション       |
| <b>【Advice】</b>        | 2. 健康診断                |
| 国によって異なるビザの発給要件        | 3. 予防接種                |
|                        | その他の健康に関する注意事項         |
|                        | <b>【Advice】</b>        |
|                        | 予防接種のスケジュール管理に注意       |
| 第3章 給与……………14          |                        |
| 海外赴任に伴う手当              | 第10章 海外の医療事情……………44    |
| <b>【Advice】</b>        | 1. ホームドクター制            |
| 海外赴任者の国内みなし税について       | 2. 医薬分業と家庭常備薬          |
|                        | 3. インターネットを使った         |
|                        | 医療相談・医療情報              |
|                        | <b>【Advice】</b>        |
|                        | 日本での医療費の払い戻し方法は事前に要確認  |
| 第4章 給与負担……………21        |                        |
| 1. 税金は赴任国（地域）に納税する     | 第11章 海外赴任者医療管理規定の作成…48 |
| 2. 円建て所得は就労地で追加申告      | 1. 海外での健康リスク           |
| 3. 海外赴任者は日本では非居住者扱い    | 2. 海外出張者の健康管理対策        |
| 4. 本社の負担は損金に算入できるのか    | 3. 海外駐在員の健康管理対策        |
| <b>【Advice】</b>        | 4. 海外赴任者医療管理規定         |
| 知らずに脱税も                |                        |
| 一海外赴任者の税務上の注意点         | 第12章 海外安全対策 ……………56    |
|                        | 1. 情報収集の方法             |
| 第5章 赴任支度金……………25       | 2. 危機管理意識のチェックポイント     |
| 支度金支給制度／帯同家族の支度金／      | <b>【Advice】</b>        |
| 帰任・再任の支度金              | 誤った対応が命取りに一安全対策の徹底を    |
| <b>【Advice】</b>        |                        |
| 赴任時の支度金の相場はいくら？        | 第13章 海外危機管理 ……………61    |
|                        | 1. 海外進出に伴うリスク          |
| 第6章 保険と年金のしくみ ……………27  | 2. 危機意識をもって対策を講じる      |
| 1. 海外の医療保険             | 3. 緊急事態発生時の危機対策        |
| 2. 赴任社員と帯同家族の年金        |                        |
|                        |                        |
| 第7章 海外赴任・駐在規程の作り方 ……30 |                        |
| 1. 海外赴任規程の在り方          |                        |

|   |  |
|---|--|
| 4. 誘拐事件の対応と対策   |  |
| 5. 秘密の保持  |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 積極的に幅広く情報収拾を<br>行うことが大事   |  |
| <b>第 14 章 海外引越</b> ……………67  |  |
| 1. 荷物の輸送費   |  |
| 2. 引越荷物の保険  |  |
| 3. 海外引越のトラブルケース<br>＜海外引越のポイント＞  |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 海外引越会社を選ぶポイント<br>引越荷物の損傷や紛失による保証は<br>どうなるの？                                   |  |
| <b>第 15 章 税関と関税</b> ……………77   |  |
| 1. 引越荷物の税関手続き   |  |
| 2. 到着地の税関   |  |
| 3. 持ち込み確認が必要なもの   |  |
| 4. 新品の電化製品は要注意  |  |
| <b>第 16 章 子女教育</b> ……………79  |  |
| 1. 企業として支援する体制を   |  |
| 2. 海外の学校の 5 タイプ   |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 海外子女教育が抱える問題を理解すること   |  |
| <b>第 17 章 語学と赴任者研修</b> ……………83  |  |
| 語学研修の重要性 / 赴任者研修の目的   |  |
| <b>[Column]</b>   |  |
| 海外人事業務の DX 化について  |  |
| <b>第 18 章 住居</b> ……………87  |  |
| 1. 住居選びのポイント  |  |
| 2. 賃貸契約する際の注意事項   |  |
| 3. 留守宅管理  |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 安全の要となる住居選びはプロの相談を  |  |
| <b>第 19 章 在留届と在外選挙</b> ……………89  |  |
| 在留届 / 在外選挙 / 在外公館投票 /<br>郵便投票 / 日本国内での投票                                      |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 在外選挙人名簿の登録には約 2 か月かかる！  |  |
| <b>第 20 章 外貨・キャッシュカード</b> ……92  |  |
| クレジットカード / キャッシュカード他<br>アプリを使ったモバイル決済<br>ー海外赴任からの帰国お金に関する<br>チェックポイントー (SMBC) |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 海外送金の方法は多種多様  |  |
| <b>第 21 章 電話とインターネット</b> ……98   |  |
| 固定電話 / 携帯電話 / IP 電話 /<br>インターネット  |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 無料通話サービスは個人情報流出のリスクあり   |  |
| <b>第 22 章 アウトソーシング会社</b> ……100  |  |
| 海外赴任業務代行サービス  |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 海外赴任業務代行サービスを<br>導入する際の注意点  |  |
| <b>[Column]</b>   |  |
| 電子帳簿保存法開始に伴う<br>経費精算の保存方法と注意点   |  |
| <b>第 23 章 国際運転免許証</b> ……………106  |  |
| 取得方法 / 有効期間 / 運転可能な車種   |  |
| <b>[Advice]</b>   |  |
| 国際運転免許証では不十分？   |  |
| <b>第 24 章 赴任先到着から日本帰国まで</b> …107  |  |
| 赴任者が注意して行うこと<br>帰国から生活立ち上げまでのリスト<br>赴任者用タイムチャート<br>便利な情報・関連書籍紹介               |  |

| 手続き項目             | 赴任決定月                           | 4 か月前  | 3か  |
|-------------------|---------------------------------|--|---|
| 赴任者               | 赴任者への内示<br>マニュアルの<br>配布         |  | 赴任<br>確   |
| 航空券 / ビザ<br>パスポート | ビザ申請                            |              | パスポー<br>及び取得  |
| 引 越               | 業者の選定<br>及び連絡                   | 業者による<br>荷物下見  |   |
| 健康管理              | 検診申込・受診<br>予防接種申込・<br>接種        |             | 診断結   |
| 社内手続き             | 海外勤務<br>セミナー及び<br>語学研修の<br>申し込み | <br>子女教育相談 | <br>赴任手 |

| 月前        | 2か月前    | 赴任前月   | 赴任月           |
|-----------|---------|--------|---------------|
| 日の定       |         |        | 赴任者が<br>現地へ赴任 |
| ト申請       | フライト予約  | ビザ取得   |               |
|           |         | 船便の発送  | 到着            |
|           |         | 航空便の発送 | 到着            |
| 果受領       |         |        |               |
| 受講<br>当申請 | 海外保険申込み | 受講     |               |

# 第1章 内示と辞令

辞令は赴任予定日の1か月前には発令し、発令後はすみやかに赴任させる。内示は遅くとも2~3か月前までに行い、当該社員とその家族の承諾を得る。

## 【概説】

### 1. 辞令

海外赴任の辞令は「企業の意志決定」の正式な表明であり、発令後はすみやかに赴任させることが原則です。赴任予定日の1か月前には正式な決定である辞令を発令できるよう、海外人事担当者は次の準備をしておかなければなりません。

#### 人事担当者が内示前にやるべきこと

- ①赴任計画の策定
- ②赴任当該者の人選
- ③赴任先国の労働ビザ取得に要する日程期間の確認
- ④赴任予定日の決定
- ⑤当該者への内示と承諾

### 2. 内示

海外赴任は当該社員1人だけの問題ではなく、当該社員の家族全体の生活環境にも関わることなので、内示は赴任予定日の3~2か月前までに行えるよう準備を進めることが望ましいとされています。が、ビザ取得（帯同家族含む）、赴任前研修、赴任前の事前出張、帯同家族の渡航準備、子女の学校の調整等を鑑みると、最長で6か月前にすることが理想です。

最も重要なのは、国によってビザ取得に困難が伴うため、派遣先の候補となっている国々のビザ取得期間を各事業部門に周知しておくことが肝要です。実際は、組織変更や人事異動検討時期などによって直前になってしまう場合が多いようですが、海外への人事異動については別枠で計画し、

ローテーション計画を予め国内人事異動計画に組み込んでおくことが重要です。

### 3. 赴任社員の事情を考慮に入れる

社員は、海外へ赴任するまでに次のような問題をクリアしなければなりません。人事担当者はこれらの点も十分考慮に入れ、赴任計画を立てなければなりません。

#### 赴任者のやるべきこと

- ① 社内外の業務引き継ぎ
- ② 赴任先国の労働ビザの取得
- ③ 本人・帯同家族への事前研修
- ④ 海外渡航健康診断
- ⑤ 海外引越に関する諸問題
- ⑥ 語学研修
- ⑦ 持家～自家用車の処分

#### Book



#### 海外で結果を出す人は、「異文化」を言い訳にしない

海外駐在員、絶賛！ 2万人が学んだ実践的フレームワークと自己成長への道標。「この国では〇〇だから」つい陥ってしまうその思考が、真の問題からあなたを遠ざける一。海外勤務で誰もがぶつかる「4つの壁」を提示し、それを乗り越えるための技術とリーダーシップを説く、海外赴任者の新定番書。

## 海外赴任に伴う業務は多岐に渡ります

社員を海外に送り出すときには、国内の移動とは比較にならないほど、様々な問題が発生し、手続きも複雑になります。

通常、それらの業務は国際部、人事部、総務部などの海外人事担当者が担いますが、赴任に伴う業務は多岐に渡るため、人員が十分でない場合はアウトソーシングの活用も含めて検討する必要があります。

## ●海外人事担当者の業務例

(セクハラ、現地での訴訟、従業員とのいざこざ)

## (1) 渡航手続き

- ・新規赴任者・帯同家族のビザ取得業務
- ・新規赴任者・帯同家族のビザ管理(更新)

## (2) 給与関係

- ・海外勤務者の給与計算・給与改定・給与支給(送金、明細送付)

## (3) 保険・年金関係

- ・赴任地での健康保険、社会保険等の手続き業務
- ・厚生年金、労災保険関係等、社会保険関連の手続き

## (4) 海外赴任研修

- ・新規赴任者に対する赴任前研修
- ・新規赴任者及び帯同家族に対するオリエンテーション(処遇説明)
- ・帰任決定者へのオリエンテーション

## (5) 海外勤務管理

- ・海外勤務者のローテーション管理
- ・一時帰国管理
- ・年休管理
- ・赴任、帰任費用精算(旅費、宿泊費、引越費用等)
- ・個別事案取扱い検討

## (6) 海外生活支援

- ・新規赴任者の赴任地の住居選定支援
- ・赴任者の引越支援業務(赴任・帰任)
- ・社内貸付金管理業務(家族車購入費用等)
- ・日本食送付サービス管理
- ・書籍送付サービス管理
- ・カフェテリアプラン管理
- ・個別事案取扱い検討(帯同家族の生活に関する事案、子女の教育問題等)

## (7) 健康管理

- ・健康診断管理
- ・海外医療費精算業務
- ・赴任先でのメンタルケア

## (8) 海外危機管理

- ・新規赴任者及び帯同家族に対するオリエンテーション(危機管理上の注意事項)

## (9) 規程・マニュアル作成

- ・海外勤務者取扱規程作成・改訂
- ・海外出張規程策定・改訂
- ・海外現地法人からの出向者取扱い規程策定

## 第2章 パスポートとビザ

ビザの取得にかかる日数は赴任先によって異なり、数か月かかる国もある。ビザが間に合わないと赴任計画が頓挫するので、必ず事前に調べること。

### 【概説】

海外赴任にはパスポート（海外渡航証）と赴任先国（地域）のビザ（入国査証）が不可欠です。

#### パスポート

パスポートには5年用と10年用があります。長期勤務が想定される海外赴任者は10年用を取得しておくと同地でのビザ更新などで赴任期間を概ねカバーできるため便利です。

赴任者がすでにパスポートを取得している場合は、必ず有効期限を確認しましょう。

各国が外国人のパスポートに求める残存有効期間は、滞在期間や入国目的等により様々ですが、おおよそ3～6か月以上とされている場合が多く、長期赴任の場合には、滞在予定期間よりも長い残存有効期間を求められる場合もありますので、日本にある当該国の大使館、総領事館等に必要となるパスポートの残存有効期間をご確認ください。

有効期限がすでに切れている場合は新規取得となります。また、残存有効期間が1年未満である場合には、新しいパスポートへ切り替えることをおすすめします。

なお、20歳未満の子女については5年用となります。赴任期間が長期に渡る場合は、子女のパスポート期限の管理も重要になります。

パスポートは各自治体の旅券事務所に申請してから概ね6営業日で取得できます。

#### ビザ

ビザは赴任先国の在日大使館・領事館・代表機関に申請します。ビザの取得にかかる日数は赴任先国の規定や赴任者の職位・職責、当局側の審査実務の事情などによって異なり、1～2週間で発給される場合もあれば、数

か月を要する場合があります。

取得が遅れる最大の理由は申請書類の不備です。赴任予定日までにビザが間に合わないと赴任計画そのものが頓挫してしまうので、ビザ申請に関しては「内示」の段階から準備を始め、申請に必要な説明事項や申請書類の記入方法などを入念に調べ、辞令の発令と同時に完璧な申請書類を提出できるようにします。また、国によっては外国人の就労条件を学歴や年齢によって制限している場合があるので、赴任者が当該国のビザを取得できる人材であるか事前に人事で検討する必要があります。

| パスポート            | 就労ビザ                     |
|------------------|--------------------------|
| 各自治体の旅券事務所に申請する  | 赴任先国の在日大使館・領事館・代表機関に申請する |
| 申請から概ね6営業日で取得できる | 申請から発給まで数か月かかる場合もある      |

## Advice

### 国によって異なるビザの発給要件

就労ビザの申請要件や申請方法は、国によって異なり、また、よく変更されるため、把握するのが困難です。よって、ビザ申請に関しては、コンサルタント会社や赴任国の会計事務所を通じて手続きするのが無難です。

アメリカ合衆国など、ビザ審査に当たって面接を行う国もあります。面接係官や入国係官は、ビザの種類・書類の妥当性・滞在の目的の詳しい内容の聴取等と同時に、申請者の身なり・態度なども注意深く観察しているので、係官の審査を受ける際には、服装・態度・言葉に十分に注意してください。あまり意識されていないことですが、ビザを発給されても、実際にスタンプを押すのは入国時の係官であることを赴任者に分からせておくことが極めて重要です。

また、すでにビザ発給の実績がある企業に対しては、信用度に応じた対処をする場合がありますが、一旦、重大な過失・不正等が発覚すると、以降の審査が厳格化されることがあるので、細心の注意が必要です。

中国では、年々外国人の就労条件が厳しくなっており、人材のレベルがA～Cに分類され、60歳以上や非大卒、日本国内での二年以上の就労経験がない若年層の外国人が就労することが難しくなっています。

赴任者の選定は、そもそも中国での就労許可規定をクリアしているかどうかを考慮して行わないといけません。中国の外国人に対する就労規定に詳しくない場合は、事前にビザ代行業者やコンサルタント会社に相談されることをおすすめします。

## ●中国のビザ申請の例

2020年3月より、日本国籍の人は訪中する際のビザ免除措置が停止されており、渡航目的に沿ったビザの取得が必須となっています。以前のようにノービザ・パスポートの所持だけで15日間滞在することはできません。

海外赴任者の場合、短期の商業・貿易ビザ（Mビザ）か就労ビザ（Zビザ）を事前に申請・取得する必要があります。

### ○申請及び申請場所

ここでは海外赴任者が主に取得するZビザについて紹介します。Zビザの申請は管轄地域の中国ビザ申請サービスセンターまたは総領事館でのみ受け付けています。申請には、中国国内の労働局で発行される外国人就業許可証が必要です（中国での代理者による取得が可能）。このほか、パスポート、

証明写真、健康診断書などを添えて申請します。

### ○就業に必要な許可証の取得

Zビザで中国に入国した後、15日以内に、許可証に基づいた中国受け入れ企業と労働契約を締結し、外国人就業証を申請します。通常、就業証は10日前後で発行され、この就業証を持って本人が所轄の出入国管理処へ行き、中国に滞在するための居留許可証を取得します。居留許可証は1週間ほどで郵送されるか、申請場所へ赴き、直接受け取ることができます。

### ○有効期間

就業証の有効期間は1～2年間、居留許可証は通常1年で、どちらもそれぞれ更新が必要です。失効すると、再取得が困難になるため、更新時期を常に確認しておくようにしましょう。



※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆トッパントラベル

長年に渡る実績とノウハウで「各国のビザ支援」ができることが最大の強みです。海外人事業務として一括対応し、取得計画の「見える化」、ステータスに応じた課題解決を提案し、赴任計画のコアになる問題点を解決します。

#### ◆日新航空サービスの海外赴任

30 개국以上のビザ取得、3000 社以上の企業との取引実績がある。豊富な社内ナレッジを活かし、ビザ関連ルールの急な変更にも速やかに対応する。また、赴任オリエンテーションから健康診断、語学学校、航空券手配などを一括して請け負う総合サポートサービスも提供している。

#### ◆エムオーツーリスト（商船三井グループ）

ビザに関するスペシャリスト集団（ビザ専門 100% 子会社マイパック）のサポートのもと、短期出張ビザから長期赴任ビザまで、あらゆる国・カテゴリーのビザ（一部を除く）の取得代行業務を行っている。スタッフがほぼ毎日各国大使館を訪問しているため、最新情報の入手も業界最速。

#### ◆JTB ビジネストラנסフォーム

JTB のグループ会社をはじめとし、JTB と取引のある企業・団体やその他一般顧客のビザ申請代行機関として 30 余年の歴史と実績を持つ。経験豊富なスタッフがそれぞれの顧客の専任担当者として対応。ビザのコンサルティングから代理申請・代理受領までを親身になってサポートする。

#### ◆リロケーション・インターナショナル

世界中を移動する、ビジネスパーソンの移動支援を 6000 世帯に行っているトップシェアカンパニー。特に、海外赴任サポート業務で豊富な実績があり、就労ビザ作成、健康診断、予防接種、海外引越、海外住宅など海外赴任に関する煩雑な手続きをワンストップでフルサポートしてくれる。

#### ◆日本橋夢屋

業務渡航のビザ手配に特化し、20 年の実績がある。得意先はジェットロ、東証一・二部、ジャスダック上場企業約 130 社、国立病院機構、中小企業、ベンチャー企業など約 1,100 社に及ぶ。業務ビザの申請が可能な国は 60 개국以上。専門知識でビザ取得をサポートする。なお、航空券の予約にも対応可。

#### ◆長城航空サービスビザセンター（中国ビザ申請代行）

キャノン、ANA、日立製作所など大手企業を顧客に持つ中国大使館認定のビザ申請取得代行旅行社。ビザ申請代行業務は、関東近郊（東京、神奈川、千葉、埼玉、長野、山梨、静岡、群馬、栃木、茨城）在住の方限定で対応する。但し、無犯罪証明などの各種認証業務は全国どこでも代理申請が可能だ。

## 【あわせて読みたい!お勧めの2冊】 海外赴任の準備と手続きについての手引き

海外赴任が決まってからの必要な手続きや準備は多岐にわたります。海外赴任前の方が「何をすれば良いのか?」必要な情報を掲載しています。赴任が決まったら、まず出発までの計画を立てれば何を準備すべきかが明確になります。

### 海外赴任2024 リロケーションガイド

赴任の準備方法や手順など、生活の基盤となる情報を提供



<https://world.relocation.jp>  
海外赴任ナビ➡検索



### 海外赴任ガイド2024

海外赴任情報量 日本最大級! - 海外赴任の準備を支援する情報サイト



<https://funinguide.jp/c/index.html>  
海外赴任ガイド➡検索



海外赴任海外留学海外出張に必要な情報とサービスが、  
全部まとめて一つのアプリになりました!

簡単  
操作



- 海外在住邦人向け現地情報プラットフォーム  
現地生活、ビジネスに役立つ情報を毎日配信
- 海外にいながら日本全国のラジオが聴ける!
- 誰でも自由にアカウントが開設でき、スマホの簡単な操作で写真、動画、テキストによる情報発信&SNS交流が可能!
- 持っていきたい必需品がそろろう!  
準備から現地生活、帰国までのサービスを提供
- マイルや割引特典付き福利厚生サービスが利用できる!
- いろいろできるコンテンツ満載!



iPhone



◀プッシュ通知機能が使える!  
今すぐダウンロード!  
海外生活の「邦人ナビ」アプリ



Android

# 第3章 給 与

海外赴任者の給与は基本給に諸手当を加算するのが一般的。  
国内・海外間の不公平感が生じないようにすることが肝要。

## 【概 説】

### 1. 海外赴任に伴う手当

海外赴任社員の給与は、日本での生活と同等の生活レベルが海外でも保てるように設定します。

給与の体系は、日本国内と同様に基本給と諸手当で構成します。

赴任社員に対する手当としては、海外赴任手当、生活関連手当、ハードシッブ手当、円建て支給、海外役職手当などがあります。

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <b>海外赴任手当</b><br>(海外勤務手当) | 慣れない異国の地での生活や商習慣の違い等によるストレスへの補填、また、奨励的な意味合い等を持つ手当です。<br>支給額については、海外での基本給や他の諸手当がおおむね定まってから決定されることが多いようです。これは、海外赴任手当が時間外労働の意味合いとして支給されたり、賃金額の調整弁としての性格を持つためです。<br>また、手当額は基本となる賃金月額をベースに一定乗率を掛けて求めるケースも多く、定額とする場合でも、家族帯同と単身赴任の場合で手当額に差を設けることがあります。<br>一部では、海外赴任自体が赴任者のキャリア形成につながるもので、海外赴任手当をわざわざ支給することはない、とする意見もありますが、異国の地でストレスを抱えながら業務にあたる負担を考慮すれば、支給すべき手当だと言えるでしょう。 |
| <b>生活関連手当</b>             | 赴任地での住宅手当、帯同家族手当、教育手当、通勤車手当など海外生活を補う費用で現地通貨で支給する手当   |
| <b>ハードシッブ手当</b>           | 赴任地の治安や生活環境の違いなどによって受ける精神的・肉体的負担を補うための現地通貨で支給する手当。海外赴任者が異なる生活環境に適応する際に発生する精神的および身体的な負担を軽減するために支給される、生活条件の違いやその他の不利な要因に対処するための補填手当です。<br>手当の金額は都市ごとに設定された「生活の困難さ」を示すハー  |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>ドシップスコアなどの指標に基づいて計算されることもあります。一般的には固定の金額が支給されます。</p> <p>ただし、家族を連れて赴任する場合や、赴任期間が長くなる場合には、支給額に差異を設けることがあります。</p> <p>また、一定の期間が経過すると支給額が減額されることがあります。</p>   |
| <b>円建て支給</b>   | <p>日本国内で継続加入する健康保険料、厚生年金保険料、賞与などの国内給に該当する支給金と留守家族手当やインセンティブ手当（海外勤務手当）などの円建てによる支給分</p>  |
| <b>海外役職手当</b>  | <p>海外赴任で役職が付いた社員に支給されます。海外赴任の場合、日本で一般職として雇用されている社員が、海外では管理職に就く、あるいは日本で管理職を務めている社員が海外で現地法人の取締役になる、ということがよくあります。</p> <p>これは主に、現地企業との交渉をスムーズに進めたり、ローカルスタッフに対するマネジメントを行いやすくするために、赴任者に役職を付けることが望ましいと考えられるためです。</p>  |
| <b>単身赴任手当</b>  | <p>単身赴任手当（または残留家族手当、留守宅手当）は、家族を日本に残して海外に赴任する社員に支給されます。</p> <p>配偶者や扶養家族を国内に残して海外に赴任する場合、二重生活になり、住宅費や生活費などが増加するため、これらの費用を補填し、また、家族と離れた生活による心身のストレスを和らげる目的で支給されます。</p>  |
| <b>時間外労働手当</b> | <p>海外赴任の場合、現地の労働法が適用されるため、日本の労働基準法は影響しません。また、現地のスタッフ管理に手を焼いたり、業務で必要な語学の習得に時間を割いたり、休日に過ごす娯楽が限られているため仕事をしてしまう赴任者もいます。</p> <p>このような状況を考慮すると、職位や役職に応じて時間外労働手当を支給することは妥当だと考えられます。</p>   |
| <b>子女教育手当</b>  | <p>赴任地に帯同した子女の教育費を会社が負担するものです。国内の場合、通常、教育に関する補助金はほとんど提供されませんが、海外の赴任地では、子どもが通うことのできる学校が限られるため、最低限必要な費用を企業が補填するのが一般的です。</p> <p>子女教育手当の金額は、実費全額を負担する方法や、一定額または一定割合を乗じた額を負担する方法などがあります。また、日本人学校に通う子女に限って、交通費などを含めた実費の全額を支給する場合があります。これは、日本人学校に比べて、インターナショナルスクールや私立学校の費用の方が割高であることが多いからです。</p> <p>日本人学校に通学できるエリアに住んでいても、家庭の教育方針によってインターナショナルスクール等を選択した場合は、差額分を赴任者が負担することになります。</p> <p>日本人学校が居住地の近くでない場合は、インターナショナルスクールや私立学校の実費の全額を企業が支給することがあります。</p> |

給与額の算出方法としては購買力補償方式、別建て方式、併用方式の3つがあります。

|         |   |
|---------|---|
| 購買力補償方式 | 外部コンサルタントが調査した生計費指数などを基準にして給与額を決める              |
| 別建て方式   | 日本国内の月例給与とは別に、海外の事業所が独自の基準で給与を決める               |
| 併用方式    | 日本国内の月例給与を現地貨幣に換算した支給分と、国別や都市の在勤基本手当などを合算して支給する |

どの方式でも「国内と同等な購買力を赴任地でも補償する」という目的は同じですが、今、主流とされているのは購買力補償方式で、海外進出企業の約7割がこの方式を採用しています。

購買力補償方式の利点としては、

- ・外部コンサルタントから提供されるデータを基準に給与額を決めるため、不公平感が生じにくい。
- ・説得力があり、管理もしやすい。  
などがあげられます。

かつては別建て方式が主流でしたが、現在、この方式を採用している企業は2割程度です。

別建て方式が敬遠される理由としては、

- ・海外の事業所が独自の基準で給与を決めるため、赴任社員と国内社員の間で不公平感が生じやすい。
- ・生計費の推移やインフレ率、為替変動などの情報収集や分析にコストがかかる。
- ・急激な為替変動に対応しにくい。  
などがあげられます。

## MEMO

.....

.....

.....

## 同業他社と自社の労働条件を 比較できる書籍



### 国内：海外旅費 実態調査集

人事・総務関連・従業員の  
処遇、賃金・諸手当・福利  
厚生・人事考査・報酬・賞  
与・年取・退職金・その他  
処遇の専門書、出版物を発売。データ入  
手が難しい従業員の報酬・賞与・退職金・  
規定等各社の実態を調査し、総務・人事・  
労務関係の担当者にとって必要不可欠な  
資料集を揃える。

22年度版 国内・海外旅費実態調査集・  
海外旅費/地域別の日当・宿泊費

- ①全地域一律 ②北米 ③欧州 ④豪州  
⑤東南アジア ⑥香港 ⑦中国 ⑧韓国  
⑨中近東 ⑩中南米

・集計 202 社の内訳

業種別：機械 18 社／電気機器 10 社／化

学工業 11 社／食料品 8 社／ゴム 1 社／精  
密機器 5 社／非鉄金属 1 社／鉄鋼 1 社／  
金属製品 7 社／輸送用機器 7 社／その他  
製造 9 社／窯業 9 社／繊維業 1 社／商業  
41 社／建設業 28 社／運輸・倉庫業 7 社／  
情報・通信 16 社／サービス業 18 社／不  
動産 2 社／金融・証券 2 社

・従業員別・連結対象 100 名未満 59 社／  
100～300 名未満 85 社／300～500 名未  
満 18 社／500～1,000 名未満 18 社／1,000  
～3,000 名未満 12 社／3,000 名以上 10 社  
上場別 プライム 17 社／スタンダード・そ  
の他上場 16 社／未上場。169 社

発行：政経研究所

2022 年 11 月 7 日発行

2022 年 5 月調 B5 判・378 頁

業種別・資本金別・上場別 202 社

定価 24,700 円 (税込)



### 労政時報

労政時報は年間購読の  
で単号の購入はできません  
掲載号は国会図書館にて閲  
覧できます。



『労政時報』

第 4047 号 (2022.12.9) の特集記事

- 2022 年海外赴任者の処遇 (労務行政研究所)
- 企業人事としての海外有事への備えと対応
- 〈施行前・改正前の要点整理〉これから施行・  
改正される法令のポイントまとめ
- 2023 年賃上げ見通しと経済・経営環境

■当号に限り海外赴任特集記事

2022 年海外赴任者の処遇

都市別に見た単身赴任者・家族帯同赴  
任者の給与水準・年取総額

■主要都市における単身赴任者の海外基  
本給の水準と対前年上昇率は給与の目安  
として参考になる。

本紙には都市別比較 [図表] があります。

【調査要領】

- 調査時期：2022 年 8 月 18 日～10 月 24 日
- 調査対象：東洋経済新報社『2021 海外  
進出企業総覧』所載の企業のうち、①海  
外現地法人を有する企業、または②海外  
支店・駐在員事務所を有する企業、およ  
び『会社四季報未上場会社版 WEB』所載  
の企業のうち、上記①または②に該当す  
るとみられる企業の計 3823 社。
- 集計対象：上記調査対象のうち、回答  
のあった 86 社。規模別の内訳は、1000 人  
以上 38 社、300～999 人 25 社、300 人未  
満 23 社。

### 税負担の考え方

海外赴任者の場合、長期間にわたり日本では居住しないため、日本国内においては非居住者の取扱いとなります。非居住者の場合、原則、日本において個人所得税等を納付する必要はありません。

海外赴任国においては、原則、居住者となるので、海外現地法人に対して役務提供を行った対価として支給される海外現地からの給与、日本国内から給与、その他フリンジベネフィット（住居費等）を合算した総額が個人所得となり、個人所得税が課せられます。

ただし、海外赴任者の場合は、この個人所得税の自己負担は少なく、会社負担で個人所得税も別途支給されることがほとんどです。その理由としては、海外赴任国ごとに応じて税法が異なるからです。シンガポールや香港、米国のテキサス州（米国においては州ごとに州税が異なります）は個人所得税が比較的少なく、タイやベトナム、米国のカリフォルニア州は比較的が多くなります。

日本と同じ金額を総支給で支給した場合、香港に赴任したら個人所得税が日本より少なくなり、手取りが増え、タイに赴任したら個人所得税が日本より多くなり手取りが減る可能性があります。

このように赴任国においての、平等性や公平性が担保できないため、海外赴任者の給与は手取総額で決められて、海外赴任国の個人所得税は会社が負担します。

### みなし個人所得税とは

海外赴任者は、日本でも原則、個人所得税の納税がなく、海外赴任国でも個人所得税を会社が負担するので、日本国内で働く従業員と比べて、大きなメリットとなります。

日本で働く従業員との平等性や公平性を担保するために、日本で居住したとみなして、個人所得税等を算出して海外赴任者の給与から控除することを「みなし所得税」といいます。

日本で働く従業員との平等性以外にも、日本でのみなし個人所得税を控除する目的は、日本で居住した場合と同等のみなし個人所得税を負担している代わりに、会社が海外赴任国の個人所得税を負担する根拠にもなります。

### みなし税の対応方法

海外給与を併用方式で構築している場合、海外給与を算出する際に、海外赴任時点（辞令発令時点等）の日本の国内給与の手取額を基準に構築している会社が多いかと思います。この手取額を算出する段階で、実際に控除されている個人所得税および住民税を併用方式では、みなし税として控除していることとなります。

購買力補償方式で構築している場合は、海外給与を算出する際に、赴任時点

(辞令発令時点)で理論年収を算出して、この理論年収をベースに海外給与を算出する会社が多いか思います。この理論年収で、みなし税を計算し、海外赴任後の国内給与から控除している場合が多いです。

みなし税を個人負担として控除している企業は、約80%となり、残りの20%は、みなし税を個人負担として控除していないこととなります。みなし税を個人負担としている企業に比べ、みなし税を個人負担としていない企業の海外赴任者は、大きなメリットとなります。

みなし税を算出するにあたり、多くの企業が、みなし所得税とみなし住民税を対象にしているかと思います。みなし税の算出に関しても、各企業で色々な考えや事務作業の効率等を考慮して、算出方法を決めています。

みなし税については、会社に対応方法を最も悩む点の一つかと思います。過去には、海外赴任規程上は、みなし税を控除することになっていたが、実際の給与支給の際に、控除をしていなかった会社もありました。

実務面以外にも海外赴任者に対して、みなし税を控除する説明をし、理解してもらうことも難しいかと思います。

### 寄付金課税とは？

また、海外子会社が給与負担金の受け入れをせず、本国親会社からの給与支払いを行った場合、子会社に対する贈与とみなされます。

この際、課税当局により寄付金課税や移転価格規制など、余分な税負担が発生する例が近年増加傾向にあります。

たとえば企業のグループ間取引が「利益移転」に当たるとされ、親会社が損金として計上していた給与を寄付金扱いとされ、寄付金課税の対象になるというものです。

グループ間取引、課税拡大、増・減資や出向社員の人件費、国税、「利益移転」調査が厳しく、また海外子会社を今後立ち上げ、日本国内の親会社社員が出向する形で現地監督を行う場合、この役務に対して海外子会社による対価の支払いが行われていないとして課税当局に指摘を受ける可能性があります。

情報提供：ガルベラパートナーズ

## Book



### すっきりわかる！

### 海外赴任・出張 外国人労働者雇用

藤井 恵

グローバルビジネスのスペシャリストによる法律系知識と異文化知識の初の共著。海外赴任する本人や家族にも役立つ、知っておきたい税務や社会保険と海外で暮らすための知識が得られる。また、話題の外国人雇用の入国・入社から退職までのポイントや注意事項を知ることができる。

※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

購買力補償方式のデータを提供するコンサルタントとしては、次の民間機関が知られています。

#### ◆ EYJapan サーベイ

国内 200 社以上の海外赴任者の手当・処遇・税務の実態調査。

EY では、昨今の状況を踏まえたサーベイを実施し、海外赴任を取り巻く状況を分析、未来への提言を行っている。レポートでは毎回、海外赴任者の所得税・社会保険、人件費負担、イミグレーション、給与・福利厚生など、最新のトピックを取り上げており、海外事業を行う企業から熱い支持を得ている。

#### ◆ AIRINK (株式会社リロケーションインターナショナル)

1954 年発足。米国マサチューセッツ州ケンブリッジに本拠を置き、“生計費指数データプロバイダー”の世界ビッグ3に入る。企業のグローバル化戦略をサポートするためのデータサービスと、高い洞察力によるコンサルティングサービスを提供し、精度の高い海外給与体系を構築することが可能だ。

#### ◆マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティング (マーサージャパン株式会社、Mercer Japan Ltd.)

ニューヨークを本拠地に世界 41 개국、約 145 拠点に及ぶグローバルネットワークに、14,000 名以上のプロフェッショナルを擁する世界最大の組織・人事マネジメント・コンサルティング会社。1975 年に開発された「世界生計費レポート」をベースに、1988 年には「日本人世界生計費レポート」を開発、累計で 400 社を超える日本企業に採用されている。

#### ◆タワーズワトソン

イギリスの『エコノミスト』誌の発行元 TheEconomistIntelligenceUnit (EIU) が過去 30 年にわたり世界規模で実施し、1000 社以上の多国籍企業や各国の行政機関などにも採用されてきた、欧米企業向けの世界生計費調査 (W-COL) を基準に日本人海外赴任社員向けの生計費指数 (J-COL) を提供している。

## Book



### ジェトロ世界貿易投資報告 2023 年版 (PDF 版)

混乱極める世界経済、求められるビジネス戦略の再構築  
世界全体と主要国・地域の経済・貿易・直接投資・通商ルール動向を豊富なデータを用いて分析する年次レポート。本年は、世界経済の混乱要因と、貿易・投資、企業活動に与える影響に焦点を当てた。また、人権尊重や脱炭素化などの政策領域が法制度等と連動するトレンドも取り上げる。

# 第4章 給与負担

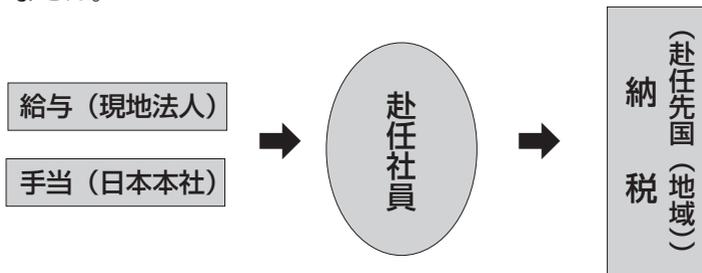
赴任社員の給与は現地法人が負担するのが原則。  
赴任社員の収入にかかる税金は赴任先国に納める。

## 【概説】

### 1. 税金は赴任国（地域）に納税する

海外の現地法人で働く赴任社員の給与は現地法人が負担するのが原則です。また、給与、賞与及び留守宅手当などを含む赴任社員の収入は、すべて赴任先国（地域）の「源泉」になります。

現地法人の収益やローカルスタッフの給与体系との整合性（所得格差、海外勤務者の安全上の問題）などによって、赴任社員の給与の一部（海外勤務手当・賞与・留守宅手当など）を日本の本社が支給することがありますが、この場合も、赴任社員の収入はすべて赴任先国（地域）の「源泉」になります。支払い先が日本の本社でも、海外の支社や駐在事務所でも関係ありません。



また、海外赴任中の社員は非居住者として扱われ、海外勤務で得た報酬には日本の所得税は課税されません。ただし、出国までに日本国内で得た報酬について源泉徴収された所得税は年末調整と同じ方法で精算されます。

## 2. 円建て所得は就労地で追加申告

海外赴任者の税務申告は現地法人から受け取った収入に合わせて、国外所得（日本本社から円建てで支払われた賞与・留守宅手当なども含む）も追加申告して納税することになります。

どの国においても、あくまでも脱税は犯罪であるということを強く認識し、海外赴任者の個人所得税の申告は、赴任国の税法に則って適切に行うことが原則です。意図的でなくても、赴任国の税務当局が悪質な不正行為と判断し処罰の対象とした場合に、過去に遡って赴任国の全日本人勤務者が調査対象とされ莫大な追徴が課される恐れがあり、さらには以降の税務調査が厳格化され、場合によっては企業の信用を著しく損なう可能性が排除できないため、十分な注意が必要です。また、国外所得を赴任先国で申告する場合、現地法人、海外支店、駐在事務所などは日本本社と連絡を密にして、一定期間に迅速に行わなければならない、これを怠ると日本本社だけでなく海外赴任者個人の責任も問われるので十分な注意が必要です。

## 3. 海外赴任者は日本では非居住者扱い

海外赴任者は、日本では非居住者として扱われ、海外勤務で得た報酬には日本の所得税は課税されません。ただし、出国までに日本国内で得た報酬について源泉徴収された所得税は、年末調整と同じ方法で精算します。

## 4. 本社分の負担は損金に算入できるのか

日本本社が海外赴任者に負担した報酬は、日本の法人税で損金として算入できるのか。この問題に関しては、国税当局や専門家の間で見解が分かれています。会計士等に最新の税法上のアドバイスを受けてから記載することをおすすめします。

いずれにせよ、給与格差補てんとして損金算入処理をするため、税務当局に事前の同意を得るには相当の客観的な妥当性が問われることとなります。特に、赴任地の給与基準の妥当性については、利益調整や不正の温床となる可能性があるため、税務調査時に厳格なチェックが行われる場合が多く、具体的かつ明確な現地給与基準を設け、各現地法人において適切に運用されているかどうかの説明が可能なエビデンスを揃えて置くことが重要です。

## Advice

### 知らずに脱税も——海外赴任者の税務上の注意点

脱税は重大な犯罪です。このことは日本でも海外でも同じです。脱税の嫌疑をかけられないよう、海外赴任者の個人所得税の申告は、赴任国の税法に則って適切に行うことが重要です。

脱税の意図はなくても、赴任国の税務当局が「悪質な不正行為」と判断し、処罰の対象とした場合は、過去に遡って赴任国の全日本人勤務者が調査対象とされ、莫大な追徴が課されることがあり、また、それ以降、税務調査は厳格化され、場合によっては企業の信用を著しく損なう可能性もあります。

従って、国外所得を赴任先国で申告する場合は、現地法人、海外支店、駐在事務所の担当者は日本本社と連絡を密にして、一定期間に迅速に行うようにします。これを怠ると、日本本社だけでなく赴任社員個人の責任も問われるので十分な注意が必要

です。

また、日本本社が赴任社員に支払った給与や手当に関する税法上の扱いとしては、日本本社が給与格差の補てんを目的として給与の一部を支払った場合は、条件付きで損金に算入できることがあります。

ただし、この場合、税務当局の同意を得るには相当の客観的な妥当性が問われます。特に、赴任地の給与基準の妥当性については、利益調整や不正の温床となる可能性があるため、税務調査時に厳格なチェックが行われる場合が多いので、具体的かつ明確な現地給与基準を設け、各現地法人において適切に運用されているかどうかの説明が可能なエビデンスを揃えておくことが重要です。

詳細については、最寄りの税務相談室か税務署に問い合わせを。

## Book

### <人事担当者向け>

#### 七訂版 海外勤務者の税務と社会保険・給与 Q&A 藤井 恵



海外人事等実務担当者及び海外勤務者の必携書。最新の情報を基に、海外勤務者の税務、社会保険・給与事務から主要国の個人所得税概要・租税条約、海外勤務者規程の作成、海外での危機管理などを Q&A により要点を解説。コロナ禍で一時帰国して業務を行うケース、リモートワークなどに関する関する新聞を追加。

#### 【主要目次】

- |     |                    |      |                       |
|-----|--------------------|------|-----------------------|
| 第1章 | 社会保険上の取扱い          | 第7章  | 赴任者コスト管理              |
| 第2章 | 海外勤務者の日本における税務     |      | (総コスト管理と現地法人からのコスト回収) |
| 第3章 | 各国の個人所得税概要         | 第8章  | 危機管理と健康管理             |
| 第4章 | 海外勤務者に関連する各国との租税条約 | 第9章  | 外国人の本社採用と海外赴任         |
| 第5章 | 海外給与体系             | 第10章 | 海外子女教育                |
| 第6章 | グローバルな規程の作成        | 第11章 | その他                   |

※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆ガルベラパートナーズ

東京、大阪、福岡に拠点を構え、海外に進出する企業に対してワンストップで相談に応える。年間 50 ～ 70 社に対してコンサルティングを行っている。「他社と比較したい」「赴任者コストを引き下げたい」「会社・本人双方の納得感がほしい」といった相談にも、専門家ならではの知見で応える。

#### ◆ KPMG の海外進出支援窓口

世界 31 か国 85 都市に、約 800 名の日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルが在籍。海外現地法人に対して、会計監査、税務、トランザクションサービス、財務アドバイザー等の幅広いサービスを提供する。日本においては、カンントリーデスクを設置し、本社のニーズに迅速かつ的確に対応する。

#### ◆ PwC JAPAN 日本企業の海外事業支援

日本に統括本部を構え、世界 41 か国・地域に専門家を配し、きめ細かなサービスを日本語で提供。また、世界 152 か国に約 32 万 8,000 人以上のスタッフを擁する PwC のグローバルネットワークを通じて各国の情報を本部に集約、世界経済の情勢を的確に把握し、経営戦略に資する情報を顧客にタイムリーに届ける。

#### ◆ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

国際業務に強い草分け的存在の法律事務所として長年海外とのクロスボーダー取引に携わる。米国・欧州その他の先進国に関連する事件や、アジア諸国その他新興国に関連する事件を、東京オフィスおよび中国・東南アジア諸国の拠点に所属する弁護士が、長年の蓄積と最新の情報を活用して全面的にサポートする。

#### ◆ 大手町会計事務所 納税管理

「海外に転勤し、家を賃貸に出したので、不動産所得として確定申告や納税が必要」「日本非居住者だが、日本の不動産を売却し譲渡所得を得た」といった方の納税管理人の代行、確定申告書の作成から提出、税務署への応対を含めて専門税理士が一括で対応。日本に帰国する必要がなく、メール、電話、郵送で完結できる。

#### ◆ AP アウトソーシング

海外のプロフェッショナルファームとのネットワークを活用し、日本企業の海外進出・海外事業運営をサポート。給与・社会保険サービス業務では、単なる給与計算処理、社会保険手続代行に留まらず、各種管理レポートの作成、労務コンサルティング等、エンド・ツー・エンドのサービスを提供する。

#### ◆ SEKIYAMA U.S. Tax Consulting LLC

米国公認会計士 (USCPA) によるアメリカ所得税の個人確定申告書 (タックスリターン: Form 1040) の作成、タックスコンサルティング、アメリカ給与計算等を行う。米国在住の駐在員・出向者・短期出張者及び現地採用社員、米国個人納税者番号やパスポート認証の必要な方等をサポートする。

## 第5章 赴任支度金

赴任時及び帰任時には支度金を支給する。  
家族が帯同する場合は家族分も加算する。

### 【概説】

赴任時および帰任時には、企業の制度として支度金を支給するのが一般的です。支度金に関する制度や基準は企業によって異なりますが、大まかな仕組みは次の通りです。

#### ①支度金支給制度

支給基準を要素別に分けると、「資格・役職ランク別」「家族帯同・単身赴任別」に設定している企業が多く、そのほか、「一律定額」「駐在期間別」「基本給など賃金にリンク」などで設定している企業もあります。また、それらを併用して基準を設けている場合もあります。

赴任者本人への支度金支給額は役職によって幅がありますが、「赴任地別」に設定している企業は少なく、ニューヨークと東南アジアの各都市とを比べても支給額にそれほど大差はありません。

#### ②帯同家族の支度金

海外勤務者が家族を帯同する場合、本人分に家族分の支度金が加算されるのが一般的です。帯同家族（配偶者および子女）の支給基準については、「本人分とは別に帯同家族分を設定」している企業が多く、その設定基準としては、「一定率で設定」が4割弱、次いで「一定額で設定」と「本人分と同額」がほぼ同じで3割弱です。「帯同家族分は支給しない」という企業はほとんどありません。

帯同配偶者の支給額を「本人の支給額に対する一定率」と設定している企業の支給率を見ると、本人の支度金の「50%」としている企業が過半数を占め、「本人と同額」は3割弱です。

帯同子女については「人数制限なし」で支給する企業がほとんどで、支給額については本人の10%程度に設定している企業がほとんどです。

### ③帰任・再任の支度金

赴任先国から日本へ帰任するときの支度金基準は、「赴任支度金と別基準」と「赴任支度金と同額」がほぼ同じ割合で、両方合わせると9割を超えます。別基準の場合は、赴任時より帰任時の方が多少増額されています。再赴任については「初回赴任と同額」と設定している企業が9割を占めます。初回も再任も支度金に関しては変わらないというのが一般的です。

#### Advice

#### 赴任時の支度金の相場はいくら？

赴任時の支度金に関しては、「駐在期間」も含めて基準を設定している企業もあります。しかし、「赴任地」が考慮されることはなく、多くの企業が「赴任先がニューヨークでも東南アジアの各都市でも同じ」としています。

帯同配偶者の支給額に関しては、「本人の支度金の50%」としている企業が過半

数を占め、「本人と同額」は3割弱です。帯同子女については人数制限なしで支給する企業がほとんどで、支給額については「本人の10%」程度に設定するのが一般的です。

なお、帰任時の支度金は赴任時よりも多く支給するのが一般的です。

#### Book

### 海外出張・海外赴任の税務と社会保険の実務ポイント

藤井 恵

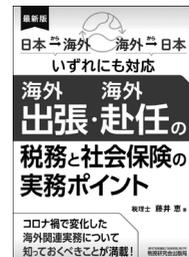
ようやく海外出張も、制限なく行えるようになりました。この書籍では、この変化に対応するための実務上のポイントについて、Q&Aでわかりやすくまとめました。海外との取引があれば、海外出張はどのような会社でも関係してきます。コロナ禍以降、出張が長期化するなどで、税務リスクをほらむケースがふえてきました。多くの企業の実情を見てきた著者だからこそわかる、トラブルになりやすいポイントに絞って取り上げています。

#### 【主要目次】

- I 海外出張編
- II 海外赴任編
- III 海外リモートワーク編
- IV 外国人の受け入れ編

海外赴任については昨今特に相談が増えてきた事例をピックアップしてQ&Aにしています。ビザ問題、法人税の問題など、トラブルが起きる前に対処できるよう、実務担当者にぜひ事前に学んでいただきたい事例が満載です。

日本企業に外国人を呼ぶケースが、大企業だけでなく中小企業でも増えています。本書では、「出る」「入る」両方のケースを、1冊でわかるようにまとめています。



## 第6章 保険と年金の仕組み

医療保険制度は先進国と途上国で大きく異なる。  
年金の受給資格は赴任の形態によって異なる。

### 【概説】

#### 1. 海外の医療保険

海外で病気やケガで治療を受けると、欧米など赴任国によっては日本の10～20倍の治療費や入院費がかかる場合があります。保険の加入を怠ると高額の治療費を派遣企業が負担することになりますので注意が必要です。

##### ①先進国の医療保険制度

先進国と途上国では、医療保険の事情がまるで違います。アメリカとヨーロッパ諸国でもかなりの差があります。

アメリカ以外の先進国の多くには、国営・公営の医療保険制度があり、赴任社員も加入できます。雇用する企業が保険金を一部負担するなど、日本の健康保険制度に似ています。

##### ②アメリカの医療保険制度

アメリカには公的な健康保険制度のないため、民間の医療保険を利用することになります。

アメリカで医療機関にかかった場合、現地の民間保険会社と病院側との治療費の決済に数か月かかることがあり、患者の実際の負担額・保険会社の負担額の内訳が非常にわかりにくくなるケースが散見されます。

また、書類不備等で追加書類を海外勤務者に要請しても、現地の事情に不慣れなため、入手することが困難だったり、場合によっては現地の医療機関がなかなか発行してくれない場合もあります。

##### ③海外旅行傷害保険と海外駐在員総合保険

赴任社員の場合は、海外旅行傷害保険の長期延長（最長5年まで）や海外

駐在員総合保険などでカバーするのが一般的です。

また、日本のほとんどの健康保険は海外で支払った医療費に対して、規定の金額を払い戻す制度があります。必要書類をそろえてから加入健保組合に提出すれば支給されます。

ただ、日本の健康保険に海外医療費の申請をする場合、所定の様式で細かく必要情報を記述されていなければ、申請受理されない場合があります。特に、症状や治療の内容を現地の医師の署名入りで提出しなければならなかったり、領収証や支払明細を全て取り揃えて提出する必要があるため、非常に手間がかかります。

#### ④保険の注意点

どのような保険を利用するにせよ、赴任前研修等で、赴任国の医療事情や保険制度を詳細に説明し、医療費を日本の健康保険に申請する場合の注意事項をきちんと理解させておくことが重要です。また、医療費や現地保険会社からの医療費補助明細などは、細かくチェックし、必ず保管しておくことも徹底させましょう。

## 2. 赴任社員と帯同家族の年金

日本国籍があれば、海外に赴任しても厚生年金、共済年金の継続は可能です。また、20歳以上65歳未満なら任意で国民年金にも加入できます。帯同家族も国内在住時と同じ扱いです。

ただし、赴任の形態によっては日本国籍であっても厚生年金の加入資格が赴任期間中は失効するので、将来の年金受取額の確保をするため、国民年金に任意加入することになります。

#### ①赴任の形態による年金資格の違い

海外赴任は「海外出向」「海外出張」「海外派遣」の3つに分類されます。

「海外出張」「海外派遣」の場合は、本国出向元企業との雇用関係は継続しているので、被保険者資格も継続されます。厚生年金と国民年金の保険料を払った期間が合計で25年以上になれば、老齢年金の受給資格が得られます。

「海外出向」には「在籍出向」と「移籍出向」の2種類があります。

「在籍出向」とは、本国の出向元企業に籍を残したまま赴任先である出向

先企業の指揮命令を受け勤務する形態で、賃金の全額が出向先企業からの支払いでない限り厚生年金、健康保険、雇用保険などの被保険者資格は継続します。

ただし、「移籍出向」の場合は、本国出向元企業との雇用関係が一旦終了するため、上記被保険者資格はすべて喪失します。

## ②国民年金

国民年金へ任意加入する場合は、社団法人日本国民年金協会へ申込書を請求します。申込書は大使館など在外公館にも備えてあります。

保険料は協会の口座に振り込むか、日本の銀行口座からの引き落としの手続きをします。

国内の最終居住地に親族がいれば、加入手続きや保険料の納付などの代行が可能です。企業や現地法人が赴任社員や帯同家族の手続きを代行するケースが多く見られます。

## ③二国間社会保障協定

従来は、日本で厚生年金の被保険者資格を継続している海外赴任者であっても納税同様、赴任地国・地域での社会保険制度加入を義務づけられる例が多く、年金のように長期間加入し続けなければならない社会保障の保険料は、赴任者の帰任と同時に掛け捨てになっていました。

この制度を改めるため日本は、ドイツ、イギリス、韓国、米国などと、年金保険料の二重払いを避ける（原則5年以内）目的の「二国間の公的年金制度に関する適用調整」や、双方の国での年金加入期間の合算と受給関係を規定する「年金の受給権の取得を目的とした両国における保険期間の通算」を内容とする二国間社会保障協定を発効させています。

このため、たとえば、日本の厚生年金加入者が5年以内の任期中に米国に赴任した場合、米国の年金制度に加入しなくてもよく、また両国で年金制度に加入した期間が通算されるようになり、さらに、米国で1年6か月以上年金に加入すれば両国の通算加入期間に応じた老齢年金が米国の年金制度から支払われ、両国の通算加入期間が25年以上になれば日本の年金制度から老齢年金が支払われることになりました。

二国間社会保障協定に関して詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

# 第7章 海外赴任・駐在規程の作り方

海外赴任者の不安を払拭する為にも、  
漏れのない海外赴任規定を定めること。

## 【概説】

### 1. 海外赴任規程の在り方

海外赴任規程とは、海外赴任者の給与や処遇など、海外労務に関する会社の取り決めを明示したものです。海外に1箇所でも拠点を持つ企業ならば、赴任者に安心して海外勤務をしてもらうために、まず何よりも先に海外赴任規程を整備しておく必要があります。

もし規程がしっかりと定められておらず、赴任者からの問い合わせにその都度の対応をしてしまうと、赴任者が不満を持ったり、複数の海外赴任者間で不平等・不公平が生じてトラブルにもなりかねません。

海外赴任者の不安を払拭し、企業として公正な労務管理を行うために、漏れのない海外赴任規程を定めておくことが重要です。

### 2. 各国の労働法も事前に調べる

海外赴任者の労務管理は、日本の労務管理とは異なる点が多く、国によってさまざまな制約を受けます。例えば、勤務時間、給与、税金等、各地の労働法に従った労務管理が求められます。特に給与や税金に関する項目は赴任者の生活に直結してくるため非常に重要であり、赴任者に海外でも日本と同等の立ち回りができる環境を保障するためにも、事前に注意点を把握しておくべきです。

### 3. 海外赴任規程の記載事項

海外赴任規程の記載事項は企業によって異なります。しかし、一般的に記載が必要な事項は以下になります。

## ① 給与

海外赴任者の給与は、日本勤務の社員と同じ給与体系で支給することができません。なぜなら、派遣される国によって物価や給与水準、所得税等は異なり、海外手当や子女教育手当といった基本給以外の諸手当が発生するからです。人事としてはこのような特殊な事情を考慮しながら、海外赴任者の給与体系を定めなければなりません。

## ② 勤務条件・休日

海外赴任先の国によっては、時間外労働や休日勤務の割増賃金が日本と比べて高く定められています。例えば、中国の場合、国が定めた祝日に社員を労働させると、企業は通常3倍の賃金を支払わなければなりません。日本の祝日と海外の祝日は一致していないことも多く、日本の暦に沿って業務を進める必要がある企業は注意が必要です。予想外のペナルティを避けるためにも、海外赴任規程には勤務条件や休日の取扱いを明確にしておく必要があります。

## ③ 税金・保険料等

税金や保険料等に関する取り決めは、給与規定と同様に非常に重要です。海外赴任者が日本で加入している社会保険や、現地で加入できる保険制度を把握し、会社負担を明確にしておく必要があります。

## ④ 赴任・帰任手当

海外勤務にはさまざまな費用が必要です。渡航に際しては、まず飛行機代があげられるでしょう。海外赴任規程では、海外赴任者の役職に応じて飛行機のクラスを変える旨を定めている企業も少なくありません。

また、労いの意味を込めて、赴任と帰任時のみ役職を問わずビジネスクラスが利用できるとしている企業も多いようです。

## ⑤ 海外勤務規程の見直し

海外勤務規程は一度作成したら終わりではなく、日々変容する海外の事情に合わせて修正や定期的な見直しが必要です。

改定する際は、実際に海外赴任していた社員にヒアリングを行いながら、より実用的な規定になるよう修正しましょう。

**社員が安心できる支援体制を**

世界的なパンデミックを経験した今、特に海外へ社員を赴任させなくてはいけない海外進出企業では「安全配慮義務」や「健康配慮義務」、そして「福利厚生制度」などの見直しや新たな制度策定に動き出しています。

日本でも感染が拡大したことで、これからは今まで以上に海外での勤務、生活に難色を示す社員の増加が懸念されています。

海外での危機管理や安全対策はもちろん、メンタル的な問題解決と安心して生活できる支援体制が求められてきます。

また、日本国内社員との福利厚生格差是正など、待遇面での見直しも検討材料として挙げられます。

このような変化に対応するために海外赴任規程の見直しを進めている企業も少なくはありません。

**実情に見合った赴任規程の制定を**

グローバルに展開される企業にとって、海外社員の安全な生活や、住居の確保、給与基準設定について悩むことが多いと思われます。

こうした際の「海外赴任前と同じレベルの生活水準を保障するためのルール作り」が、海外赴任規程の本来の目的です。衣食住だけではなく、給与や税金、労務の部分は、他社の模倣を行ってしまうと混乱を招く元になります。

そのため、各社それぞれの実情に見合った海外赴任規程の制定が重要になります。

また、海外赴任規程（海外勤務規程）は、他社のマネをして作成すべきではありません。

「取引先から規程を見せてもらって、それをもとに作成した」というケースが多々ありますが、下記のような問題が生じます。

- ・福利厚生が手厚すぎて、会社に負担がかかる。
- ・海外と国内の給与体系に整合性がなくなる。
- ・海外赴任者の処遇に一貫性がなく、従業員ともめる。

いずれにせよ、会社が従業員に負担がかかることになり、それを後から修正することは、不利益変更などの問題が生じるため、難しいです。

「将来複数拠点を持つかもしれない」「大手のような手厚い福利厚生はできない」など現時点から分かっている点を考慮するだけでなく、「医療費」「住居」「勤務時間」「社会保険」「税金」「家族帯同」「一時帰国」など想定しうる全ての項目について、再検討する必要があります。

情報提供：ガルベラパートナーズ



## 海外人事の第一歩は 海外赴任規程の作成から

給与規程／関連規程の作成と見直し／赴任業務のアドバイスとサポート

### 40年の経験と実績による専門的アドバイス

弊社は海外赴任に関する情報を、冊子とホームページを通して40年間発信してきた実績があります。その為、海外赴任業界において信用の高い海外赴任関連企業が参加するプラットフォームとして、絶大な認知度を有しています。人事担当者様に的確なアドバイスでサポート致します。

### 必要なサービスのみが選べるので経費の節減に

給与体系のみアドバイスが欲しいなど、必要な案件毎に提携企業をご紹介します。弊社を介することで余計な費用が発生することはありませんので、安心してご利用いただけます。

### これまでのご相談例

- ・新たに海外勤務規程、海外給与規程を作ってほしい。
- ・海外赴任者の給与体系や社会保険の適用がわからないので他社を参考に決定したい。
- ・初の海外事業所開設で、何から始めていいのかわからない、トータルでサポートして欲しい。
- ・業務のアウトソーシングと管理システムを導入したいので業者選定のポイントが知りたい。

### アドバイスとサポート

現地の社会情勢にマッチしているか、他社と比較して不公平感が生じていないかなど、規程策定には確認要件があり、自社で実施するのは決して容易なことではありません。規程の策定に不安がある方、また、海外赴任業務に関するアドバイスをご希望される方は、ぜひ一度、40年の実績がある弊社へご相談ください。

### 電話等の勧誘は一切なし

弊社は海外赴任に関する情報発信プラットフォームを本業としており、担当者様のご要望によってのみ対応しますので、電話などでの勧誘等は致しません。

#### 海外生活株式会社

連絡先：〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 633  
TEL:03-6265-0491 FAX:03-6265-0494 E-mail:lchiba@kaigaiseikastu.co.jp



## 第8章 海外赴任の手引きの作り方

海外赴任手引書を作成・配布すれば、  
情報の共有や個別対応業務の軽減ができる。

### 【概説】

海外への赴任が決まった社員に対しては、人事部が作成した海外赴任に関する手引書を配布するのが一般的です。手引書を作成するメリットとしては、赴任者や家族から直接人事部へ問い合わせが来ることによる個別の対応業務を軽減できたり、複数の赴任者への案内を一元化し、情報共有できること等があげられます。

### 「海外赴任の手引書（例）」

1. 赴任の流れ ……スケジュールや心構え等
2. アウトソーシング会社指定の場合 ……連絡事項など確認
3. 社内手続きについて ……赴任準備にかかる費用の会社負担について
4. 親戚、友人などへの通知 ……案内状を出す
5. パスポート／ビザ／航空券 ……申請方法から受領までの流れ
6. 健康診断及び予防接種 ……国内及び赴任先の医療機関、  
接種ワクチンと接種スケジュール、費用負担など
7. 海外引越／留守宅管理 ……海外引越の手順とトランクルームや  
留守宅管理の紹介
8. 不用品の処分 ……年式の古い電化製品などはこの際処分する
9. 語学研修／赴任前研修 ……受講の方法、実施日、  
語学スクール紹介、費用負担について
10. 子女教育関連 ……国内の退学手続きと海外編入手続き、  
子女教育手当について
11. 社会保険／福利厚生関連 ……社会保険、年末調整、福利厚生等
12. 赴任国到着後の手続き ……在外公館、在留届の提出等
13. 一時帰国 ……一時帰国の会社規定と自己都合
14. 緊急時の連絡先 ……海外、日本本社を含む緊急時の連絡先

海外赴任者に  
価値発見  
**40**<sup>th</sup>

## 海外赴任者と家族が常にスマホで利用できる！ 赴任業務管理用アプリ

- 大切な情報はアプリに保管し、アプリを赴任者のスマホに配信できます。海外の勤務地で働く海外赴任者とその家族、そして、貴社の赴任業務簡略化のために開発したアプリです。
- 緊急な情報通知などをエリア別、業務別に分けて発信出来て、赴任者にプッシュ通知で知らせることができます。
- 海外赴任規程や危機管理規程を、アプリの電子本棚で保管でき印刷代など経費削減になります。



### オプションも豊富

毎年、6万世帯が利用している「海外赴任・留学出発までのスケジュールチェックノート」をはじめ、アプリ特有のプッシュ通知機能、チャット機能など、海外勤務、リモートワークに役立つ便利な機能を満載しています。

予算は20万円から、しかも毎月の費用はかかりません！

### 海外生活株式会社

連絡先：〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 633  
TEL:03-6265-0491 FAX:03-6265-0494 E-mail:Ichiba@kaigaiseikastu.co.jp



## 第9章 海外赴任者の健康管理

海外では日常的な健康管理、健康対策が必要。  
健康診断と予防接種、歯科治療は、必ず出国前に受ける。

### 【概説】

#### 1. 赴任前のオリエンテーション

海外赴任社員や帯同家族が病気になると、日本国内以上に業務上大きな影響を及ぼすことになりかねません。海外人事担当者は、そのことを本人や帯同家族に十分自覚してもらい、健康への配慮を促すことも大切です。

赴任前に業務の研修と同時に、生活環境のオリエンテーションを行えば、当該国での心理的ストレスに起因するカルチャー・ショックの緩和にも役立ちます。さらに、現地の人の思考、気質、生活慣習、宗教、言語、保健・医療状況などを知れば、現地邦人との日常交流にも役立ち、ビジネス面でも成果が期待できます。このような考えから、赴任社員と帯同家族を対象に生活環境に関するオリエンテーションを開く企業が増えています。オリエンテーションでは下記がポイントとなります。

##### 気候・風土の違い

気候や風土は生理的ストレスに由来する健康トラブルと密接に関係するので、赴任地の気候や風土、平均気温、湿度、降雨量などについて説明する。

##### 水や食事上の注意

途上国では飲料水が食中毒や伝染病の感染源となるが、先進国でも飲料水で下痢症が発生することが多いので、安全な水の使い方について説明する。

また、生野菜や魚介類とA型肝炎、赤痢、コレラ、腸チフスなどの関係についても説明する。

##### 虫対策

熱帯や亜熱帯地域では、特に、マラリア、西ナイル病、デング熱、黄熱病などを媒介する蚊対策の重要性について説明する。

## 2. 健康診断

赴任前の健康診断は、社員と帯同家族の健康状態を確認する上でも重要ですが、入国ビザ申請や子どもの入学手続きに健康診断書の提出が求められることもあるので、必ず受けるようにします。その際、健康診断書は英文のものも作成します。

また、現地語または英文で病歴やアレルギーなどを記した文書も作成しておく、赴任先国で発病したときに役立ちます。母子手帳の翻訳や予防接種証明書なども重要です。特に予防接種は国によって内容が異なるため、あらかじめ保健所や医療機関で確認しておきましょう。

## 3. 予防接種

予防接種は出国前に済ませるのが原則です。予防接種の種類と回数は、本人がこれまでに受けた予防接種の種類と回数、当該国の規約や状況、職業、生活様式などによって変わります。

途上国の場合、通常、日本では受けない予防接種が必要な国もあります。また、赴任先が先進国でも、途上国からの移民や難民、季節労働者、密航者が多数入国しているので、楽観は禁物です。

### 基本的予防接種

帯同小児には世界保健機関（WHO）が定めている基本的予防接種を受けさせるのが一般的です。

基本的予防接種としては、ポリオ、MMR（はしか、おたふくかぜ、風疹）、DPT（ジフテリア、百日咳、破傷風）、B型インフルエンザ、B型肝炎などがあり、帯同小児のほとんどは、先進国や途上国を問わず、接種しています。特にポリオや麻疹、百日咳、おたふく風邪などは途上国で大流行することがあります。

なお、BCGに関しては、先進国でBCGを行っているのは日本だけで、アメリカなどほかの先進国ではツベルクリン反応が陽性だと結核と判断されることがあります。そのような誤診を避けるためには、BCGの英文の接種記録証明書（ドクターサイン）を準備しておく必要があります。

## 補助的予防接種

赴任国や任地での職業、生活環境により、基本的予防接種に加え補助的予防接種が必要とされる場合があります。

中南米やアフリカのサハラ砂漠以南諸国に赴任する場合は、入国のときに「黄熱予防接種完了」の国際予防接種証明書(イエローカード)の提示を求められます。黄熱病の予防接種は日本の各検疫所で受けることができますが、生ワクチンのため、接種後に若干の副反応が出るのが良く知られており、100%安全とはいえません。

赴任候補者検討の際には、予め、候補者の健康状態やアレルギー等の既往症がないかどうかのチェックをしましょう。

なお、補助的予防接種には、黄熱病のほかに狂犬病、破傷風、B型肝炎、A型肝炎、ダニ脳炎、流行性髄膜炎、インフルエンザなどがあります。

インフルエンザ菌b型感染症のワクチンは、日本では2008年12月より任意接種可能となり、2013年4月より予防接種法による定期接種の対象となっています。ダニ脳炎のTBEワクチンは、日本では認可されていませんがいくつかの取り扱い医療機関で受けることができます。

途上国での予防接種は、高いリスクが考えられるため、注意が必要です。民間の国際医療サービス期間や外国人への予防接種の経験がある信頼できる医療機関を利用するか、ワクチンの保存状態に疑問がある地域では、一時出国しても安全な医療機関で接種するくらいの配慮が必要です。

## <その他の健康に関する注意事項>

### 1) 歯科治療

保険プランや特約によって異なりますが、海外赴任者が加入する海外旅行傷害保険では通常、歯科疾病が補償対象外であることが多く、国によっては治療費が高額となります。

また、歯科医療の技術が日本より著しく低い場合があります。

赴任者には渡航前に歯科治療を完了させ、一時帰国時には出来るだけ歯科検診を受けるよう注意喚起を行いましょう。

### 2) メンタルヘルス

慣れない異国で生活し、目に見えないストレスから心に不調をきたす赴任者やその帯同家族は少なくありません。心の不調を抱えたまましていると、

うつ病等を発症し、最悪、自殺に至ることがあります。

外務省の統計によると、海外在住邦人の全死亡者に占める自殺の割合は、日本国内の4.5倍とされており、海外赴任者のメンタルヘルス対策がいかに重要であるかが窺えます。

企業としては赴任者の心の変化に十分配慮する必要があります。

### ● 渡航前から帰国後までの心の変化

|          |   |
|----------|---|
| 渡航前      | 海外での暮らしに対する不安が募る頃、心身に不調が現れることも。   |
| 渡航直後～数か月 | 新しい環境で気持ちが高ぶり、ついつい無理をしてしまいがちに。<br>歓迎会も多く、アルコールの摂取が増えて生活リズムが崩れ、心身共に不安定になります。 |
| 数か月～1年   | 徐々に慣れてくる一方で日本を離れた現実を実感します。<br>言語や文化の違いを目の当たりにし、また、孤独感から気分が落ち込むことがしばしばあります。  |
| 1年以上     | 現地での生活に慣れ、緊張や不安が緩和されます。<br>人によってはいつまでも環境に馴染めず、休日是一人で家に籠りがちになります。            |
| 2～3年以降   | 日本や日本の家族・友人が恋しくなる時期。現地で仲良くなった邦人の帰国を経験し、孤独や寂しさを感じることがあります。                   |
| 帰国後      | 安堵感がある一方で、環境の変化に適応できず、心身に不調をきたすことがあります。                                     |

### 3) 新興感染症の脅威

人類の歴史は感染症との戦いでもあります。近年では2002年にSARS(重症急性呼吸器症候群)、2019年には新型コロナウイルスといった新興感染症が発生し、世界的な混乱を巻き起こしました。

新興感染症が発生し、原因となる病原体の確認や治療方法が確立していない間は、発生国で厳しい移動制限や隔離措置がとられることがあります。赴任者の安全を確保するためには、企業が感染症の情報をいち早く把握し、会社としてどのような安全措置を取るかが重要となります。

#### Advice

#### 予防接種のスケジュール管理に注意

海外赴任者と帯同家族は辞令の発令から出発までの短い間に予防接種を完了しなければなりません。社員を送り出す人事担当者は内示の段階から必要な予防接種の種類と接種回数を確認し、社員と帯同家族がスムーズに接種できるよう計画を立てる必要があります。

予防接種は途上国でも受けられますが、

さまざまなリスクが考えられるので、途上国で予防接種を受ける場合は民間の国際医療サービス機関や外国人への予防接種の経験がある医療機関を利用します。また、ワクチンの保存状態に疑問がある地域では、一時出国してでも安全な医療機関で接種することをおすすめします。

※各企業の詳細は、当社 HP「[海外生活市場](#)」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆世界の医療事情 外務省現地医務官情報

現地に長期滞在し、保健相談を行っている医務官自身が実際に体験・収集した衛生・医療事情”、“かかり易い病気・怪我”、“健康上こころがけること”、“予防接種”等について地域毎に各種の情報を掲載している。ほぼ全世界をカバーしているので、渡航前に一度確認しておくとお心だ。

◆独立行政法人 国立国際医療研究センター 渡航者健康管理室 メンタルヘルスケア担当  
渡航者のメンタルヘルスに関わる情報やセルフメンタルチェックシートを公開している。

#### ◆海外赴任 .JP > 海外渡航者のための予防接種・健診・健康指導実施医療機関

海外渡航者のための予防接種や健診を実施しているクリニック情報を掲載。日本全国を網羅しているので、海外渡航に最適な最寄りの医療機関が検索できる。その他、海外渡航前や帰国後の健康に関する注意点をまとめた「厚生労働省検疫所」のHPなど、有益なリンクがまとめられている。

#### ◆海外赴任 .JP > レーシック/短期集中歯科治療

東京・大阪にある、短期で治療が可能な歯科クリニックを紹介している。海外渡航前や一時帰国時といった、出来るだけ早く歯科治療を終わらせたい時にも柔軟に対応してくれる。この他、近視レーシック・老眼治療・白内障手術など、視力回復専門のクリニック情報を掲載している。

#### ◆海外駐在員向けオンライン診療・医療相談サービス Medifellow

かかりつけ医や家庭医からの紹介状がなくても専門医にアクセスできるオンライン上の総合病院を運営し、「リモート診療サービス」を提供している。専門医資格を持つ33科（全診療科）、500人以上の専門医が在籍。24時間365日いつでも、世界中どこからでも、どんな奇病や難病にも対応してくれる。

#### ◆海外勤務者の健康管理について ドクタートラスト

産業医や保健師などの医療資格者が企業を訪問した上で、健康診断結果に基づく健康指導、過重労働者面談を行ってくれる。163万人超のビッグデータに基づく職場環境改善コンサル「STELLA」や、健康管理システム「Ailes+」、健康経営セミナー、衛生委員会のアドバイスなど、多様な業務を実施している。

#### ◆海外で働く日本人のメンタルヘルス対策 ドクタートラスト

産業医の紹介、ストレスチェックなど、企業の健康経営に関するさまざまなサービスを提供する。外部相談窓口サービス「アンリ」では、海外赴任者が専門家に、体や心の悩みを相談できる。なお、相談者のプライバシーに配慮し、匿名相談も可能で、名前や相談内容の詳細が承諾なく会社に報告されることはない。

#### ◆海外総合医療サービス ティーベック

海外へ赴任している従業員およびその家族、もしくは海外への留学生が、時差や言語にとらわれることなく24時間、国外のどこにいても、電話やWebを通して日本の専門家に健康について相談できるサービスを提供する。日本国内の保健師・看護師等の有資格者が相談に対応してくれる。

#### ◆東京医科大学病院 渡航者医療センター

##### レジリエンス外来（海外赴任者のメンタルヘルス）

海外勤務者のメンタルヘルス対策に特化した外来。海外勤務前や赴任中の従業員及び家族のストレス状態を精神科専門医が確認する。海外勤務者のメンタルヘルスに関し、企業担当者の方からの相談にも対応。緊急を要する場合、当院や他院のメンタルヘルス科と連携も可能だ。

#### ◆ヨクミル 海外オンライン医療相談サービス

24時間いつでもどこでも予約・相談が可能なインターネットを使ったオンライン医療相談。パソコンやスマホで場所を選ばずビデオチャットで日本人医師による日本語での親身になったサービスを受けることができる。時差を気にせず、現地時刻で操作ができるのも魅力。

#### ◆東京海上日動メディカルサービス ストレスチェック

〔厚生労働省が推奨する〕職業性ストレス簡易調査票〕を使用したストレスチェックをWEBにて提供。オフィスのパソコンのほか、自宅のパソコンやスマートフォンなどでも実施できる。従業員のストレスに関する現状把握、企業のメンタルヘルス対策や健康経営の推進などに活用が可能だ。



# 検疫所電話相談機関一覧

検疫所電話相談

検索

検疫所では渡航先で必要な予防接種の選択、  
各地検疫所・医療機関などで電話相談に応じてます。

また「黄熱病予防接種」は下記検疫所・医療機関のみが実施しています。



| 検疫所名        | 電話番号         | 受付時間                       |
|-------------|--------------|----------------------------|
| 小樽検疫所 HP有   | 0134-23-4162 | 平日8:30~12:00、13:00~17:15   |
| 千歳空港検疫所支所   | 0123-45-7007 | 平日8:30~17:15               |
| 仙台検疫所       | 022-367-8101 | 平日8:30~17:15               |
| 仙台空港検疫所支所   | 022-383-1854 | 平日8:30~17:15               |
| 成田空港検疫所     | 0476-34-2310 | 平日9:00~12:00、13:00~17:00   |
| 東京検疫所 HP有   | 03-3599-1515 | 平日9:00~12:00、13:00~17:00   |
| 千葉検疫所支所     | 043-241-6096 | 平日9:00~12:00、13:00~17:00   |
| 東京空港検疫所支所   | 03-6847-9312 | 平日8:30~17:00               |
| 川崎検疫所支所     | 044-277-1856 | 平日9:00~12:00、13:00~17:00   |
| 横浜検疫所 HP有   | 045-201-4456 | 平日8:30~17:15               |
| 新潟検疫所 HP有   | 025-275-4615 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 名古屋検疫所 HP有  | 052-661-4131 | 平日9:00~12:00、13:00~17:00   |
| 清水検疫所支所     | 0543-52-6012 | 平日9:00~12:00、13:00~17:00   |
| 四日市検疫所支所    | 0593-52-3574 | 平日8:30~17:00               |
| 中部空港検疫所支所   | 0569-38-8192 | 平日8:30~17:00               |
| 大阪検疫所 HP有   | 06-6571-3522 | 平日9:00~17:00               |
| 関西空港検疫所 HP有 | 72-455-1283  | 平日8:30~12:00、13:00~17:15   |
| 神戸検疫所 HP有   | 078-672-9653 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 広島検疫所 HP有   | 082-251-1836 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 広島空港検疫所支所   | 0848-86-8017 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 福岡検疫所 HP有   | 092-291-3585 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 門司検疫所支所     | 093-321-3056 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 長崎検疫所支所     | 095-826-8081 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 鹿児島検疫所支所    | 099-222-8670 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |
| 福岡空港検疫所支所   | 092-477-0210 | 平日9:00~17:00(緊急時は土、日、祝日対応) |
| 那覇検疫所 HP有   |              | ※那覇空港検疫所支所で対応します。          |
| 那覇空港検疫所支所   | 098-857-0057 | 平日8:30~12:00、13:00~17:00   |

■黄熱病予防接種は上記各検疫所のほか下記の医療機関で実施できます。(必ず事前に問い合わせること)

|                         |              |                          |
|-------------------------|--------------|--------------------------|
| 公益財団法人日本検疫衛生協会横浜診療所 HP有 | 045-671-7041 | 月~金曜 14:00 土曜 9:30       |
| 公益財団法人日本検疫衛生協会東京診療所 HP有 | 03-3527-9135 | 月~金曜 10:00~10:30 土曜 9:30 |
| 国立病院機構仙台医療センター HP有      | 022-367-8101 | (仙台検疫所)第2・4水曜 14:00      |
| 国立病院機構盛岡病院 HP有          | 022-367-8101 | (仙台検疫所)第2火曜 14:00        |
| 日本医科大学成田国際空港クリニック HP有   | 0476-34-2310 | (成田空港検疫所)毎週火曜 午後(第3火曜休)  |
| 国立国際医療研究センター HP有        | 03-3202-1012 | (成田空港検疫所)毎週水曜・木曜 午前      |
| 東京医科大学病院 渡航者医療センター HP有  | 03-5339-3137 | (東京検疫所)毎週金曜日 午後          |

出典:厚生労働省検疫所ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)

# 第 10 章 海外の医療事情

赴任先の医療事情は出発前に必ず調べておく。  
外務省や検疫所のホームページでも確認できる。

## 【概 説】

医療事情は国や地域によって異なります。赴任先で病気になった時、慌てることのないよう、当地の医療事情については出発前に調べておくようにします。

諸外国の最新医療情報については外務省や検疫所のホームページでも紹介しています。

海外医療の主な特徴は次の通りです。

### 1. ホームドクター制

医療事情は国や地域で異なりますが、先進国では、専門分野が細かく分類され、ホームドクター制がとられているのが一般的です。ホームドクターとは「かかりつけの医師」の意味で、一般的な病気の診断や治療、健康管理のほかにも専門分野の診断が必要なときや症状が重い場合は、専門医や病院の紹介・取次もしてくれます。

ホームドクターの条件は、医療技術と同時に言葉が通じることも重要です。現地の日本人会などに要請し、信頼できるホームドクターを探してもらうのもひとつの方法です。

赴任社員や帯同家族が出国直前まで病気診療を受けていた場合、担当医師に「病状経過診断書」を求め現地語に翻訳しておけば、先進国や途上国を問わずスムーズに継続診療が受けられます。

### 2. 医薬分業と家庭常備薬

日本でも定着しはじめましたが、海外では医師が処方箋を出し、患者が薬局で薬を購入する医薬分業が主流です。薬局は原則的に医師の処方箋がないと、抗生物質を含んだ軟膏類でも販売しません。

処方箋なしで購入可能なのは風邪薬、胃薬、ビタミン剤くらいです。ただし、これらの薬は現地人の体格に合わせて製造されているので、欧米諸国では日本人には強すぎる薬が多いことに注意しなければなりません。

抗生物質内服薬を含めた、常用の家庭用常備薬（内服薬、外用薬、医療用器材）を多めに持参させたいところですが、大量に持ち込む場合（特に粉薬）は、税関とのトラブルを防止するため説明書を忘れないよう指示しましょう。

### 3. インターネットを使った医療相談・医療情報

インターネットの普及によって、近年は医療分野でもさまざまな情報が入手できるようになりました。外務省や検疫所のホームページにアクセスすれば、最新の海外医療情報が得られます。

ほかにも財団法人や医療法人などのホームページがそろっており、赴任先国で必要な予防接種の種類や準備について紹介しています。国立感染症研究所やCDC（米国疾病研究所）のホームページでは、最新の感染症危険地域やワクチン情報などが制約なしで閲覧できます。

有料会員になれば、多彩な医療サービスを受けられるホームページもあります。的確な医療情報のアドバイスだけでなく、問診に答えると患者の症状が英語で翻訳・プリントされ、それを現地の医師に見せれば、自覚症状の微妙なニュアンスを外国人医師に伝えることができる、などのサービスが受けられます。

このようなインターネットを使った医療サービスも、赴任前研修等で知らせておくといいでしょう。

#### Book

#### 海外生活ストレス症候群 鈴木満

駐在、新しい環境にうまく適応する人がいる一方で、不適応や精神不調に陥る人がいます。その違いはどこから起こるのでしょうか。本書では、下記「海外生活ストレス症候群」22 症候群を挙げながら、海外でのこころのリスクマネジメントについて解説します。

##### 【駐在員本人の場合】

慢性過重労働症候群 / 抱え込み症候群  
小規模事業所症候群 / 赴任延長症候群  
ワークライフバランス葛藤症候群  
マルチスタンダード混乱症候群  
サンドイッチ症候群  
依存助長症候群  
再適応困難症候群

愛憎は倍増症候群  
やむをえず単身赴任症候群  
【帯同家族の場合】  
ムラ社会症候群  
夫婦間葛藤顕在化症候群  
配偶者のキャリア分断症候群  
アイデンティティ混乱症候群  
発達障害見のがし症候群



## Advice

### 日本での医療費の払い戻し方法は事前に要確認

日本のほとんどの健康保険には、海外で支払った医療費に対して規定の金額を払い戻す制度がありますが、申請する場合は、所定の様式で必要情報を記述します。その際、現地の医師の署名のある診断書や領収証、支払明細など、さまざまな書類を添付しなければならないため、非常に手間がかかります。

米国の事例では、現地の民間保険会社と病院側との治療費の決済に数か月かかることがあり、患者の実際の負担額・保険会社の負担額の内訳が非常にわかりにくくなる

場合も散見されます。

また、書類不備等で追加書類を海外赴任者に要請しても、現地の事情に不慣れなために入手が困難だったり、現地の医療機関が発行してくれない場合もあります。

このような事態を回避するには、海外赴任者の赴任前研修等で、各国の医療事情を詳細に説明し、医療費を日本の健康保険に申請する場合の注意事項をきちんと理解し、また、医療費や現地保険会社からの医療費補助明細などは細かくチェックし、保管させておくことが重要です。

※各企業の詳細は、当社 HP 「海外生活市場」 → 提携企業案内 ⇒ リンクで閲覧できます。

#### ◆ プレステージインターナショナルの海外の病院検索

海外での受診から日本国内の健康保険を有効活用できる医療費精算の事務手続きまで一括代行する企業向けのサービスを提供している。世界 17 都市に全世界をカバーするネットワークを構築しており、24 時間対応の日本語受付サービス、提携医療機関でのキャッシュレス受診を実現している。

#### ◆ 日本渡航医学会 海外医療機関リスト

「渡航に関連した諸問題に取り組み、渡航者の健康を守ること」を目標に学会活動を行う「日本渡航医学会」提供のトラベルクリニックリスト。現在、日本全国および、アメリカ、シンガポール、中国、香港、台湾、ベトナム、タイ、カンボジア、アラブ首長国連邦のトラベルクリニック情報を掲載している。

## MEMO



# 第 11 章 海外赴任者医療管理規定の作成

監 修：濱田篤郎 <https://a-hamada.net/>  
東京医科大学客員教授／海外医療総合研究所所長

## 【概 説】最近の海外勤務者の動向

海外駐在員とその家族の数は、外務省が報告する海外長期滞在者数にほぼ等しく、この数は 1990 年の 37 万人から 2019 年は 90 万人近くまで増加しました。

一方、2020 年、世界的規模で流行した新型コロナウイルスの影響で、海外出国者数は大幅に減りましたが、2022 年に水際対策が緩和されてからは再び増加傾向にあります。

新型コロナウイルスの流行は職場環境や就業スタイルを大きく変えました。職場の衛生環境の確保、従業員の健康管理は企業の最重要課題となり、アルコール消毒液の常備はあたり前のこととなり、リモートワークやリモート会議の活用も広がっています。

また、海外赴任者の健康管理への関心も高まり、海外赴任規定に「健康管理」の項目を加える企業、新たに「海外赴任者医療管理規定」を制定する企業も増えています。

ここでは、海外に社員を送り出す企業が知っておくべき健康に関する情報——海外での健康リスク、健康管理のポイント、医療事情など——と、「海外赴任者医療管理規定」を策定する上でのポイントについて述べます。

### 1. 海外での健康リスク

海外滞在中に発生する健康問題は、滞在先の環境の変化に起因するもので、「自然環境の変化」「衛生環境の変化」「ライフスタイルの変化」「医療環境の変化」に分類されます。

#### 1) 自然環境の変化による健康問題

自然環境の変化はさまざまな不調をもたらします。例えば、熱帯や亜熱

帯地域では、高温多湿の気候により熱疲労や脱水を起こすことが多くなります。湿度の高い気候では、あせもや水虫やなどの皮膚疾患がしばしばみられ、乾燥した気候では、上気道炎やアレルギー性鼻炎等の呼吸器疾患が頻発します。

近年は、途上国の都市部では大気汚染が深刻化しており、呼吸器疾患が増加する一因になっています。

## 2) 衛生環境の変化による健康問題

海外でも途上国では、衛生状態や気候の影響で感染症が日常的に流行しており、海外勤務者が罹患するケースもしばしばみられます。

リスクのある感染症を感染経路別に見ると、飲食物から感染する経口感染症、蚊が媒介する感染症、性行為で感染する性行為感染症、動物から感染する動物媒介感染症の4つがあります。

経口感染症としては旅行者下痢症、A型肝炎、腸チフスなどが高いリスクになります。

昆虫媒介感染症ではデング熱とマラリアが重要です。デング熱は東南アジアや中南米で大きな流行が発生しています。一方、マラリアの流行は、アジアや中南米では特定の地域に限定されており感染リスクは低くなっていますが、熱帯アフリカでは都市部を含む国内全域に流行がみられます。

性行為感染症には梅毒、B型肝炎、HIV感染症などが挙げられます。これらの疾患は、渡航者の現地での行動パターンによりリスクが高くなります。また、途上国の一部の医療施設では、注射器など医療器材の再利用が行われており、院内感染としてB型肝炎やHIV感染症に罹患するリスクもあります。

動物媒介感染症では、狂犬病が大きなりスクです。海外の流行地域ではイヌなどの動物に近寄らない注意をするとともに、動物に咬まれた場合は、狂犬病の発病を予防するためのワクチン接種が必要です。

## 3) ライフスタイルの変化による健康問題

このカテゴリーには生活習慣病とメンタルヘルスの障害が含まれます。

海外駐在員は生活習慣病に罹患する頻度が先進国、途上国にかかわらず高くなります。これは海外での食事が一般に高カロリー、高脂肪であることや、海外での生活が車社会であるため、運動不足に陥ってしまうことに由来します。さらに、生活習慣病を治療中のケースでは、治療が中断され

コントロール不良となることも少なくありません。

海外出張を繰り返すケースでは食生活が不規則になったり、酒量が増えたりすることで、生活習慣病の罹患や悪化をきたす事例が少なくありません。また、海外出張中の行動は日常よりも過酷になる傾向があり、その結果、生活習慣病に由来する心血管系の疾患などがおこりやすくなります。

海外駐在の開始時は様々な環境変化を短期間に経験することになります。こういった変化にうまく適応できないと、メンタルヘルスの障害がおこります。海外では身近に相談できる友人や同僚が少ないことも、メンタル不調の原因にあげられます。

## 2. 海外出張者の健康管理対策

最近では海外出張が日常的な行動になっているため、日頃から社員への健康教育の一環として、旅行者下痢症や時差ボケなど、海外出張中に多い健康問題に関する情報を提供し、注意を促すことが大切です。

また、生活習慣病を抱えている社員については、定期健康診断の事後措置として、海外出張する際の注意点を指導しておくようにします。

さらに、途上国への出張が多い社員には、A型肝炎などリスクの高い感染症への予防接種を実施しておくことを推奨します。

### ・海外出張中の医療機関受診

出張中に現地の医療機関を受診する場合は、海外旅行保険のコールセンターに連絡し、滞在先の提携病院の紹介を受ける方法が推奨されています。提携病院の中には加入者にキャッシュレスで医療を提供してくれる施設もあります。こうした医療機関の紹介を受けるためだけでなく、現地で医療費を支払う手段として、出張中は海外旅行保険に加入しておく必要があります。

### ・海外出張者の過重労働

海外出張者は出国前の準備や帰国後の事務処理などで多忙になり、過重労働をまねくことが多くなります。某製造業で起きた社員の過労死にともなう行政訴訟では、海外出張という質的な面から過重労働とみなす判決もでています。こうした事例の再発を予防するためには、海外出張の多い社員を定期的にチェックし、時間外労働時間が規定の時間数に達していなくても、産業医による過重労働面談などを積極的に実施する必要があります。

### 3. 海外駐在員の健康管理対策

海外駐在員の健康問題に対処するためには、派遣の時期に応じた健康管理対策を構築すると効果的です。

#### ・ 駐在員の選定

駐在員の選定にあたっては、定期健康診断の結果などを参考に、心身ともに健康な者を選ぶのが原則です。もし慢性疾患をかかえる者が候補になった場合は、その疾患の重症度や、滞在先で国内と同様の医療が受けられるか否かが、派遣可否の判断材料になります。

なお、慢性疾患を抱える者の中には、日本の医師による遠隔的な治療を受けながら海外に滞在しているケースもありますが、こうした場合は駐在員を定期的に一時帰国させ、日本の主治医を受診させることが必要です。

#### ・ 健康診断

派遣前の健康診断は労働安全衛生規則 45 条 2 に定める項目に準拠して行います。この法律では、業務形態（駐在、出張）にかかわらず海外に 6 カ月以上滞在する者への健康診断の実施を事業主に義務づけています。中高年の駐在員の場合は人間ドック的な検査項目も追加し、生活習慣病や悪性腫瘍の早期発見に努めることが大切です。

帯同する家族については事業主が健康診断を実施する義務はありませんが、配偶者に関しては駐在員本人と同様の健康診断を実施することが推奨されています。

海外派遣前の健康診断では検査から出国までの期間が短いため、再検査や精密検査が時間的に困難になるケースがあります。こうした事態を避けるため、健康診断は出国の 1 ヶ月以上前までに行うようにしましょう。

#### ・ 情報提供

派遣前には滞在する地域の健康問題や医療機関の情報などを提供しておくようにします。海外の医療情報はインターネットから入手できます。情報提供の方法としては講義や印刷物の配布などがあります。自社内での実施が難しい場合は、日本在外企業協会など公的機関が発行している教材の利用も検討しましょう。

携帯医薬品に関する情報提供も大切です。海外の薬局で市販されている

薬剤は一般に含有量が多かったり、偽薬が流通していたりすることもあり、風邪や下痢など頻度の高い病気に関しては日本から使い慣れた薬剤を持参するように指導します。

### ・予防接種

感染症の予防のためには派遣前の予防接種が重要な対策です。接種するワクチンは滞在地域、滞在期間、滞在中のライフスタイルなどの情報をもとに選択します。なお、途上国に滞在する場合は複数のワクチン接種を行うことが多く、派遣の1か月前までには接種を開始することが必要です。

小児を帯同する場合、定期接種をどのように継続するかが問題になりますが、一般的には、滞在国内でその国のスケジュールに従って接種を続けるように指導します。なお、海外で定期接種を続けるためには、今までの接種記録を英訳して持参することも必要です。

### ・駐在員の医療機関受診

海外に長期滞在する場合は、一般医を「かかりつけ医」にすることが推奨されています。病気になった時は、かかりつけの一般医を受診し、必要に応じて専門医に紹介してもらうようにします。日本で慢性疾患などにより経過観察や治療を受けているケースについても、まずは一般医を受診し、そこから専門医を紹介してもらう方法をとります。滞在先の医療機関や医師の情報は、外務省のホームページなどから検索することができます。

海外で安心して医療を受けるためには、医療保険への加入も必要です。先進国では現地の公営か民間保険、途上国では海外旅行保険で支払うのが一般的です。また、日本の健康保険には、海外で支払った医療費の一部を還付してくれる「海外療養費制度」があります。

### ・海外滞在中の健康管理

海外滞在中に健康問題が発生した際の対処方法として、インターネットなどによる国内へのオンライン相談の体制を構築しておくのが効果的です。この方法はメンタルヘルスの対応において特に効果を発揮します

海外駐在中の社員には、労働安全衛生法で規定される定期健康診断を実施する必要はありませんが、安全配慮義務という観点から、少なくとも年に1回は定期健康診断と同等の検査を受けさせるべきです。

## ・帰国後の対策

帰国後には労働安全衛生法に規定された健康診断を実施します。途上国に滞在した者が帰国後に発熱や下痢などを起こした際には、海外の感染症を念頭に診療にあたる必要があります。

## 4. 海外赴任者医療管理規定

海外赴任者医療管理規定は海外における従業員の健康管理の基本方針となるもので、新型コロナの流行以来、新たに策定する企業が増えています。

以下はその一例です。健康管理に関する項目は多岐に渡りますが、「赴任前」（第2章）、「赴任中」（第3章）、「帰国後」（第4章）と時期ごとに項目をまとめると、海外赴任の流れが見渡せるものとなります。

### <海外赴任者医療管理規定(例)>

#### 第1章 総 則

##### 第1条（目的）

本規定は、海外赴任者およびその家族の健康管理に関する基本方針を定め、健康で安全な赴任生活を支援することを目的とする。

##### 第2条（適用範囲）

本規定は、当社の業務により海外に赴任する社員およびその家族に適用する。

#### 第2章 赴任前の健康管理

##### 第3条（駐在員の選定）

駐在員の選定にあたっては、定期健康診断の結果を基に心身ともに健康な者を選定する。

慢性疾患を有する者を選定する場合は、産業医などの意見を参考に判断する。

##### 第4条（健康診断）

赴任前には、労働安全衛生規則に基づき健康診断を実施する。

健康診断は、出国の1ヶ月以上前に行うこととし、再検査や精密検査

の時間を確保する。

#### 第5条（情報提供）

派遣前に滞在先の健康問題や医療機関の情報を提供する。

携帯医薬品に関する情報も提供し、必要な薬剤を持参するよう指導する。

#### 第6条（予防接種）

滞在地域や期間に応じて、必要な予防接種を実施する。

小児を帯同する場合、定期接種の継続方法を指導する。

### 第3章 赴任中の健康管理

#### 第7条（健康管理の指導）

赴任者に対し、海外滞在中の健康管理についての指導を行う。

特に感染症や生活習慣病などの予防対策について情報提供する。

#### 第8条（医療機関受診）

海外滞在中は、一般医を「かかりつけ医」とし、病気になった場合はまず一般医を受診するよう指導する。

慢性疾患のある場合は、一般医を通じて専門医を紹介してもらう。

#### 第9条（医療保険）

赴任者およびその家族は、適切な医療保険に加入すること。

日本の健康保険における「海外療養費制度」についても説明し、利用方法を指導する。

#### 第10条（健康診断）

赴任中は、少なくとも年に1回、定期健康診断と同等の検査を受けること。

会社は、社員の安全配慮義務として、健康診断の受診を推奨する。

#### 第11条（オンライン相談）

赴任者が健康問題を抱えた場合、インターネットなどを利用したオンライン相談体制を構築する。

特にメンタルヘルスの問題に対しては、迅速に対応する体制を整える。

### 第4章 帰国後の健康管理

#### 第12条（健康診断）

赴任者が帰国後、労働安全衛生法に基づいた健康診断を実施する。

途上国に滞在していた場合、感染症を念頭に診療を行う。

## 第5章 その他

### 第13条（過重労働対策）

海外出張前後の準備や事務処理において過重労働が発生しないよう配慮する。

定期的に時間外労働時間をチェックし、必要に応じて産業医による面談を実施する。

### 第14条（規定の見直し）

本規定は、必要に応じて随時見直し、改訂するものとする。

※尚、本編の編集に際して下記データを参考に作成しました。

東京産業保健総合支援センターのホームページに掲載されている「海外勤務者の健康管理」<https://www.tokyos.johas.go.jp/hm>

## Book

### 外務省 お役立ちパンフレット・動画

外務省が公開している海外渡航者向けのリスク別対策パンフレット及び動画。「海外安全 虎の巻 ～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」 「ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル」等、イラストを使ったわかりやすい読み物や、「爆弾テロ対策 Q & A」「CBRN テロ対策 Q & A」といった Q & A 形式の読本がある。



# 第 12 章 海外安全対策

誘拐事件の被害者の多くは長期駐在者。  
慣れや過信は安全管理上の最大の敵。

## 【概 説】

海外と日本では治安状況が全く異なります。日本と同じような安全感覚は海外では通用しません。日本人は安全に慣れているためか、日本人がテロや誘拐、強盗、盗難、スリ、ひったくりなどのターゲットになるケースが増えています。日常の注意を怠らず、安全への心構えを忘れてはなりません。

### 1. 情報収集の方法

海外では「自分の身は自分で守る」が安全対策の基本ですが、現地社会に溶け込むよう努力し、現地の人々との信頼関係を築くことも大切です。また、当該国の政情や地域の治安状態も理解し、現地の人々の対日感情も正確に把握しておく必要があります。的確な情報収集はトラブルを未然に防ぐことにもつながります。

情報収集には語学力が必須条件です。日常生活をスムーズに送るためにも、語学力の習得は最優先課題です。語学力は、現地の新聞・雑誌・テレビなどから情報収集するうえでも重要ですが、現地の人々の生活風習などを知る上でも役に立ちます。

また、日本の海外向けテレビ・ラジオ放送の受信を慣習化しておくのも重要です。

受信方法は国によって違いがありますので、詳細はNHKのホームページなどで確認してください。

日本の新聞も、世界の主要都市とのネットワークが充実しており、朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞などの衛星版(国際版)が購読できます。各新聞社に問い合わせれば、各都市について詳細がわかります。

## 2. 危機管理意識のチェックポイント

海外赴任者の危機管理意識に関しては定期的に確認する必要があります。以下はそのためのチェック項目です。

### 住宅のセキュリティについて

- ・玄関のドアの鍵は新しいものに取り替え、二重ロックにする。
- ・ドアチェーン、ドアスコープ、インターホンを設置する。
- ・ロビーへの出入りは警備員やカードキー、モニターテレビで管理されているかチェックする。
- ・周辺の保安・警備の状態をチェックする。警備が目立つ地域は、一見、保安レベルが高いと思えるが、犯罪発生率の高い場所である可能性も高いので、警備が厳重だからといって油断しない。
- ・マンションの管理体制をチェックする。マンションの場合、一般に3階以上の高層階の方が安全度は高いといわれている。
- ・庭や門には防犯灯を設置する。
- ・テラスや窓からの進入を防ぐための強化ガラス戸や鉄格子を設置する。
- ・寝室に内側から施錠可能な頑丈なドアを設置する。

### 外出時の注意事項

- ・高価なものは身につけず、必要のない貴重品は家に置いて出かける。
- ・大金は持ち歩かず、クレジットカード等を使う。
- ・パスポート、クレジットカード、一運転免許証などは分けて所持し、強盗に遭ったら現金だけを渡す。
- ・通勤ルートや通勤時間が一定していると犯罪者に狙われやすいので、通勤ルートは数日ごとに変更する。主婦の買い物も同じ。
- ・子どもの通学時は自宅とスクールバス停留所の間の注意を怠らない。
- ・治安の悪い地域では緊急通報手段（非常通報装置、携帯電話）を確保する。

### その他

- ・短時間でも家を出るときは必ず施錠する。
- ・物売りや御用聞きにはドアを開けずに対応する。
- ・予期せぬ物品や宅配便は受け取りを拒否する。

次の点は、治安のいい日本ではほとんど意識されないことですが、海外では現実的な問題として家族ともよく話し合っておくようにします。

### 避難路を確認する

事務所や自宅に犯罪者が侵入した場合に備えて、退避のための動線を確認することは重要である。もし、建屋の構造上、退避路の確保が困難な場合にはパニックルーム（立て籠もり部屋）を設置しておくことも、セキュリティ会社・警察・現地の同僚等に緊急通報する時間が稼げるので有効である。

例えば、寝室に内側から施錠可能な頑丈なドアを設置するだけでも一定時間の立て籠もりが可能となる。

### 緊急通報手段の確保する

非常に治安の悪い地域では、緊急通報手段（非常通報装置、携帯電話）の確保は極めて重要である。

### 習慣を見直す

習慣化した行動を慎む通勤ルートや通勤時間が一定していると犯罪者に狙われやすい。数日ごとに変更するように。

主婦の買い物についても同様である。子どもの通学時は、自宅とスクールバス停留所の間を注意を怠らないようにする。

※実際、これまでに発生した誘拐事件の被害者の多くは、在外経験や当該国に長期駐在するベテランである。

## Advice

### <最大の敵は慣れや過信>

これまでに発生した誘拐事件の被害者の多くは、在外経験や当該国に長期駐在するベテランです。現地生活が長期に及ぶと治安感覚に慣れや過信が生じ、犯罪者にスキを与えます。

長期滞在者に対しては「慣れや過信は安全管理上の最大の敵」であることを伝え、気を引き締めるよう指導します。

## Advice

### 誤った対応が命取りに——安全対策の徹底を

短銃やナイフで脅かされたときは、抵抗すると命取りになる場合があります。いくら武道に自信があっても、安全のためには抵抗は慎むべきです。武器を突きつけられたら、内ポケットに入れた財布は相手に取る方が無難です。

海外で日本人が強盗・ひったくり・侵入盗で負傷又は死亡した事例では、そのほとんどが犯人に抵抗したために被害にあっています。たとえ、相手が弱いように見えても海外の犯罪者は銃器を所持している場合が多いので、致命傷になりかねません。

抵抗するのは、本当に身体・生命に危険が迫り、抵抗する以外に回避する方法がない局面での最終手段であることを、海外勤務者の赴任前研修などで強調しておくことが非常に重要です。

自宅のメイドやドライバーへの安全教育については、身近な存在だけに信頼のできる人を雇用し、安全対策について十分認識してもらうようにします。

家族とは常日頃から安全対策についてよく話し合い、隣人との付き合いを大切にしておくことも大切です。また、携帯電話を所持し、家族間の連絡を密にする習慣を全員で守ることも重要です。

安全対策にやり過ぎはありません。やらずに悔いを残すよりもやり過ぎと笑われる方を選ぶべきです。それが海外赴任社員や帯同家族の基本姿勢と心得ておくべきです。

以上の心得を企業の人事・総務担当者は、赴任社員や帯同家族に出国前の安全研修・講習などで、十分に指導し認識させることが必要です。

## Book

### 海外に送り出した社員の命をどう守る？

#### 在るべき企業の海外危機管理

有坂 錬成

本書は、軍事のプロではなく、自身も企業の危機管理担当者であった著者だから語れる企業のリアルな現状を踏まえた提案がまとめられている。

#### 【目次】

- 第1章 海外に送り出す社員の命、会社はしっかりと向き合っていますか？
- 第2章 海外危機管理担当者の課題
- 第3章 緊急事態のシミュレーション、会社の判断は？
- 第4章 海外派遣者自身が取るべき安全対策
- 第5章 治安上注意が必要な国の例
- 第6章 最近マスクミをにぎわしている重大事案



※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆外務省／国・地域別「安全の手引き」

外務省が提供する海外の最新安全情報。国、地域で細分化されており、滞在中に安全を確保する上で留意すべきことなどが項目別にわかりやすくまとめられている。なお、警察、消防、救急車、交通事故対応の電話番号や、日本大使館・領事館など、現地における緊急時の連絡先も記載されている。

#### ◆ SSI 安全サポート

緊急事態が起きた時だけでなく、平時の予防教育や対応計画、危機管理体制のマネジメントに至るまで、会社・大学が行うべき課題を丁寧に支援し、実効性の高い危機管理体制の構築を実現する海外危機サービスを提供。長年の実務経験を持つプロ集団が海外危機管理を企業の海外危機管理を 24 時間体制でサポートする。

#### ◆日本エマージェンシーアシスタンス EAJ

世界各国の刻々と変化するセキュリティ情勢レポートを E メールで毎日配信。セキュリティ・リスク・マネジメントの豊富な実務経験を有するプロフェッショナルが 24 時間 365 日、いつでも電話にてコンサルティングやアドバイザーを提供する。

#### ◆インターナショナル SOS ジャパン

インターナショナル SOS では、勤務地を問わず、すべての従業員が様々な脅威に對し、安心して前向きに職務を遂行できるよう、健康と安全面における専門的なソリューションを提供する。「ISO31030:2021」に基づいた渡航リスク管理を始めたい、もしくは再構築したい組織に対しても最適な提案をすることが可能だ。

#### ◆ NPO 法人 海外安全・危機管理の会

海外で活動する企業・団体が安全対策、危機管理対策に取り組む中で、その一層の増進に寄与することを活動の目的とする NPO 法人。人や施設の安全を守るための情報発信、セミナーの開催、安全管理の整備アドバイス、グローバルネットワークの構築、模擬訓練の実施、危機管理システムへの取り組み等の活動を行う。

#### ◆海外赴任 .JP > 海外危機管理／海外安全情報

海外における危機管理、安全情報に関する有用なサイトを多数掲載している。トータル的な企業向けの海外安全サポートサービスを提供する業者のリストのほか、NPO 法人・公的機関が発信する海外安全情報、TV、ラジオ、漫画によって個人が安全情報を得る方法などを紹介している。

#### ◆日本在外企業協会

赴任者とその家族が安全で健康な海外生活を送るためのセミナーを実施。「海外生活と安全」では、海外で自分の身を守るにはどうしたらいいか、日外協・海外安全アドバイザーが具体的な事例を交えながらレクチャーする。また、「健康管理・医療」では渡航医学専門の医師が健康上の注意点等について解説する。

# 第13章 海外危機管理

海外危機管理専門の部署を設け、緊急事態に備える。  
様々な事態、状況を想定して、マニュアルを策定する。

## 【概説】

### 1. 海外進出に伴うリスク

海外では、いつ、どこで、何が起こるかわかりません。海外進出企業は常に危険に晒されているといっても過言ではありません。

企業を襲う危機にはクーデターなどの政変や暴動、自爆テロ、企業人の誘拐・拉致などの外的要因によるものもあれば、環境汚染、人種差別、セクシュアルハラスメント、労使問題、大規模訴訟、産業スパイなど、企業の体質が問われ、激しいパッシングを呼ぶものもあります。

緊急事態が発生した場合、企業は多大なリスクを負うことになります。状況によっては現地事業の撤退を余儀なくされることもあります。

そのため、多くの企業が危機対策を重要視し、海外危機管理専門の部署、担当者を設け、緊急事態の予知や対応策などの研修・指導を行っています。

#### 近年に日本企業が直面した主な緊急事態

- 1996年 ペルー日本大使館の過激派占拠事件
- 1997年 カンボジアのクーデター
- 1998年 インドネシア暴動
- 1999年 パキスタンのクーデター
- 2001年 アメリカ同時多発テロ
- 2005年 ロンドンの爆弾テロ
- 2013年 アルジェリアの天然ガスプラント襲撃事件
- 2018年 新型コロナウイルスの世界的な広がり
- 2021年 ミャンマーのクーデター
- 2022年 ロシア軍のウクライナ侵攻
- 2023年 イスラエル軍のガザ侵攻

2013年にアルジェリアで起きた天然ガスパラント襲撃事件では多くの日本人駐在員が犠牲になりました。

また、海外で日本人企業関係者が巻き込まれた誘拐・拉致事件は1978年から2005年までに公表されただけでも20件以上に上ります。

企業にとって誘拐事件は人命に関わる意思決定を迫られ、きわめて難しい対応が要求されます。

## 2. 危機意識をもって対策を講じる

緊急事態が発生した場合、企業は多大なリスクを負うことになります。状況によっては現地事業の撤退を余儀なくされるなど、企業の存亡を左右する事態に発展することもあります。

そのため、多くの企業が危機対策を重要視し、関連部署や担当者を設け、緊急事態の予知や対応策などの研修・指導を行っています。特に海外赴任社員には、危機対策や安全管理に対する認識の浸透、自覚の向上を促しています。

また、危機対策の基本は、危険を遠ざけ、遭わないようにすることです。そのためにも赴任社員一人ひとりが危機意識を持ち、「海外は日本より何倍も危険だ」ということをしっかり認識することが重要です。

業務上だけでなく私生活でも、当該国や地域の文化、法令、宗教、価値観などを正しく理解し、敬意をもって接する努力を怠ってはなりません。それらの基本的な心構えを、海外人事担当者はよく理解し、赴任社員に伝える努力が必要です。

最近「海外安全管理組織」を設置している企業や「安全対策マニュアル」などが整っている企業が増えています。

業務内容や進出国・地域などによって内容が異なる部分もありますが、危機管理計画の基本となるのは次のような項目です。危機管理計画がまだ整備されていない場合は参考にしてください。

- ①すべての潜在的な危機要素を想定し、危険地域を確認、その対策を立てる。
- ②環境汚染など企業の公共性に基づく危険度を検討し、その対策を立てる。
- ③危機管理担当（チーム）を定め、情報集約と分析を行い、危機を想定した訓練を実施する。

- ④危機の際の連絡先リストを作り、優先事項を決めておく。
- ⑤危機の際のメディアリストと基本的な報道用資料を準備しておく。
- ⑥広報担当者を決め、声明、発表や質疑応答の訓練をしておく。

### 3. 緊急事態発生時の危機対策

緊急事態が起こった場合は、ただちに危機管理チームを組織し、業務・情報収集・広報など管理業務の統一を図ります。

#### (1) 情報収集

事件発生直後の段階で、最も重要なのは正確な伝達行動です。情報や報告が複数のルートから入ると、内容が重複したり、誤った情報も入ります。リーダーは受け取った情報の信頼性が確認できるまで、常に疑問を持つべきです。

情報の入手先は、外務省や現地の日本大使館（領事館）、日本商工会議所、日本在外企業協会、現地の日本人会、内外の新聞・通信社などのマスコミ関係、内外のセキュリティコンサルタント、自社の海外事業部、日系の企業一現地法人・合弁企業、下請け企業、同業他社などが考えられます。

#### (2) 危機管理チームの任務

緊急事態が発生した場合の危機管理チームの主な任務は次のとおりです。

- ①危機の実情を正確に確認し、チームの方針・維持を決め、迅速に危機管理業務のスケジュールを確立する。
- ②事実調査・情報収集を行い、情報の分析・管理の結果をチーム全体で共有化する。
- ③危機情報センターを開設し、マスコミへの発表原稿を作成する。
- ④被害者とその家族への支援と日本の留守家族への連絡。
- ⑤現地大使館など在外公館や日本の外務省邦人保護課など政府関係機関、現地警察などへの連絡。
- ⑥従業員、顧客、株主などと、連絡リストにもとづいて直接コミュニケーションを図る。
- ⑦チームメンバーの肉体的・精神的疲れやストレスの管理。
- ⑧チーム全体の行動の詳細な記録と保管。

危機終息後は、事態全体の詳細な検討を行い、手順や訓練方法の改善など、今後の対応や被害防止に備えます。また、危機対応の再検討は、一般従業員、被害者やその家族、マスコミ関係者などからも見解や意見も収集して行います。

### (3) マスコミ対策

緊急事態が発生したら、マスコミに企業の公式声明として状況をすみやかに発表しなければなりません。情報発信は一本化し、広報担当者(スポークスマン1名)を決め、記者会見を開きます。スポークスマンは担当責任者と相談した後、「企業ができること、やらなければならないこと」をまとめた声明を記者会見で発表します。記者会見では、次の項目がポイントになります。

- ①事前に、責任者の確認のもと、情報を公表するものと公表しないものに分ける。
- ②事前に、公表する資料の内容をよく確認し、声明、回答は正確に行う。資料には会社概要や業務内容、役員の略歴、危機管理に関する決議書なども含まれる。また、スポークスマンの氏名、自宅と会社の電話・FAX番号を明記したコンタクト・シートを用意しておく。
- ③明確な事実のみを強調し、推測による発言は慎む。質問に対するあいまいな回答は企業の評判を落としかねないので、即答が難しい場合は、「後日あらためて返答する」などと丁寧に対応する。
- ④必ずリハーサルを行う。特に質疑応答に関しては注意深いリハーサルが必要である。正式な記者会見では、細部の説明や追加情報(説明)の提供が必要な場合があるので、各担当責任者にも同席してもらう。
- ⑤記者会見で危機に関して微妙な問題が質疑される可能性がある場合は、顧問弁護士に同席してもらうようにする。

なお、記者会見には「公式会見」と「非公式会見」があります。公式会見は公表した内容がそのまま報道され、関係者の実名や役職も公表され情報の信憑性が高まります。したがって、公式会見で広報する内容は、責任者が承認した情報に限られます。非公式会見で伝えられる情報は、ニュースの一環として扱われるもので、名前や役職は公表されず、「関係者筋」「警察当局」などと書かれるのが一般的です。公式会見よりもくだけたものになりますが、企業を代表しているという立場を自覚し、推測や空論は避けます。

## 4. 誘拐事件の対応と対策

テロリスト、ゲリラ、犯罪グループなどによる身代金目的の誘拐事件が続発しています。企業にとって誘拐事件は人命に関わる意思決定を迫られ、きわめて難しい対応が要求されます。

事件が発生した場合は、次のような対応が重要です。

- ①危機管理体制の組織化
- ②日本の外務省、大使館への通報
- ③セキュリティ・コンサルタントへ連絡
- ④交渉仲介人（ネゴシエーター）の選定

### ①危機管理チームの組織化

本社と現地にチームを組織して事件に対応する体制を整えます。誘拐事件では、現地支店や現地法人の日本人幹部が狙われることが多く、そのため、現地で責任をもって判断することができず混乱を招くことがあります。その場合は、本社へ責任決定できる役員の派遣を要請する必要があります。

### ②外務省・大使館への通報

海外で起こった犯罪はその国の主権で捜査するのが原則ですが、誘拐事件は国によって法律で身代金の支払いを禁止していたり、人質の生命を無視して事件解決を優先したりするケースもあります。

まず、日本の外務省や大使館へ知らせ、警察など関係当局へ通報する手段を相談する必要もあります。誘拐事件の多発国では、大統領直轄部隊や誘拐専門部署が組織されている場合もありますが、犯人側との対応や事件解決には外務省や大使館のさまざまな支援が必要になりますので、必ず通報するように。

### ③セキュリティ・コンサルタントへ連絡

誘拐事件の対応には、セキュリティ・コンサルタント（またはスペシャリスト）の専門知識やノウハウが必要になります。契約しているコンサルタントに速やかに連絡し、アドバイスを受けながら対応するのが賢明です。

### ④交渉人（ネゴシエーター）の選定

犯人側との窓口になる交渉人は、事件が起きた国の人間が望ましいとされています。犯人の話から感情の動きなどが読み取れないと交渉人は務まらないからです。人質が無事である証拠を取るのも交渉人の重要な役割です。過去の例では、聖職者や弁護士が交渉人を務めるケースが多く見られます。

## 5. 秘密の保持

誘拐事件では秘密保持も重要課題になります。事件が公になるとマスコミ対策が必要になるばかりか、事件の対応が複雑になることもあり得るからです。身代金の横取りを狙う偽犯人が現れる可能性もあります。ローカルスタッフや被害者宅のメイド、ドライバー、取引先企業関係者などから秘密が漏れることもあるので注意が必要です。また、犯人側が事件を公表することもあり、事件が長引けばそれだけ秘密保持は難しくなります。そのような事態も想定し、対応準備を進めておくことが大切です。

### Advice

#### 積極的に幅広く情報収集を行うことが大事

情報収集は危機管理の基本です。が、情報収集といってもスパイのようなことをするわけではありません。日本企業が情報の入手先としているのは、外務省や現地の日本大使館（領事館）、日本商工会議所、日本在外企業協会、現地の日本人会など、普段から付き合いのある組織や団体です。

また、内外の新聞・通信社などのマスコ

ミ関係、自社の海外事業部、日系の企業の現地法人・合併企業、下請け企業、同業他社などから入ってくる情報も重要です。

海外では日本人同士の日常的な交流、顔の見える関係がいざというときの力になります。仕事の上ではライバル関係でも、有事の際は一致団結して事に当たるようにしましょう。

### Book

海外に渡航をする方、海外に住んでいる方、「ゴルゴ13」が皆さんに安全対策を指南します。

#### 「動く!ゴルゴ13×外務省・海外安全対策マニュアル(動画版)」

「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」

【駐在員本人の場合】

- 第1話 最近のテロ情勢と安全対策
- 第2話 「たびレジ」
- 第3話 外務省 海外安全情報
- 第4話 情報収集
- 第5話 中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク
- 第6話 海外渡航の基本的心得

- 第7話 安全のための三原則
- 第8話 オフィスの安全対策
- 第9話 企業の心構え
- 第10話 平時の危機管理
- 第11話 有事への備え
- 番外編1 退避への備え
- 番外編2 感染症流行下の安全対策
- 第13話 まとめ



# 第14章 海外引越

海外引越にかかる費用には一定の制限を設ける。  
輸送中の損傷や紛失に備え、必ず保険をかける。

## 【概説】

### 1. 荷物の輸送費

海外引越にかかる荷物の輸送費等は、赴任を命じた企業が負担することになります。が、かかった輸送費の全額を負担すると、荷物の多い者と少ない者の間に不公平感が生じます。そのため、輸送費には一定の制限を設けます。

主な制限内容は下記の通りです。

- ・ 本人、配偶者、子女別に、それぞれ基準を設ける。
- ・ 船便、航空便に、それぞれ重量、容積の制限をつける（大きな荷物は船便で送るが、赴任あるいは帰任直後に使う生活必需品は航空便で送付する）。
- ・ 自動車、ピアノ、大型家具、動植物、特殊な梱包を必要とする物、重量や容積の際立って大きい物は、よほどの事情がない限り、輸送費支給の対象外とする。
- ・ 赴任時と帰任時を比べると、帰任時の方が荷物は増えるので、帰任時の輸送費の制限は重量・容積とも高めに設定する。

なお、赴任後・帰任直後の生活必需品確保の配慮から、少量を航空便で送付することも多くの企業が採用しています。

### 2. 引越荷物の保険

海外引越ではトラブルが少なくないので、輸送中の損傷や紛失に備え、引越荷物には必ず保険をかけます。日本の運送業者はほとんど損害保険会

社と代理店契約を結んでいるので、詳しい見積書を出してくれます。

別送荷物は、運送業者に渡したときから到着後の指定場所に運ばれるまでに生じた損害に対して補償されます。

#### (1) 保険金額の目安

一定金額以上の荷物は「明細書」に記入し、保険金額は代替品を購入できる価格を目安とします。

貨紙幣・有価証券、動植物は保険の対象外になります。宝石、貴金属類は別途に携行するようにします。支払われる保険金は、家具や電化製品など修理可能な物は修理実費を、修理不能、あるいは紛失した場合は当該荷物の保険金額を基準に支払われます。

#### (2) 保険で補償されない物

携帯荷物は海外旅行保険で補償されますが、スーツケースに入れた現金、有価証券などが紛失しても補償されません。対象はあくまでも「荷物」に限定されます。

引越荷物の配送後に損傷が見つかった場合は、運送業者に迅速に確認させ保険会社へ手続きをしてもらいます。念のため荷物の損傷を確認した者に、写真を撮らせておくくらいの配慮が必要です。

### 補償の範囲

別送荷物は、運送業者に渡したときから到着後の指定場所に運ばれるまでに生じた損害に対して補償される。

### 保険金額の目安

保険金額は代替品を購入できる価格を目安とする（一定金額以上の荷物は必ず「明細書」に記入する）。

### 保険の対象外

貨紙幣・有価証券、動植物など。

## 3. 海外引越のトラブルケース

赴任時の輸送については、多くの企業が日系輸送会社・引越会社の海外

引越サービスを利用しています。日本側での引き取り時の対応と、赴任国側での配送時の対応に大きな差が生じる場合があります。特に、配送を現地のローカル作業者が担当している場合や、日本人担当者が付き添っていない場合には、それぞれの赴任国の事情が反映され、到着日・通関・配送時間・荷物の取扱い・配送担当者の対応等に不満を持つ海外勤務者が散見されます。

着任早々の現地生活に慣れない海外勤務者や帯同配偶者の動機づけの低下を避けるため、企業として十分な配慮をすべきです。しかしながら、国の事情によっては、対策の打ちようがない場合があるため、赴任前に荷物配送時に不便があるかも知れない旨を事前に説明しておき、困ったときの対処方法なども説明しておくようにします。

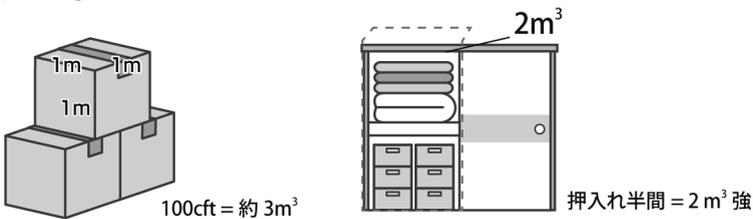
赴任を支援する本社部署は、着任時の荷物受取のトラブルが海外勤務者にとって大きな心理的ストレスを与えることを意識した対処を心がけましょう。

また、運送会社が説明する予定輸送日数は、あくまでも概算の日数です。利用者の入国予定日や赴任先国の通関に必要な査証の有無などで、現地で通関が止まる場合もあります。入国予定日などの打ち合わせを事前に十分行い、梱包する日程を逆算してスケジュールを組むことが重要です。

輸送中になんらかの問題が発生し、予想していなかった費用がかかる場合もあります。このようなことも想定し、発注時には見積書の詳細をよく見ておきましょう。

## Advice

引越の物量は、航空便は Kg (キログラム)、船便は  $m^3$  (立法メートル)、または cft (キュービックフィート) の単位で量られます。Kg (キログラム) はイメージが付きやすいと思いますが、船便の cft (キュービックフィート) については、下記を参考として下さい。



※ 会社負担の範囲、現地住居の状況、赴任先前任者の情報を基に、持っていく家財を決めましょう。

## <海外引越のポイント>

### I. 海外引越会社選択

#### 1. 2 社購買の推進を

①価格面の精査（仕向地・船便規定・航空便規定の同条件を提示）。

→年間契約料金の固定化による海外赴任関連引越予算管理が行えます。

②案件毎の相見積制度の弱点は

→料金は繁忙期・閑散期等の季節により変動し、繁忙期は契約企業の作業が優先しがちです。海外引越会社の作業に余裕がない場合、相見積辞退、受注ができないように高額見積価格を提示される場合が多いようです。

③早期発注体制の確立を

→繁忙期は料金面ではなく、引越依頼を受注してもらえないかがポイントとなるため、なるべく早めに引越会社へ内々で発注する手段を講じる必要があります。

#### 2. 海外引越会社内のオペレーション体制の確認

担当者不在の場合でも、引越会社内で情報が共有化されているかどうかの確認を

→引越会社から下請会社へ発注後に、元請としての引越管理業務が機能していないケースがあるので注意を要します。

#### 3. 単身赴任で多く見られるケースで、船便・航空便の規定があっても船便が少量である場合の留意点

海外引越会社よりの船便・航空便併用の総費用と全量航空便で輸送した場合の費用合計で判断し、航空便が安価な場合は全量航空便として認められるケースが多いです。

#### 4. 海外引越会社の作業キャパシティーの見極め

①繁忙期（2月～3月）の作業対応力に注意します。

②海外引越会社の海外ネットワークと現地会社の日本人の対応可否の確認を行います。

#### 5. 海外引越会社の倉庫状況確認する

家財保管倉庫・作業倉庫のセキュリティ状況の確認。

## 6. 事故発生時の運送保険求償方法の確認をする

- ①保険料率の確認
- ②事故時の運送保険求償の範囲確認
- ③現地到着時での運送保険求償手続きの確認

## II. 海外引越の準備

### 1. 赴任スケジュールから引越日（引取日）を決める

①輸入通関は、荷主（赴任者）が現地に入国してから輸入通関必要書類が整ってからになります。

→輸入通関書類とは労働許可書・外国人登録等などが代表的で国により異なります。

②上記理由により航空便で輸送しても手元に届くまで10日前後かかり、その間使用する物は手荷物として持参します。

③海外住居が決まっている場合、船便は早めに送りましょう。

→本人が現地入国後、輸入通関完了後早めに船便を受領することができます。

④引越荷物のDOOR TO DOOR（ご自宅からの集荷から新居へのお届け）にかかるスケジュールについて説明受け・確認を行います。

⑤海外住居が決まっていない場合、出発の1週間前位前の荷出しを行います。

→海外住居は現地入国後、住居の下見、契約、入居となり平均で1か月程度の時間がかかり、港で発生する保管料、盗難防止がかかります。

### 2. 荷物の仕分け

①海外引越会社からの説明と赴任国の現地輸入通関情報を入手し、輸入禁止品を理解して送付物を準備しましょう。

→輸入禁止品、通関情報等に関する資料のわかりやすさは、よい引越し会社を見極めるひとつのポイントとなります。

②海外赴任は手荷物、航空便、船便、倉庫保管、実家送りなど送り先が多く、事故を防ぐには仕分けが非常に大切な準備とまります。

→仕分けが不完全であれば梱包当日は混乱し、送付先誤り等の輸送事故の大きな要因となります。

③ご家族の荷物については物量も多いので下見を実施し、会社規定で収まるかを引越会社が査定します。

④海外仕分け用ラベルの有効活用

→航空便、船便、倉庫保管、実家送りのラベルの活用し、各種棚、引出し等を利用して仕分けを行い、輸送方法がわかるようにしてください。

⑤会社規定をオーバーするかもしれない場合

→特に航空便は規定量が少なく荷物の輸送優先順位を考えて引越会社へ指示します。

⑥お子さまの日本人学校・現地校で使用する海外子女教育財団から配布される教科書は、現地到着後に入学手続きを行い、登校して授業を受けるため手荷物として持参します。

### 3. 事故発生時の運送保険求償方法の確認

① 事故時の運送保険求償方法の事前確認を行いましょう。

### Ⅲ. 梱包作業当日のチェック項目

①作業当日の作業前には船便・航空便の仕分けが完了していること（事故防止）。

②作業開始前に建物・搬出経路の養生からスタートするのが基本。

③海外引越における梱包は通常海外引越会社が全て行うのが基本。

④婦人用の衣類は奥様自身での梱包希望が多く、このような場合、事前に適量の梱包資材を依頼し、梱包した場合は梱包明細書（メモでも可）を作成しておきましょう。

⑤運送保険の記入・梱包明細（作業時に梱包会社が作成）に税関申告用の金額を記入します。

→運送保険の書式の金額は、万一紛失、破損した場合に再購入する場合の金額を記入。高級ブランドバッグ等にも要注意。

⑥荷物・パスポート・航空券等（貴重品）は梱包日当日の保管に注意。

⑦梱包作業終了時に積残しがないか最終確認を行います。

### Ⅳ. 海外での引越荷物の受領

①日本からの海外引越荷物の送付先は現地事務所宛に書類は作成されるが、現地到着後配達日時、配達場所は現地にて打ち合わせを行う。

②国によっては日本では当り前の土曜日・日曜日の作業ができない場合があります。作業が可能であっても特別料金が加算されるケースが多いです。

③家具等の大きな引越荷物はセッティングしてもらえるが、箱物は指定部屋への搬入のみが一般的。

→全開梱を希望の場合は、特別料金が加算されます。

④家具、物品等の破損・紛失があった場合、現地引越会社との保険求償を行います。

⑤引越荷物開梱後の廃材の引取りは現地引越会社と調整します。

## V. 海外引越請求書チェックについて

① 引越荷物が会社規定内で送付されているかを確認

→エアコンの取りはずし料金等の特別な作業費用は本人負担か会社負担か等、会社規定の理解、管理がしっかりと行われているかを確認してください。

② 日本側作業料は均一料金ですが、仕向地、輸送方法（船便・航空便）、現地配達費用などが個々に設定されていて、請求項目が DOOR TO DOOR となっており、基本的には日本側費用・運賃・現地費用の合算となっています。

③ 費用の確認は、依頼引越会社が取引開始時に提示した年間契約料金と一致しているかを確認を。

④ DOOR TO DOOR 請求書以外に、現地で発生した関税・保管料・特別料金等は後日、再度、請求が発生するケースがあります。

### 【海外引越先でのトラブル事例】

- 赴任地での配達で日本人の立会いがなく、言葉が通じなくて困った。
- 奥さんが留守番して荷物を待ち受けていると、屈強な現地作業員がドヤドヤと搬入して、心細い思いをした。
- 現地で配達日・時間等の連絡が行き違って困った。
- 連絡をもらった時刻に一向に来る気配がなく、遅れるという連絡もなかった。
- 知人からいただいた大切なグラスが割れていた。
- 通関トラブルで配達が遅れた。
- 荷物の一部が配達されず、業者からは1か月近く連絡もなく、担当者にお問い合わせたら、ずっと倉庫に放置されていたことが判明。

## ●ペットの輸送について

近年、「ペットは家族」と考えるペット愛好家が多く、赴任者でも長期赴任が予想される場合、ペットの帯同を望むケースが見られます。

しかし、ペットを日本から海外へ輸送する場合、予防注射や証明書の取得、マイクロチップの埋め込みが必須条件となっており、出国には最低でも2か月を有します。

さらに、海外から日本へ入国する際には厳格な輸入検疫が設けられており、半年以上前から血清検査等の準備をしないと、ペットが単独で日本の動物検疫所に長期間係留されることとなります。費用も、海外引越し先によりますが、1匹あたり片道10万円～50万円（諸経費込み）と、大変高額です。

輸送中や係留中の死亡リスクもあるため、会社としてペットを伴っての海外赴任を認めることは得策とは言えないでしょう。

あくまで赴任者の自己責任として、以下のような業者を案内することができます。

※各企業の詳細は、当社HP「海外生活市場」→提携企業案内  
⇨リンクで閲覧できます。

### ◆BURDEN

ペットの輸出入代行サービス。証明書の発行が可能な日本のペット診療所を有しており、世界各国に対応したペットの渡航処置を行うことができる。また、諸事情により飼い主がペットより先に渡航しなければならない場合のペット預かり、必要処置をした後に輸出するといったサービスも行う。

### ◆なのはペットクリニック

犬猫と小動物のケアに対応するつくば市にある動物病院。動物同伴の海外赴任や長期旅行の支援に尽力している。特にペット帯同の海外渡航手続きに関するサポート業務に特化しており、利用者は日本全国、海外など多数。なお、ペットの渡航手続きは出国の3か月以上前から始めることをおすすめしている。

### ◆日本通運

ペットを航空会社へ受託確認し、フライトを予約、日本での輸出税関手続きから航空会社への搬入まで、一貫したペットの輸送サービスを提供している。

### ◆パシフィックリンクインターナショナル

2001年に設立された横浜を拠点とする引越・リロケーション会社。海外引越しを専業として営む、日本国内では数少ない専業引越業者で、世界各国へ向けた多くの輸送実績を有している。通常荷物の輸送だけでなく、ペットの移送や倉庫の確保など、幅広いサービスを提供している。

事業のグローバル展開が常識となった現在、海外引越への需要は高まる一方です。海外引越会社との法人契約を締結している大手企業はともかく、多くの中堅・中小企業や個人起業家にとって、海外引越とそれに関連する付随業務は煩雑でわかりにくく、コストと時間を無駄に費やしてしまうケースが後を絶ちません。

#### ●業者の選定から関連諸手続きまで 海外引越のポイント

海外引越会社にも得手・不得手な国・地域、分野があります。  
海外引越会社はすべてが一律ではありません。

#### ●海外引越先でのサービス体制の善し悪しがポイント

多くの場合、日本国内でのサービス品質に大きな差はみられないようです。問題は引越先でのサービス体制・品質の差を見極める難しさにあります。

#### ●価格だけを選定基準とすることに潜む危険性について

海外引越はさまざまなリスクが伴う作業です。リスクの大部分は海外引越先での作業のなかで発生します。海外引越の事情に精通していなければ、つつい価格だけで業者の選定を行いがちとなりますが、結果として、海外引越先でのトラブル誘発の原因となるケースが数多く見受けられます。

#### ●海外引越に付随する さまざまな事項・手続きも

海外引越は家具・家財だけを運搬すれば完了というものではありません。本当に大変なのは付随して発生する関連諸事項や諸手続きです。

#### ●“安心”を運ぶ海外引越

海外引越は赴任者と帯同家族を安全に赴任地へ送り込み、円滑に現地の業務に就いてもらうという役割も担っています。「物を運ぶサービス」だけではなく、「海外赴任への安心感」が海外引越会社選定のキーワードといえるでしょう。

## Advice

### 引越荷物の損傷や紛失による保証はどうなるの？

損傷や紛失があった場合、支払われる保険金は、家具や電化製品など修理可能な物は修理実費を、修理不能や紛失した場合は当該荷物の保険金額を基準に支払われます。

携帯荷物は海外旅行保険で補償されますが、スーツケースに入れた現金、有価証券などは紛失しても補償されません。対象

はあくまでも「荷物」に限定されます。

引越荷物の配送後に損傷が見つかった場合は、運送業者に迅速に確認させ、保険会社へ手続きしてもらいます。念のため荷物の損傷を確認した者に写真を撮らせておくくらいの配慮が必要です。

なお、宝石、貴金属類は別途に携行するように。

※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆日本通運

日本から海外、海外から日本および第三国間の引越しを行い、海外引越の取扱い実績は日本 No.1。長年培ったノウハウをもとに、海外への引越しで必要となる通関手続きを含め、世界各国における現地事情の違いに対応し、世界中でドアツードアのサービスを提供している。

#### ◆ヤマト運輸

終戦直後から海外引越し業務をスタート。荷物の量や顧客のニーズに応じた豊富な海外引越しプランを提供する。ビザの取得手続きや赴任地への食品輸送などの「海外生活支援サービス」をはじめ、赴任者や企業の担当者に向けた「海外赴任セミナー」、長期間の家財お預かりサービスなど、海外引越にかかわる様々なサービスがある。

#### ◆海外赴任 .JP > 海外引越

海外生活株式会社がオススメする海外引越しサービス対応の引越し業者リスト。実績が豊富でサービスに定評がある業者を厳選して紹介している。荷造りから輸送、通関、開梱まで、ワンストップサービスを提供する業者ばかりなので、何かと複雑で煩わしい海外引越し作業のストレスを軽減してくれる。

#### ◆プレミアムストレージサービス

約 4000㎡の大型室内保管倉庫と自社トラックを活用したストレージサービスを提供。「引越（運搬）～自社倉庫保管」や「不用品の買取処分」まで一括して行う。大型家具の手作業吊り上げのような難易度の高い搬出入や高級物件の建物養生、ブランド家具の解体組み立て、家具のクリーニングなどにも対応可能だ。

#### ◆海外赴任 .JP > トランクルーム

海外赴任中の家具・家電など、家財の短期・長期預かりサービスを提供するトランクルームサービスのリストを掲載している。中には家電の取り外しや不用品の処分、荷物預かりまで一括で行う業者もあるので、急な赴任の決定で荷物の取り扱いに困っている場合でも安心だ。

# 第15章 税関と関税

通関手続きを運送業者に任せる場合は必ず船荷証券を受け取る。  
使用中の物品は免税扱いになるが、新品には関税が課せられる。

## 【概説】

「税関を通る」「関税がかかる」という言い方がよくされますが、税関とは、輸出入物の管理、密輸の取締り、関税の徴収などを主な業務とする行政機関のことで、関税は、国境を通過する物品に対して課される税のことです。

海外に輸送した荷物は到着地の税関を通ります。税関では原則として荷物の全品開梱検査が行われます。

税関の荷物検査では、輸入・規制（禁止）品目や課税対象品の有無などがチェックされます。梱包明細に間違いや漏れがあると荷物が受け取れなくなるので気を付けましょう。

通常、通関手続きは運送業者が代行してくれますが、その場合は、荷物の船積み完了後、船会社から必ず船荷証券を受け取り、厳重に保管するようにします。荷物の受け取りにはパスポートと船荷証券が必要になります。

## 1. 引越荷物の税関手続き

通常、手続きは運送業者が代行しますが、荷物の船積み完了後に船会社から必ず船荷証券を受け取り、保管しておくようにします。

## 2. 到着地の税関

到着地の税関では輸入通関の際に、荷物の全品開梱検査が原則とされていて、梱包明細と相違ないか、輸入・規制（禁止）品目の有無、課税対象品チェックなどが行われます。

その手続きも運送業者が代行してくれます。なお、通関・荷物の受け取りには、パスポートと船荷証券が必要です。

### 3. 持ち込み確認が必要なもの

ラジオの持ち込みを情報管制などの理由で許可しない国があります。ラジオやラジカセも FM の周波数がワイドバンドの場合、警察無線が受信できるなどの理由で持ち込み禁止の国もありますから事前の確認が必要です。

#### <輸入禁止品目の例>

ラジオ、ラジカセ、法定禁止品など

### 4. 新品の電化製品は要注意

使用中の物品は原則として免税扱いになりますが、新品の物品には関税が課せられることがあります。

よく問題になるのが新品の電化製品です。新品が多いと到着地の税関手続きの際、関税を課せられることがあります。新品は購入時の梱包を解いて使用中の物品と混ぜておくのが賢明です。

仮に到着荷物が税関で課税された場合は、税関または運送業者の代理店担当から連絡が入りますので、その時点で支払います。税額は国や品目によって異なりますが、一般的に新品価格にもとづき税関担当官の直接判断で税額が決まる「賦課課税方式」が採られています。

#### Advice

#### 税関手続きを甘く見てはいけません！

入国する際に持ち込みが禁止または規制されている品目（例：日本の場合）肉・肉製品、果物、野菜、卵・卵加工品、乳製品は多くの国で持ち込みが禁止されています。

果物、野菜など

麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、  
覚醒剤、あへん吸煙具など

けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃  
砲弾及びけん銃部品など

爆発物、火薬類、化学兵器など

貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手又  
は有価証券の偽造品、変造品、模造品及  
び偽造カードなど



外務省

# 第 16 章 子女教育

子女の学校は現地の教育事情・学校事情だけではなく、  
子女の気持ち、帰国後の展望なども考えた上で決める。

## 【概 説】

### 1. 企業として支援する体制を

海外赴任者の子女は、本人の意志に関係なく外国で就学することになり、将来に渡って大きな影響があることを、企業として認識しておかなければなりません。場合によっては、現地で子女が環境不適合となり、引きこもりや心理的ストレスから鬱病を発症することもあります。

海外勤務者がその能力を十分に発揮して安心して働くためには、子女教育には十分な配慮が必要です。また、帰国後に海外で教育を受けた子女が、日本の学校のカリキュラムの違いや、漢字などの日本語理解が十分でないことにより戸惑ったり、更には、いじめに遭い登校拒否に陥る等の事例が散見されます。帰国子女の就学フォローも、企業として支援する体制を持つておくことが求められています。

### 2. 海外の学校の 5 タイプ

海外赴任社員に帯同する子女が就学する学校形態（大学を省く）は、主に次の 5 タイプに分けられます。

- ①現地日本人学校 ②補習授業校 ③私立在外教育施設
- ④現地校 ⑤国際学校

海外子女教育振興財団の発表によると、海外に長期滞在する日本人（永住者を除く）に帯同する義務教育年齢の子女数は、2018 年現在で 8 万 4,000 人となっています。

また、外務省の統計（2014 年 4 月 5 日現在）によると、学校形態別の就学子女数は、①現地日本人学校が 2 万 1,027 人で全体の約 27%を占めています。②補習授業校は 1 万 8,983 人で約 26%。③私立在外教育施設、④現地校、⑤国際学校の在籍者は合わせて 3 万 6,526 人で約 48%となっています。

### ①現地日本人学校

日本国内の小・中学校と同等の教育を確保する目的で設立されている文部科学大臣認定の全日制の学校。

文部科学省の調べによると、2023年4月現在、世界に94校あります。海外子女の就学状況は、近年、長期在留者が増加しているアジア、中南米、中近東では大半の子女が日本人学校に通っているようです。

日本人学校は日本の学習指導要領が義務づけられているため、帰国後の適応や受験対応も考慮した教育が行われていますが、現地教育や国際的な広がりのある教育に欠けている、などの指摘もあります。

アメリカなどでは日本人学校のない地域も多く存在します。そうした地域では通信教育などでカバーしているのが現状です。

### ②補習授業校

主として現地校などで学習しながら、日本の学校で学習する国語を中心に、土曜日及び平日の放課後を利用して学習するための施設。長期に渡る滞在で、教育を海外で完結してしまう生徒に対して、日本に関して知っておくべき知識などを教育する役割も担っています。

2023年4月現在、世界に補習授業校は224校となっています。アジア、中南米、中近東では現地日本人学校に通う子女が多いですが、北米、欧州、アフリカ、大洋州では現地校や国際学校に通うケースが多く、その大半が補習授業校にも通い、日本に関する学習をしています。

### ③私立在外教育施設

日本国内の学校法人などが海外に設置した文部科学大臣認定の全日制の学校。2023年4月現在で7校と地域と数は限定されますが、私立在外教育施設はバイリンガルな教育と、帰国後の大学入試にも対応した教育システムを行っています。なかには日本の大学へ推薦入学が可能な学校もあります。

### ④現地校…現地の学校の総称で、使用言語はその国の国語

### ⑤国際学校…インターナショナルスクール及び通称アメリカンスクールと呼ばれる外国人学校

海外進出を進めている学習塾も多く、入学願書の取り寄せや願書提出、

国立校の抽選・合否の確認、入学手続きのサービスなどを日本のスタッフが代行している塾もあります。

入試問題の分析や教材も日本と同じで、マンスリーテストも日本の塾生と同時に行うので、自分の実力や志望校の合否判定など確実なデータが得られます。最近では、教務力の充実した塾が進出、一流校への入学実績で日本の塾を上回るどころも現れ、評判となっています。

## Advice

### 海外子女教育が抱える問題を理解すること

近年、現地校や国際学校への就学希望者が増えています。その背景には「バイリンガルな子どもを育てたい」という親の願いがあると指摘されています。しかし、現地校や国際学校に適応できない児童・生徒が増えているのも事実です。

特に高校は中国・上海を除いて日本人学校がないため、現地校や国際学校へ進学することになりますが、言葉の障害などが原因で不登校になるケースが少なくありません。

海外赴任者の子女は本人の意志に関係なく外国で就学することになり、将来に渡って大きな影響があることを、企業としても

認識しておかなければなりません。場合によっては、現地で子女が環境不適合となり、引きこもりや心理的ストレスから鬱病を発症することもあります。

海外赴任者がその能力を十分に発揮して、安心して働くためには、子女教育には十分な配慮が必要です。また、帰国後に海外で教育を受けた子女が日本の学校のカリキュラムの違いや、漢字などの日本語理解が十分でないことで戸惑い、あるいは、いじめに遭い、登校拒否に陥る等の事例が散見されます。帰国子女の就学フォローも企業として支援する体制を持つておくことが望まれます。

### ◆海外子女教育振興財団

海外に勤務する邦人の子女及び海外勤務を終了し日本に帰国した邦人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行っています。

#### <教科書の申請>

海外子女教育振興財団 (JOES)

トップページ>保護者の方・お子さん日本の教科書の無償配付>日本の教科書(無償配付)

※ JOES では文部科学省からの依頼を受け、新たに出国されるお子さんに無償で教科書をお渡ししています。

#### <出国前に申請を>

これから出国するお子さんへ、日本の教科書を無償配付しています。海外には、現地到着当初に使用する教科書は用意されていません。必ず出国前に JOES でお受け取りください。

## 海外子女教育財団

### 退学届 教科書給与証明書 教育相談 教科書受領 窓口

公益法人である JOES は、事業活動の趣旨にご賛同のうえご入会いただいている企業・団体および学校からの資金（維持会費）によって支えられ、安定的・継続的に事業を実施しています。

公益法人である JOES は、このような趣旨にご賛同のうえご入会いただいている企業・団体および学校からの資金（= 維持会費）によって支えられ、安定的・継続的に事業を実施しています。したがって、海外展開しているすべての企業・団体ならびに帰国子女受入校である学校にご入会をお願いしているものです。

### 【維持会員企業・団体の社員・職員とそのご家族には、おもに次のような優遇サービスを実施しています】

#### 【海外赴任者、帯同ご家族向けサービス】

- 教育相談（無料）
- 維持会員企業・団体への教育アドバイザー派遣によるセミナー開催（派遣無料）
- 各教室・セミナー、通信教育等
  - ・アメリカ現地校入学オリエンテーション（保護者コース（無料）、子どもコース（割引））
  - ・インターナショナルスクール入学オリエンテーション（無料）
  - ・海外生活適応オリエンテーション（無料）
  - ・メンタルヘルスセミナー（割引）
  - ・赴任地別懇談会（割引）

- ・渡航前子ども英語教室（割引）
- ・海外子女のため通信教育（割引）
- ・帰国子女のための外国語保持教室（割引）
- 各種出版物（割引）
- 在外教育施設や国内に関する教育情報の提供
- 維持会員専用サイトの提供  
海外学校情報（日本人学校・補習授業校、インターナショナルスクール等）
- 【企業・団体の海外人事担当者向けサービス】
  - 維持会員専用サイトの提供
  - 海外人事担当者向けセミナー・イベント（参加無料）
  - 教育関係情報の提供

- 【維持会員】ご入会に関する説明、お問い合わせは以下までご連絡ください。

経営企画部 会員広報グループ 会員サポートチーム

TEL: 03-4330-1347 / E-mail : kaiin@joes.or.jp

公益財団法人海外子女教育振興財団

URL: <http://www.joes.or.jp/>

東京本部

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6 階  
教科書受領に関しては、ホームページをご覧ください。



# 第17章 語学と赴任者研修

現地で使用する言語はある程度習得しておく。  
現地の商習慣や法制度も事前にまなしておく。

## 【概説】

### 語学研修の重要性

赴任者が海外での生活に素早く適応し、現地での業務をスムーズに遂行する為にも、現地で使用する言語を事前にある程度習得しておくことはとても重要です。

多くの日系企業では、日本語でのコミュニケーションが可能な現地スタッフを雇用しており、通常彼らが赴任者の身の回りのサポートにあたります。しかし、実際には、赴任者の諸手続きやトラブルに際して現地の日本語スタッフが24時間すぐに駆けつけられる訳ではなく、赴任者本人が全く現地の言語を理解していない状態では、生活全般において何をするにも困難が伴います。

赴任者やその家族が異文化に適応して安心した日常生活が送れるよう、また、赴任者の業務におけるパフォーマンス向上の為にも、企業は語学研修を積極的に設けるべきでしょう。

### 赴任者研修の目的

赴任者研修は、企業が赴任者に対して海外赴任の実情や必要となる知識を事前に伝える目的で実施されます。海外では、商習慣や法制度、生活環境が日本と大いに異なるため、赴任者が現地に赴いて戸惑わない為にも、これらを事前に学ぶ必要があります。また、海外ではその国や地域特有の犯罪、女性や賭博に関するトラブルが数多く存在します。現地での実例をあげて注意喚起を促す研修であれば、赴任者がより危険に対するイメージを抱きやすいでしょう。

近年は個別に資料等を配布するだけで、赴任者研修を実施しない企業も見られます。しかし、赴任者が海外赴任や赴任先に関する知識を体系的に学び、しっかりと心構えを築く為にも、企業として赴任者研修を実施することをおすすめします。

※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆アジア・アフリカ語学院

「日本とアジア・アフリカとの団結と世界平和への貢献」を建学理念として、1961年に創立されたアジア・アフリカ語の専門学校。専門課程の運営に併せて、附帯教育、法人向け語学研修事業を行っている。また、希望によっては各国の「現地事情」や「地域教養」などもレクチャーする。

#### ◆ディラ国際語学アカデミー

世界 55 か国語が学べる外国語教室。主に企業向けの語学研修や外国人講師の派遣プログラムを実施している。確実な成果が求められる企業向け研修においては、年間 1000 件以上の実績を誇り、質の高い講師陣が「現地で使える外国語」をレクチャーしてくれる。

#### ◆欧米・アジア語学センター

御茶ノ水・渋谷・横浜を中心に、40 か国語以上が学べる語学スクール。ネイティブ講師を中心に、200 名を超える経験豊富なプロフェッショナル講師が在籍しており、英語・中国語・韓国語などのメジャー言語はもちろん、マレー語・ウクライナ語・シンハラ語などのマイナー言語も学ぶことができる。

#### ◆ Berlitz ビジネス向けレッスン

初級コースから専門的なビジネス英語を学ぶコースまで、スキル、キャリア、ニーズに合ったコースが選べる英会話教室。電話・Eメール、遠隔ミーティング、社内会議・プレゼン、営業・商談など、受講者が英語を使いたいシーンに合わせて毎回のレッスン内容をアレンジしてくれるのが魅力だ。

#### ◆スタディーハッカー

最短 90 日で英語人材が育つことを目指す法人向けの英語コーチングスクール。一般的な英会話スクールの 1 年分の内容を最短 90 日間に凝縮し、第二言語習得研究に基づくメソッドで独学比最大 3.8 倍の効率での成果を実現する。また、『JELCA 英語コーチング・アワード 2022 年秋』にて 4 部門中 3 部門で大賞を受賞している。

#### ◆ STRAIL

英語を話せない原因を分析・課題を特定した上で、最適な学習プランを個別にデザインしてくれる。会議や商談といったビジネスシーンで通用する実践的な英語力の習得を目標とする、3 か月集中のコースあり。オンラインレッスンと併用することで、英語による円滑なコミュニケーションを実現する。

#### ◆テンナイン・コミュニケーション

海外で活躍するビジネスパーソンに特化した語学研修を実施しているスクール。ただ「英語が話せる人材」を育てるのではなく、「英語で仕事ができるグローバル人材」の育成にこだわっている。「仕事に活かせる英語力の獲得＝グローバルコミュニケーション力の養成」であると考え、より実践的な研修を行う。

### ◆海外子女教育振興財団 渡航前子ども英語教室

現地校やインターナショナルスクールでの「最初の1か月」を乗り切るためのサバイバル・イングリッシュと、英語を読むための基本が学べる、子どものための渡航前英語教室。ネイティブの先生が指導にあたるので、現地での会話がイメージしやすく、友達づくりに欠かせない英会話などが学べる。

### ◆駐在妻英会話ビギン

駐在帯同ご家族専門オンライン英会話スクール 海外赴任帯同の英語準備マンツーマンレッスンの受講者数、3000人突破！ 海外駐在帯同家族専門の英会話スクール。駐在妻及び子女が現地ですぐに使える英会話を専門的に指導している。なお、聞き取りと会話が苦手な駐在妻向けに、駐在英語に特化したオリジナルのリスニング&スピーキング教材を用意している。

### ◆PROGRIT

累計受講者数1万7000人以上を誇る、英語コーチングの大手企業。海外赴任者向けに2か月でビジネス英語を学べる短期集中特化型コーチングなどを用意している。専属プロが24時間いつでもLINEでサポート、毎週進捗確認の面談を実施しているので、着実に英語のレベルアップが可能だ。

## Book



### 『新・海外子女教育マニュアル』

海外子女教育振興財団

出国前から帰国後まで網羅した、海外子女教育の決定版！ 1976年の発刊以来、40年以上にわたるベストセラー！ 出国前準備から帰国後受け入れまで、お子さんの教育に関する総合的なアドバイスが満載。ご出国前・海外滞在中・ご帰国後のすべてにおいて、遭遇するであろう問題とその解決方法を網羅。経験豊富なJOESの教育相談員が、海外子女・帰国子女を持つご家族のために、具体的な事例を交えて解説します。第8版となる今回の改訂では、内容を最新の海外子女教育情報に更新し、大幅に加筆・修正を行いました。駐在員のご家族の「必携書」として、渡航前～帰国後どのタイミングでもご利用いただける内容となっております。

※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇨リンクで閲覧できます。

#### ◆ INSIGHT ACADEMY

「海外で収益を生み出す人材を育てる」をビジョンに掲げる日本初のグローバル人材育成特化型 e ラーニングサービス。海外赴任前研修プログラム、海外駐在員育成プログラム、グローバルビジネス管理職育成プログラムなど、様々な海外赴任者向けのプログラムを用意している。

#### ◆ Cicom Brains

オンラインで受講できる「海外赴任前研修 1 日公開講座」を提供。赴任者の現地法人での評価がほぼ確定されると言われる赴任後 3 か月目までに赴任者が取るべき行動が具体的に学べる。赴任者が直面する現地での課題、ミッション成功のための秘訣、赴任後のビジネスシーンを想定した実践的な演習等を行う。

#### ◆アルー

グローバル人材の母集団形成から、トレーニー、駐在員、グローバルリーダー育成まで、体系的なグローバル人材の育成を支援。プレイヤーからマネジャー、経営者まで海外赴任者に求められる役割が多様化している中、役割別に求められる課題に対するソリューションを用意している。

#### ◆リクルートマネジメントスクール

企業のさまざまな職種・役職・階層に対応した多岐にわたる内容のトレーニングを実施。海外事業に関連したサービスでは、海外赴任候補者の計画的育成、グローバル人材育成等を行う。それぞれの企業の背景や課題を明らかにした上で、有効な施策を提案し、確実な成果へと導く。

#### ◆パソナグローバル

研修内容は「国別赴任前研修サービス」「生活」から「マネジメント」まで、基礎編（2 時間）、マネジメント編（2 時間）の 2 部構成。現地を熟知した講師が指導にあたり、お役立ち情報から赴任国の労働法規・ローカルスタッフのマネジメント手法まで、駐在員として予め知っておくべき内容を網羅している。

#### ◆海外子女教育振興財団（JOES）赴任前子女教育セミナー無料

海外子女教育振興財団（JOES）では、初めての海外赴任に際し、赴任者が子女教育の様々な知識について学べるセミナーを無料で開催している。諸外国の教育制度の現状や学校選択、編入学の手続きなど、海外子女教育の基本を知ることができる。

#### ◆日本在外企業協会

赴任者とその家族が安全で健康な海外生活を送るためのセミナーを実施。「海外生活と安全」では、海外で自分の身を守るにはどうしたらいいか、日外協・海外安全アドバイザーが具体的な事例を交えながらレクチャーする。また、「健康管理・医療」では渡航医学専門の医師が健康上の注意点等について解説する。

# 第18章 住居

海外での住居選びは、家賃よりも安全面を優先する。  
留守宅の管理は、専門の業者に任せることもできる。

## 【概説】

### 1. 住居選びのポイント

住宅の賃貸料は赴任先国や地域によって差がありますが、先進国、途上国を問わず、治安の良い地区の家賃は高く、駐在員用の住宅はそのような地区にあるので、家賃も高水準になります。

安全性の面から見た住宅選びのポイントとしては下記の3点が挙げられます。

- ①最寄りの交通機関からの道路に街灯が設置してあるか。
- ②駐車場が敷地内にあるか。
- ③建物の出入り口のセキュリティが完備されているか。

### 2. 賃貸契約する際の注意事項

赴任社員が馴染みのない国や都市で住宅探しをする場合、日本語の通じる不動産会社に依頼すれば、海外人事担当者も安心度が高まります。安全性も考慮し日本人が生活しやすい物件の照会や、難解な契約書の内容説明も理解でき、予算や住環境などの要望も伝えやすいのも利点です。

日本人は契約内容を詳細に検討しないまま契約してしまう傾向がありますが、契約後のトラブルを避けるためにも、よく確認する必要があります。

契約書には規制や禁止事項もあり、途中で解約すると違約金をとられる場合が少なくありません。建物や家具にキズをつけたときの補償責任、ペットや楽器の規制、カラオケの禁止など詳細に記載してありますので、よく読むことです。

**よくある規制**—ペット、楽器／**よくある禁止事項**—カラオケ

入居前に不動産会社の立ち会いで建物や家具の点検、キズの有無を確認（場合によっては記録）しておけば、解約時のトラブルも避けられます。入

居後のトラブルがこじれると、居住社員や家族だけでなく、企業の信用や責任問題にもなることを念頭に入れて契約に臨みたいものです。

住居に関する情報は不動産会社のホームページや雑誌などからも得ることができます。前任の駐在員がいる場合は、地域の安全性や家賃相場などを事前に聞いておくとよいでしょう。

### 3. 留守宅管理

赴任社員にとっては留守宅の管理も重要な問題です。留守宅に関しては、人に貸す、あるいは会社が社宅として借り受けるなど、さまざまなケースがありますが、家屋の維持・管理や賃貸契約のことを考えると、専門会社に任せるのがよいでしょう。

専門会社には、留守宅の賃貸借仲介や斡旋をはじめ、賃貸中の管理業務（賃貸料の徴収や借主のクレーム処理など）、家屋の維持・管理、引越サービス、家財保管、増改築・修理など、留守宅の総合的な管理を行っているところもあります。

#### Advice

#### 安全の要となる住居選びはプロに相談を

極端に治安が悪い地域に海外勤務者を派遣する際には、住居の安全性確保は進出企業にとって重大事項です。強盗、暴動、誘拐等の人命に関わるリスクに晒さ

れる可能性が高い場合は、居住地域・住居選定には専門のコンサルタント会社の助言・アセスメントを受けることをおすすめします。

※各企業の詳細は、当社 HP「[海外生活市場](#)」→[提携企業案内](#)⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆エイブル

海外で 38 年の実績、欧米とアジアの全 19 都市で事業を展開している。入居から帰任までを手厚くサポート。全店舗、オンラインでの相談が可能だ。

#### ◆スターツ

1986 年設立、21 개국 34 都市で事業を展開している。長年の海外不動産事業で培った専門知識に基づいて顧客に最適な住居を選定。日本で持ち家を所有している駐在員の留守宅管理、留守宅の賃貸募集も行なっている。

#### ◆海外赴任 .JP > 住宅

日本語で海外の不動産情報を提供し、現地の不動産賃貸を行う優良業者をピックアップして紹介している。海外での赴任者とその家族の安全を確保する上で要となるのが「住居」。海外における住居の選定では、地域の治安情報を慎重に見極める必要があるため、経験豊富で信頼できる業者を選ぶようにしましょう。

## 第 19 章 在留届と在外選挙

外国に 3 か月以上滞在する場合は、必ず在留届を提出する。  
在外選挙に参加するには、在外選挙人名簿への登録が必要。

### 【概 説】

#### 在留届

旅券法第 16 条により、外国に 3 か月以上滞在する日本人は、日本国大使館または領事館に在留届の提出が義務付けられています。赴任社員及び帯同家族には、提出が義務であることをはっきりと伝えましょう。

在留届は書面による提出も可能ですが、外務省が提供する在留届電子届出システムを利用するのが便利です。また、オンライン在留書を申請すると、パスポートやその他照明もオンラインで申請できるようになります。オンライン在留書は以下のサイトから申請ができます。

在留届は日本政府の行政サービスや緊急連絡を受ける際の基礎的な資料となるもので、主に次のようなケースで活用されます。

- ①事故、事件、災害などの事態に遭遇した場合
- ②大使館や領事館から緊急連絡が生じた場合
- ③大使館や領事館で窓口サービス（パスポートの再発給、戸籍・国籍関係事務、各種の証明事務等）を受ける場合
- ④海外在留邦人の教育・医療・安全などの対策を政府が検討する際の基本的資料として
- ⑤義務教育年齢の子女へ日本の教科書を配布する際の資料として

#### 在外選挙

1998 年 5 月 6 日公布の法改正によって、海外赴任者も日本の国政選挙（衆院・参院）に参加できるようになりました。さらに 2006 年 6 月の改正により、衆参比例代表選出議員選挙だけでなく、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙（補欠・再選挙含む）にも投票できるようになりました。

ただし、在外選挙に参加できるのは、在外選挙人名簿の登録申請をして登録された者だけです。在留届を提出しただけでは在外選挙には参加できません。

在外選挙人名簿の登録手続きは以下の手順で行います。

- (1) 海外赴任前に住民票を置いている市区町村役場に転出届を出す。
- (2) 赴任地へ到着したら、居住地を管轄する在外公館に在留届を提出する。
- (3) 在外公館にパスポートを提示し、在外選挙人名簿の登録申請を行う。

この後、提出された申請書は申請者（赴任者及び帯同家族）の最終住所地（または本籍地）の市区町村選挙管理委員会に送付され、在外選挙人名簿に登録されます。そして、その後、「在外選挙人証」が在外公館を経て交付されます。

在外選挙の投票方法に関しては、在外公館投票、郵便投票、日本国内での投票の3通りがあり、赴任者の都合や帰国状況に合わせて投票方法が選択できます。

### **在外公館投票**

日本大使館・領事館などのいずれの在外公館の投票所でも投票できる。ただし投票所を設けていない公館もあるので確認が必要。投票期間は、選挙の公示日の翌日から日本国内における投票日の6日前までとなっているが、投票用紙を日本に送付するために必要な日数との関係でこれより短くなる在外公館もあるので、事前に確認を。投票時間は通常、現地時間の午前9時30分から午後5時の間。在外選挙人証とパスポートを提示して投票する。

### **郵便投票**

まず、総務省ホームページから投票用紙等請求書をダウンロードする。投票用紙等請求書に在外選挙人証を添えて登録地の市区町村選挙管理委員会に交付請求し投票用紙の交付を受ける。投票用紙に投票内容を記入し再度、選挙管理委員会に送付する。投票用紙の交付開始は衆院、参院の任期満了の60日前で、衆院解散の時は解散の日から開始される。投票締切は国内の投票日の投票終了時刻（日本時間午後8時）。終了時刻までに投票所へ届けられるよう選挙管理委員会に郵送する。

### **日本国内での投票**

一時帰国中、帰任直後などは国内で投票することも可能で、国内の一般選挙人同様期日前投票、不在者投票も行える。いずれの場合も在外選挙人証が必要となる。

## Advice

### 在外選挙人名簿の登録には約2か月かかる！

在外選挙人名簿の登録手続きは、登録申請から在外選挙証の交付まで約2か月かかるので、早めに申請することをおすすめします。

ただし、同一在外公館の管轄区域に3

か月以上居住していることが申請の条件になっていますので、赴任地到着時に申請しても、3か月を経過しなければ登録作業は始まりません。

#### ◆外務省 在外選挙

総務省在外選挙について詳細な情報を提供。



総務省



外務省

## 外務省【海外渡航・滞在】関連情報

### 海外安全対策（外務省海外安全ホームページ）

海外安全情報や海外渡航・滞在に役立つ情報などを調べることができます。

### 世界の医療事情

日本の在外公館に勤務する医務官が現地では調査した医療機関等の情報について掲載しています。

### パスポート（旅券）

パスポートの申請方法や使用の注意に関するお知らせ、Q&Aなどを掲載しています。

### 届出・証明

在留届、戸籍・国籍に関する届出、各種証明の申請についての情報を見ることができます。

### 海外教育・年金・保険・運転免許

外国・地域の学校情報、海外在住者の年金・保険や運転免許についての情報を確認できます。

### 在外選挙

在外選挙制度の概要、選挙人名簿登録申請の方法、在外選挙の投票方法などとともに、国民投票制度についてご案内しています。

海外渡航・滞在



検索

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/index.html>



## 第20章 外貨・キャッシュカード

国際ブランドのクレジットカードを2、3枚用意する。中国へ赴任する場合、アリペイ (Alipay/ 支付宝) とウィーチャット (Wechat/ 微信) の利用が必須。

### 【概説】

#### クレジットカード

海外生活では「余分な現金は持ち歩かない」が鉄則です。滞在国によって事情は異なりますが、買い物も外食もクレジットカードを利用すると便利でしょう。クレジットカードは海外でも取得できますが、手元に届くまでには2か月程度かかるので、出国前に用意します。国際ブランドのクレジットカードを2、3枚取得しておけばよいでしょう。

ただし、その場合は、日本国内の口座から引き落としがされるので、口座残高の確認やカード利用代金明細書（請求書）、カード更新時（通常2年ごと）の新カード受取方法などに注意が必要です。それを避けるには、国際間でも利用できるインターネットバンキングを活用するといでしょう。

#### キャッシュカード他

世界各国のCD（現地の現金支払機）・ATM（現金自動預け払い機）が利用できるキャッシュカードが海外生活には必須です。主要都市の銀行でも取り扱っています。

また、日本の銀行は海外赴任者を対象としたさまざまなサービスを用意しています。カードの発行、各種公共料金や保険料の自動支払いなどはよく知られていますが、それ以外にも、海外引越、留守宅管理、渡航手続きなどの専門会社の紹介、新聞・雑誌の購読、海外通信教育の斡旋なども行っています。取引のある銀行の担当者にお問い合わせるとよいでしょう。

#### アプリを使ったモバイル決済

中国では現在、キャッシュレス化が進み、あらゆる商店、公共交通機関でモバイル決済が普及しています。そのため、現金やクレジットカードでの支払いができない店も多く、海外からの渡航者が支払いに苦労することがしばしばあります。中国のモバイル決済の主流は、アリペイ (Alipay/ 支付宝) とウィーチャット (Wechat/ 微信) です。

現地に着いてから現地の銀行口座を紐付ければ金額の制限なく利用ができますが、口座開設や携帯電話番号の取得には時間がかかるので、初めて渡航する際は事前に日本のクレジットからチャージすることをお勧めします。

アリペイの場合、アプリをダウンロードして「Tour card」という機能を使えば、日本のクレジットカードから最大で1万円をチャージすることができます。アカウントの申請から承認まで最大3営業日を要するので、余裕をもって登録しましょう。

## Advice

### 海外送金の方法は多種多様

海外への送金は外国為替公認銀行（ほとんどの銀行、信用金庫）または郵便局で取り扱っており、外国為替公認銀行の場合は受取人が送金先の銀行に口座を持っていないとなりません。郵便局の場合は「住所あて送金」または「口座あて送金」・「口座間送金」の方法があります。

そのほか家族間での海外送金には、クレジットカードの家族会員カードを利用し、キャッシングサービスで現金を受け取る方法があります。金額によっては金融機関の送金手数料よりも手数料が安くなります。また、低廉な手数料での海外送金サービスを始めたクレジットカード会社もあり、うまく活用すると便利です。

※各企業の詳細は、当社 HP「[海外生活市場](#)」→[提携企業案内](#)⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆ SMBC 信託銀行 PRESTIA

外貨預金サービスでは国内最大手。全 17 種類の外貨を取り扱う。国内で外貨を預金し、外貨のまま海外で利用することができる。

#### ◆ PREMIO CARD

渡米したばかりで米国でのクレジットカード利用履歴がない場合でも、独自の審査基準でカードを取得することができる。安心の 24 時間日本語サポートサービスを提供している。

#### ◆ JAL CARD

JAL マイレージバンクカード（JMB カード）にクレジット機能が付いたカード。ショッピングやフライト等毎月のカードの利用額に応じてマイルが積算される。年会費によって普通カード、CLUB-A カード、CLUB-A ゴールドカード、プラチナとランクが分かれており、年間搭乗回数が多い場合は、よりマイルが貯まりやすい CLUB-A 以上のカードを選ぶのがお勧めだ。

#### ◆ ANA CARD

フライトや日常の買い物でもマイルが貯まる、ANA マイレージクラブのクレジット機能付きメンバーズカード。一般カード、ゴールドカード、プレミアムカードといったグレードを用意。ANA アメックス・プレミアムカードでは更新時に国内の高級ホテル無料宿泊券がもらえるなど、ハイステータスな特典が受けられる。

## 海外赴任からの帰国 お金に関するチェックポイント

### ◆現地の銀行口座の必要性

現地の銀行口座が帰国後も必要かどうかはお一人おひとり事情が異なりますが、帰国するのであれば現地の銀行口座は解約した方がよいでしょう。国や銀行によっては、帰国する場合は口座を解約するよう定めていることもあります。また、帰国後に解約したくても現地の銀行によっては解約できなかったり、手続きが煩雑で時間がかかる場合もあります。

一方で「そのまま現地に残る家族がいる」、「帰国後も定期的な支払いがある」、「近い将来に同じ国に赴任する」といった事情がある方は、現地の銀行口座を解約せずに、そのまま維持するという選択肢もあるでしょう。

### ご存じですか？ ～現地の銀行口座～

帰国後も現地の銀行口座を解約せずに維持するという選択をされる方は、帰国後も定期的に口座の状況や口座の必要性を確認する必要があります。

長期間取引がないと口座が凍結されたり、サービス内容が変更・廃止されることがあります。気づかないうちに現地の銀行の口座維持手数料の条件が改訂されて、毎月手数料が引落しされていたという事態も起きかねません。

また、近年増加しているのが相続の問題です。相続が発生して、亡くなった方の海外の銀行口座を解約するために、遺族が弁護士などに多額の費用を支払い、数年かけてやっと解約できたというケースもあります。「いつか使うかもしれない」と思って現地の銀行口座を維持していても、結局、帰国してから一度も使っていない方も少なくないようです。

現地の銀行口座を維持される方は、定期的に口座残高やサービス条件などを確認するとともに、その口座の必要性を今一度確認しましょう。

## ◆現地の銀行口座を解約する

現地の銀行に、銀行口座の解約方法を確認します。

解約するには、現地の銀行窓口で手続きする必要がある場合や、帰国後でも書面郵送やインターネットで解約が可能な場合など、銀行によって対応方法が異なります。

帰国後に現地の銀行口座を解約しようとしたところ、現地の銀行に「来店のうち窓口で手続きいただかないと解約できません」と言われてしまい、現地に旅行をした際に解約をしたというケースもあります。

解約手続きに日数がかかることもありますので、帰国日が決まったら現地の銀行に問い合わせて、早めに解約方法を確認しておきましょう。

### ご存じですか？ ～帰国後の口座解約～

帰国後に家賃や公共料金などの最後の支払いが発生する場合は、帰国前に口座を解約できません。現地に残る家族に解約を依頼した、帰国してから現地に旅行した時に解約したという方もいます。

また、帰国後に銀行口座を解約しようとしたところ、本人確認のために日本の住民票を翻訳したものを現地の公証役場で公証する必要があり、それを現地の銀行に提出して、ようやく口座を解約できたという話もあります。

情報提供：SMBC 信託銀行

### 「海外赴任時に役立つ！プレスティアの口座」

(帰任のご案内 動画 9分 28秒～)



本資料の情報は、2023年11月末日時点の情報に基づき作成しています。  
今後、各国の法令・規制等が変更される場合があります。

# 世界を舞台に活躍されるあなたへ

SMBC信託銀行プレスティアの  
グローバルな金融ソリューションをご紹介します。

## ■外貨もそのまま使えるカード —GLOBAL PASS®—

SMBC信託銀行のキャッシュカードは、日本円を含む全 18 通貨対応。  
口座の外貨をそのまま使える Visa デビット一体型キャッシュカードです。

## カードは選べる 2 種類・年会費無料



### GLOBAL PASS

キャッシュバック特典付き



### ANAマイレージクラブ GLOBAL PASS

ANA マイル特典付き

## 4 つのポイント

**POINT 1** ピツとかざすだけ！タッチ決済でスマートにお買い物

**POINT 2** プレスタ取扱外貨 17 通貨なら、口座にある外貨を  
そのまま使える

**POINT 3** 海外通販サイトでもためた外貨を使う

**POINT 4** 家族カードを作れる (16 歳以上)

\*本人カードの申込は、18 歳以上の個人のお客さまが対象となります。

(事業でお使いになる口座ではお申込みいただけません)。

\*特典や商品の詳細は、当行ウェブサイトをご覧ください。

ウェブサイトはこちら [www.smbctb.co.jp/gp\\_pr](http://www.smbctb.co.jp/gp_pr)

## その他、便利で 充実したサービスをご用意しています。

### ■海外送金

事前に送金先登録を行えば、インターネットバンキング/SMBC 信託銀行アプリで海外へ送金することができます。外貨のまま海外から送金を受け取ることも可能です。(SMBC 信託銀行取り扱い通貨に限る) 外貨受取り時の為替取扱手数料(リフティング・チャージ)は不要です。\*



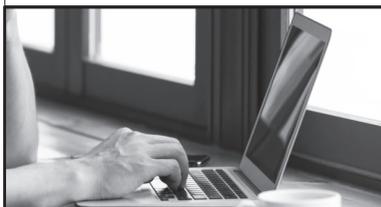
※ 法人口座のお客さまの為替取扱手数料は異なります。  
詳細は当行ウェブサイトをご確認ください。

### ■インターネットバンキング/ SMBC信託銀行アプリ

国内振込、海外送金はもちろん、  
外貨預金もお取引できます。



PRESTIA SMBC信託銀行



PRESTIA SMBC信託銀行

## 口座開設のご案内

オンラインにて口座開設をされたお客さまには特典がございます。  
こちらから特典内容のご確認・口座開設のお申込みをいただけます。

URL : <http://www.smbctb.co.jp>



\*2023年12月時点

## 第21章 電話とインターネット

携帯電話は海外用にもう一台持つ必要がある。  
日本のインターネットを利用するには VPN サービスに加入する。

### 【概説】

電話とインターネットの通信環境は赴任直後から必要になります。通信事情は国や地域、建物によって変わってきますので、不動産会社や前任者を通じて事前に調べておくとよいでしょう。

#### 固定電話

固定電話の加入方法は国によって異なりますが、通常は現地の電話会社に申し込みます。配線工事の必要がない場合は、申し込みから2～3日、遅くとも1週間～10日で利用できるようになります。

国内長距離電話、国際電話については欧米やアジアの一部地域では電話会社の選択ができます。ただし、事前に電話会社を登録しなければならない国もあります。昨今の社会情勢を鑑みると利用頻度はあまり高くないと言えるでしょう。

#### 携帯電話

携帯電話は国によって通信方式が異なります。そのため、日本で使っていたものとは別に海外用の携帯電話を持つことになります。

日本で使用していた電話番号を海外でも利用したい場合は、各社の国際ローミングサービスを使うことになりますが、この場合、受信時はいったん日本への着信となり、それが転送されてくるため、高い着信料を受信者が負担しなければなりません。

また、現地での銀行口座の開設や現地のモバイル決済アプリを利用する場合、基本、利用者の名義で契約された現地の携帯電話番号の紐付けが必要となるので、渡航後はすぐに現地の携帯電話を契約することをお勧めします。

#### IP電話

IP電話はインターネットを使った電話です。IP電話だと、同じプロバイダーを使う人同士の通話料が無料になり、また、一般電話や国際電話の通話料も安くなります。

## インターネット

中国国内ではインターネットに対する規制が非常に厳しく、LINE、zoom、X、Instagram といった SNS、Yahoo!、Google 等の主要なブラウザが利用できません。海外ローミングを利用することでこれらのメディアへの接続が可能になりますが、短時間の利用でも非常に高額な料金を請求されることになるでしょう。

日本と同じネット環境を確保するために、中国国内では認可されていない VPN（インターネット上に仮想の専用線を設定し、特定の人のみが利用できる専用ネットワーク）を利用する人が多いのが現状です。

### Advice

#### 無料通話サービスは個人情報流出のリスクあり

最近、Skype、LINE といったインターネットによる無料通話サービスがありますが、個人情報の流出などセキュリティー面

での不安があるので業務での利用はおすすめできません。

※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆ DHA SIM JAL Global WALLET

アジア、アメリカ、ヨーロッパをはじめ、その他世界中の多くの国や地域で使えるグローバル SIM を販売。日本一時帰国時の SIM も取り扱う。

#### ◆ Express VPN

1台のアカウントで最大5台の端末の同時接続が可能な VPN サービス。上限なしで利用できるプランもあり。

#### ◆ Wi-Fi BOX

海外約 130 か国と日本で利用が可能なポケット Wi-Fi。オンラインでの事前予約、空港や駅で受け取りができるサービスを提供している。

## アメリカの携帯電話 SIM カード Wi-Fi ルーターのサービス

h2o Wireless



アメリカ大手 AT&T のネットワークを利用し、アメリカ現地基準の価格と現地日本語カスタマーサポートを提供しています。渡米前にクレジットカードまたはデビットカード（日本発行のクレジットカードも可）さえあれば契約期間の縛りもなく契約でき、日本の自宅宛に無料で届け、現地到着後はすぐにサービスを利用できます。

## 第22章 アウトソーシング会社

人事担当者の負荷を軽減し、業務効率化が期待できる。  
海外赴任人事業務代行サービスの導入を検討する。

### 【概説】

海外赴任に伴う業務や手続きは、赴任前から帰任まで非常に煩雑で専門的な知識が求められます。また、企業内に海外赴任者が複数人いたり、家族を連れて赴任する場合、人事担当者はそれぞれに個別の対応を求められます。そのため、日常的に多くの業務に追われ、負担が大きくなりがちです。しかし、こういった海外人事業務を専門請負業者へアウトソーシングすることで、人事担当者の負荷を軽減するとともに、業務効率の改善やコスト削減を実現しながら駐在員の海外赴任生活を支援することができます。

海外赴任業務代行サービスには、以下のようなものがあります。

- ・ 海外赴任に関連するすべての業務を一括で代行する
- ・ 人事・総務担当者が行っていた海外赴任業務の代行
- ・ 駐在員からの経費申請の承認代行
- ・ 海外赴任者のための健康診断や予防接種などの手続きや手配の代行
- ・ 赴任者向けの手続きの詳細を含むマニュアル制作の提供

### Advice

#### 海外赴任業務代行サービスを導入する際の注意点

海外赴任業務代行サービスを検討される場合は、以下のことに注意しましょう。

**業者の選定:** 信頼性があり、海外赴任業務に関する豊富な経験を持った適切な業者を選ぶことが重要です。

参考になる顧客の成功事例や評判を必ず確認しましょう。

**サービス品質の確保:** サービス品質を確保するために、SLA（サービスレベルア

グリーメント）を設定しましょう。

SLA は業務の品質、タイムリネス、コミュニケーションなどに関する基準を規定します。

**セキュリティとコンプライアンス:** 海外赴任業務には機密情報が関与することが多いため、セキュリティ対策が必要です。また、現地法規制やコンプライアンスに準拠することも重要です。

※各企業の詳細は、当社 HP「海外生活市場」→提携企業案内⇒リンクで閲覧できます。

#### ◆アム・ネット

赴任の準備から赴任、帰国まで、海外人事をきめ細かなサービスでサポート。サービス内容は、渡航前オリエンテーション / ビザ取得 / 海外引越 / 家財保管 / 健康診断手配 / 航空券手配 / 保険手続き / 語学研修 / 書籍送付 / 日本食・日用品送付 / 海外給与計算 / 経費精算事務 / リロケーション等多岐にわたる。

#### ◆クロネコヤマトの海外生活支援サービス

これから海外に行く方の出発までの準備をサポート。また、海外に「モノ」を届けるサービスを行っている。海外引越 / 本や CD の海外発送 / 変圧器の購入 / 自家用車の処分 / 日本食の海外発送 / 家電・家具等の販売及びレンタル / 車両・バイクの輸送 / ピアノ・重量物の取り扱い等に対応する。

#### ◆グローバルネットワーク

赴任者とその家族が安心して海外赴任・駐在・帰国するまで、海外人事・総務担当者を強力にバックアップ。代理窓口となり、赴任社員・家族のサポートを細部まで行う。サービス内容は、海外赴任・出張の事務手続き代行、外国人受け入れサポート、海外赴任・出張のためのコンサルティング、転勤サポート等。

#### ◆トッパントラベルサービス

海外赴任者に対して、入国時待機要請措置支援サービス「Stay Home in Japan」をはじめとする、ビザ申請や引越し費用のコストセーブ、規定改訂まで幅広い領域の課題を高スキルの専門家のコンサルティングと、最新のクラウドシステムでご提案致します。また、海外赴任時のカントリーリスクや出入国制度の対応から、各種ビザの手続きまで、人事担当者と赴任者をサポートする様々なサービスを提供しています。

#### ◆日本通運 NX 海外赴任ワンストップサービス

「NX 海外赴任ワンストップサービス」は、人事担当者に代わり、海外赴任に関わるありとあらゆる業務をワンストップで代行。担当者・赴任者それぞれを、赴任前から帰国までトータルで手厚くサポートする。また、外国籍社員の招聘など、その他の様々な海外人事業務にも対応している。

#### ◆パナソニック 海外人事・給与関連業務のアウトソーシング

海外への新規進出には登記や財務に関する準備、赴任前教育やビザ手配を含めた渡航準備、現地での人事関連書類の作成など、人事管理の面で多くの準備が必要だ。パナソニックの海外進出サポートでは、海外現地と連携をとりながら、海外人事管理業務に関するタスクをスピーディ且つ的確に実施する。

#### ◆リロケーションインターナショナル

リロの「海外赴任サポート」では、辞令から帰任までの間に発生するあらゆる海外赴任業務を一括代行する。引越手配 / 家財保管 / 査証申請 / 健康診断 / 予防接種 / 航空券手配 / 生活カウンセリング / 住宅手配 / 日本食・日用品の配送など、細部までサポートする為、進捗・費用などを一元的に管理できるのが魅力だ。

### 半数以上の企業がDX化を検討

2020年、世界的なパンデミックにより、我が国でも多方面において大きな影響を及ぼしました。

現在はようやく、コロナ前同等の生活を取り戻し、海外間の往来も活発化しておりますが、特に管理部門においては、働き方の変化に伴う業務の見直しを検討されている企業が急増しています。

弊社が2020年に実施した「海外人事業務運用における課題」調査結果によると、会社の規模に関わらず、7割以上の会社でエクセルやアクセス等を利用した「アナログな管理」による運用を行っていることが分かりました。

これは、2023年夏に行った簡易的な調査でも同様の結果となりましたが、この3年間で大きな違いは、その半数以上の企業が、「DX化を検討している」ということです。

### なぜ、システム化が遅れたのか？

国内人事部門においてデジタル化が推進され始めた2010年代初頭から、海外人事部門でもシステムの導入を検討した経験がある企業が多かったようです。しかし、実際にシステム化に踏み切った企業は全体の数パーセントにしか満たず、現状もアナログな運用を継続している企業がほとんどです。

アナログ運用の問題点としては次の3つが挙げられます。

- ・ 出社しないと管理データが取り込まれているファイルを閲覧、更新できない。
- ・ 業務そのものが属人化しており、連携に問題を抱えている。
- ・ 出社前提の業務フローのため、海外間とのやり取りに問題が生じる。

また、システム化できなかった原因としては次のものが考えられます。

- ・ 海外人事業務では、進出国はもちろん、企業によって運用方法が異なるため、汎用的なシステムでは円滑な運用ができない。
- ・ 自社で開発する場合数千万円のコストが発生するため、社内稟議で却下された。(稟議却下の最たる理由)
- ・ 利用対象者が海外赴任者となり、全従業員数の数パーセントにしか満たないケースが圧倒的に多く、費用対効果が大きな問題となった。

また、海外人事業務のDX化に対する危惧としては次の3つが挙げられます。

- ・ リモートワークには不向きであり、業務が停滞する。
- ・ 管理部門の業務停滞は、海外事業にも大きな影響を及ぼす。
- ・ 出社制限により、メンバーが揃う日が限られ、効率が非常に悪い。

### 海外人事向け管理システムの選び方と注意点

以上の点を踏まえると、海外人事業務における理想的なシステムは次の項目を

満たすものとなります。

- ・従来の業務体制、運用フローを変えずにデジタル化できること
- ・全世界で統一された共通のシステムを利用できること
- ・セキュリティ面、稼働率などに優れたシステムであること
- ・自社で赴任前から帰国まで円滑に管理できること
- ・属人化せずに人事部門全体で情報共有し、管理できること
- ・リモートワークでもオンライン上で利用できること
- ・拡張性に優れた柔軟なシステム設計であること
- ・自社で保守が必要なくランニングコストが安価であること

理想的なシステム像を念頭において、次にシステム選定と注意点について解説していきます。

海外人事業務は会社により、運用方法が大きく異なるケースが非常に多く、汎用的なシステムでは、対応できないと言われています。

渡航前のタスクやスケジュール管理をはじめ、海外間と連携した申請承認業務、引越やビザ等の手配業務、社員情報の管理、情報共有など、ほぼすべての業務において、運用が異なるためです。

従って、自社の運用を整理した上で、従来の業務内容、運用方法に対応できるシステム選びが最低条件となります。

長年に渡って、人事部門内で運用されてきた企業様の場合、ほぼすべての業務において、ノウハウが構築されているケースが高いため、ノウハウの継続はもちろん、これまでの経験と知識を活かすためにも、今の業務内容や運用方法をそのまま移行できるシステムが望ましいです。

最大のポイントとして、運用を貴社がシステムに合わせるのではなく、システムが貴社の運用に合わせることができる、柔軟且つかスタマイズが可能なシステムを選択することが、導入後の業務効率向上につながります。

システムは、一度、導入してからは、簡単に変更がきかないため、理想的な運用像を明確にすることが大切です。

また、海外間との情報連携、各種申請承認業務、引越やビザ等の外部へ委託する手配業務などもシステム上で一元管理できれば、導入メリットも高まります。

情報提供：グローバルワン

## 海外赴任者向けの福利厚生サービス

### ■グローバル・ワン

日本で初めて事業化した海外赴任者向けの福利厚生サービスとして、官公庁や海外進出企業、航空会社会員組織の多数の海外赴任者から利用されている。日本食・日用品の海外発送から海外医療相談、現地での子女向け学習塾など、約300コンテンツを取り揃え、海外赴任者を全面的に支援する。

運用に応じた柔軟な独自開発設計により  
海外人事業務の効率化を実現します。



**GLOBAL MANAGE**  
海外人事クラウド管理システム

低コスト  
DX化推進

海外間で行う煩雑なワークフローや手配業務まで  
一元管理できる拡張性に優れた人事管理システム

## 非効率な海外人事業務をDX化で大幅に改善

各海外駐在員の社員情報は国内勤務社員と大きく異なります。  
これまで多くの企業では、従来の国内勤務者向けのシステムでは情報を担保できないため、エクセル等による別データで管理する必要がありました。  
このようなアナログ運用にはセキュリティ問題はもちろん、ファイルへアクセスする利用環境の問題もあり、業務に支障をきたしている企業も少なくありません。  
GLOBAL MANAGEの新しいプロフィール管理機能では、人事担当者様のご意見とご要望を汲み取った、必要不可欠な情報を一元保管できる機能です。

## 多機能な申請機能と充実したデータ管理を実現

申請～承認業務がクラウド上で進捗の確認や承認業務が一元管理できるため、海外拠点間と連携した円滑な運用が実現します。  
為替レート設定、インボイス、電子帳簿保存法に対応した経費精算機能をはじめ休暇実績や補助額の上限管理機能も実装。海外人事特有の煩雑な処理もお任せください。  
また、プロフィール管理では下記の機能をご用意しています。

- ・社員情報のデータ管理と蓄積
- ・帯同家族情報のデータ管理
- ・給与、納税情報の管理（一括アップロード、明細発行、一斉配信機能）
- ・経費精算機能（インボイス・電帳法対応により、領収書等の証憑書類データ保管可）
- ・有効期限管理（アラート設定可）
- ・赴任履歴データ保管（海外間異動対応）
- ・福利厚生や休暇実績の上限管理
- ・各種証明書データ保管

## 導入しやすい料金体系と運用に合わせた業務移行が可能！

- |                    |                |                |
|--------------------|----------------|----------------|
| ◎ 初期設定費用：30万円～     | ◎ 赴任前～帰国まで     | ◎ 従来の運用に合わせて構築 |
| ◎ ワークフロー初期費用：10万円～ | ◎ 再赴任時の過去データ利用 | ◎ 貴社独自開発もご相談可  |
| ◎ 月額700円/1世帯+保守費用  | ◎ 現在の申請書を利用可   | ◎ 貴社サーバーへの設置も可 |



**株式会社グローバル・ワン**

**WEB** <https://global-one.jp/>

東京都港区虎ノ門 3-23-6 RBM 虎ノ門ビル 7 階

TEL : 03-6261-0588

**電子保存が義務付けられています**

2024年1月から開始された電子帳簿保存法において、経費精算時の証憑書類は、国税関係帳簿書類に該当するため、電子帳簿保存法に従って保存する必要があります。

現在は、各種クラウドサービスやメールなどの電子取引で授受した経費精算書類の紙媒体での保存はNGとなり、すべて電子保存することが義務付けられています。

特に海外駐在員を擁する海外進出企業の多くは、メールでの授受が一般的となっており、電子帳簿保存法の対応が迫られています。

義務化の背景には、帳簿や領収書などの管理にかかる負担やコスト軽減、業務におけるデジタル化の推進があります。

**電子帳簿保存法の保存区分**

電子帳簿保存法には3つの保存区分（電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引）があり、海外人事ご担当者の実務に影響する保存区分は、経費精算時に発生する「スキャナ保存法」が挙げられます。

スキャナ保存とは、紙で受領・作成した書類を画像データへ変換し、クラウド等で保存することです。また、スキャナ保存には、いくつかの条件が盛り込まれており、メール等で授受した証憑書類をPDFで保存しておけばよいというわけではありません。

スキャナ保存の要件としては次の2つがあります。

**・タイムスタンプ**

入力期間内に日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを一つの入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付ける必要があります。電磁的記録が変更されていないこと保存期間中に確認ができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証できるものが条件となります。

**・電磁的記録の記録事項の検索機能**

取引年月日その他の日付、取引金額および取引先での検索、日付または金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索、2つ以上の任意の記録項目を組み合わせての検索が必要となります。

上記はスキャナ保存法要件の一例となりますが、実務をご担当される方には重くのしかかる業務となり、まだ対策を実施されていない企業様には急務の課題となります。

## 第23章 国際運転免許証

国際運転免許証は簡単に取得できる。  
ただし、国によっては信用度が低い。

### 【概説】

海外で自動車を運転する場合は国際運転免許証が必要になります。国際運転免許証は、国内の運転免許証があれば簡単に取得できるので、出国準備の一環として取得しておくといいいでしょう。

#### 取得方法

本人の居住する都道府県公安委員会の運転試験所にパスポートなど海外渡航を証明する書類、写真（縦5cm×横4cm）を持参して申請する。その日のうちに取得できる。

#### 有効期間

取得から1年間で更新制度はない。1年以上滞在する場合は、有効期間内に当該国の免許を取得する必要がある。

ただし、現地で有効期間については、国ごとに独自の規制を行っている場合があるため、現地の法律に従って使用することが求められる。米国は地域（州）によって有効期間の規制が異なる。

#### 運転可能な車種

国内と同じ。

### Advice

#### 国際運転免許証では不十分？

国際運転免許証には、国によっては警察の信頼性が低いという問題があります。警察官によって、国際運転免許証に関する理解にバラつきがあり、国際運転免許証の有効性について説明を求められ、場合によってはいいがかりをつけられることも少なくありません。よって、海外赴任者及び帯同配偶者が社用車や自

家用を運転する場合は、早めに現地の免許証を取得することが望まれます。

日本の運転免許証を提出すると一定の手続きで、その国の免許証に書き換えが可能な場合もありますので、日本の運転免許証も持っていったほうがいいでしょう。

## 第 24 章 赴任先到着から日本帰国まで

赴任者本人が注意して行うこと。  
赴任開始時／一時帰国／本帰国

### 【概 説】

海外赴任先へ赴任者が到着してから日本帰国まで、日本の人事部としてサポートできることには、当然限界があります。

日本側で赴任者の生活の安全や心身の健康に気を配り続けることは重要ですが、現地でのライフライン確保や諸手続きのサポートは、現地スタッフに委託し、赴任者本人にも動いてもらう必要があります。

以下は、赴任先到着から日本帰国までに赴任者本人が注意して行う事項をまとめたものです。人事部としては、赴任者本人や現地で赴任者の生活をサポートするスタッフに対して、赴任のフェーズ毎に注意喚起を行う際のご参考にしてください。

### 【到着～赴任開始時に行うこと】

#### <現地警察署や公安で住所登記を行う>

滞在する国によっては、現地の警察署や公安に住所を登記することが義務付けられています。この登記は、概ね外国人に対してのみ実施されている為、日本人の受け入れに不慣れなローカルスタッフでは、把握していません。必ず出国前に、赴任先の国や地域で外国人に対する住所登記が要求されていないか確認しておきましょう。

中国では、外国人が中国で宿泊する場合、宿泊先に到着してから 24 時間以内に現地公安機関で臨時宿泊登記の手続きを行う必要があります。違反した場合には、警告もしくは 2,000 元以下の罰金に処す旨が出境入境管理法で規定されています。

通常、外国人が中国のホテルに宿泊する場合には、フロントデスクがチェックインの際に臨時宿泊登記を行います。フロントデスクやレセプションのないアパートに直接入居する場合には、自分で滞在地を管轄する

派出所に出向いて臨時宿泊登記を行う必要があります。

また、イタリアの場合、外国人は入国日から8業務日（日・祝日等を除いた日）以内に滞在地の警察署に対し、住所等の届出を行うことが義務付けられています。これを怠ると、最悪の場合、国外退去処分の対象となる可能性があります。あるので、注意が必要です。

- ◆到着後は、管轄の日本公館に「在留届」を提出することも忘れないように。在留届については、P83を参照。

### <ライフラインや通信手段を確保する>

入居先に到着したら、ライフライン（電気・ガス・水道）や携帯電話、インターネット接続等に問題がないか確認しましょう。

通常、電気・ガス・水道の開栓は、不動産業者に頼めば代サポートしてくれます。ただし、使用料の支払い方法をしっかり確認しておかないと、料金滞納で使用が停止されることがあるので、注意しましょう。

住居先で特に注意が必要なのが、電化製品の使用です。日本の電圧は100ボルトですが、世界では220～240ボルト、または110～130ボルトが一般的な電圧とされており、日本から持ってきた海外非対応の電化製品を使う場合は、変圧器が必要です。誤って日本の電化製品を直接コンセントに繋いで壊れてしまったということがないようにしましょう。

現地の携帯電話のSIMカードは、自分で電話会社か代理店まで行って購入・契約するのが一般的です。また、現地のSIMカードと日本のSIMカードを同時に使う場合には、SIMフリー・デュアルSIM対応の機種（2枚のSIMが同時に使える）を用意しておくで大変便利です。ただし、滞在国のSIMカードではないSIMカードでデータローミングをすると料金が高額になるので、国を跨ぐ移動の際には必ず手動で切り替えを行ってください。

海外でのインターネット環境は日本と異なる為、回線の契約に関しては不動産屋や現地スタッフに相談をしましょう。また、中国のように国外のインターネットサイトやSNSの閲覧を規制している国の場合、LINEやZOOMといった日本で日常的に使っていた連絡ツールが使用できなくなるので、VPN契約を行うなど、事前に対策を立てておくとう良いでしょう。

### <現地の銀行口座を開設する>

海外生活で欠かせないのが現地の銀行口座の開設です。給料の受け取り

や家賃・公共料金・携帯電話料金の支払い、スマホ決済への紐付けなど、多くの支払いのシーンで、銀行口座が必要になります。

アメリカでは銀行口座を開設する際、パスポートなどの本人確認書類、アメリカでの住所を証明する書類のほかに、ソーシャルセキュリティーナンバー（SSN）と呼ばれるアメリカ市民・長期滞在者のみに与えられる番号が必要です。

また、中国で銀行口座を開設する場合には、パスポート、有効なビザ（観光ビザは不可）、居留許可証、就業許可証または在学証明書、現地の携帯電話番号が必要となります。

各国によって口座開設の条件は異なる為、現地の銀行で確認をし、必要書類が揃った段階で開設手続きを行いましょう。

## **【一時帰国時に行うこと】**

### **<日本での滞在拠点を事前に予約する>**

自宅を賃貸に出していたり、日本で元々、賃貸物件で生活していた赴任者の場合、一時帰国時に宿泊する場所を定めなければいけません。

一週間以内の短い帰国であれば、ホテルや親類の家などに滞在するケースが多いようですが、子どもの長期休みなどで1か月程度日本に滞在する場合は、ウィークリーやマンスリーマンションを契約するのがおすすめです。事前にネットで予約してオンライン決済できる物件が多いので、滞在したいエリアで探してみると良いでしょう。

### **<運転免許証の更新>**

通常、運転免許証の更新は、住所地を管轄する公安委員会に赴いて行うこととされていますが、海外に生活の本拠地があり、日本に住所を有していない方が一時帰国した際に更新する場合には、一時的な滞在先を住所地として免許証の更新を行うことができます。

この場合、一時滞在先と免許証上の住所地が異なるときは、滞在先である実家等が住所であることを証明する書類（申請人がその住所に滞在していることを世帯主が証明する書類など）が必要になります。詳細については、管轄の免許証更新所に直接確認しましょう。

#### ◆更新期間について

通常、運転免許証の更新は、免許証の有効期間が満了する誕生日を挟んだ前後2か月間とされており、その期間を過ぎると失効します。ただし、海外赴任中は、免許証の更新に合わせて帰国することが難しい為、特例として、更新期間前のいつでも、一時帰国の際に更新することができます。

また、海外にいて帰国できなかったなどの止むを得ない事由があり、失効後3年を経過しない場合に限り、やむを得ない理由がなくなった日（帰国日）から、1か月以内であれば再取得の手続きが行えます。

ただし、申請の際は通常、出入国の日付が確認できるパスポートの証印欄のコピーの提出が求められます。

現在、日本の多くの空港で出入国審査場の自動化ゲートが導入されており、パスポートの証印欄へのスタンプが省略されています。スタンプを希望する場合は、自動化ゲートの通過後、各審査場事務室の職員に自分でその旨を伝える必要があるため、失効した免許の再取得を行う際には、必ず忘れずにスタンプを押してもらいましょう。

## 【本帰国～帰国後に行うこと】

### <役所関連の手続きを行う>

#### ◆転入届（住民登録）

渡航前に海外転出の手続きを行った場合、日本帰国後14日以内に各市町村役場にて住民登録の手続きをする必要があります。必要なものは、本人確認書類（免許証など）と印鑑（認印）、戸籍謄本または附表（海外赴任前と住所が変わらない場合には必要ない市町村もあります）です。

※転入手続き時に帰国日の確認のため、パスポートの出入国時のスタンプの確認がされます。自動化ゲートを通る際も、窓口でスタンプを忘れずに押してもらいましょう。

#### ◆マイナンバーカード

マイナンバー申請の通知以前（2015年10月5日以前）に国外へ転出している場合、帰国後、速やかにマイナンバーカードの発行手続きを行いましょ

#### ◆印鑑登録

国外転出した場合、海外赴任前の印鑑登録は無効になっています。住民登録を行った市区町村役場にて再登録する必要があります。

## <在外選挙人登録証>

### ◆在外選挙人名簿の登録

登録は、日本で住民登録をした4か月後に抹消されるので、在外選挙人証は在外選挙人として登録している選挙管理委員会に返納します。その間に選挙がある場合、在外選挙人として登録している場所で在外選挙人証にて投票できます。

### ◆健康保険

海外赴任前のものは無効になっているので、住民登録を行った市区町村役場にて再登録が必要です。海外赴任中に支払った医療費で海外療養費として請求をしていないものは、治療を受けた日の翌日から2年以内に申請の手続きを行います。

## <子どもに関する手続きについて>

### ◆児童手当の申請

児童手当は海外からの帰国時に15歳未満の子どもがいる場合、各自治体の保健福祉課に再申請できます。家族だけ先に帰国する場合でも申請が可能です。

### ◆小中学校の転入手続き

小中学校の転入手続きは各自治体によって異なります。子女が小中学生で日本人学校に通っている場合には、帰国後の編入手続きで必要になる在学証明書、教科書給与証明書（日本の公立小中学校に入る場合のみ）を発行してもらう必要があります。

## MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 帰国から一生活立ち上げまでのチェックリスト

| 帰国決定後すぐ                 |  |
|-------------------------|--|
| 日本での住居手配                |  |
| 住居の解約・売却手続き             |  |
| 使用人の解雇手続き               |  |
| 転出の通知                   |  |
| 帰国後の学校選択                |  |
| 帰国後の学校の入学・編入学準備         |  |
| (受験する場合) 募集要項・出願書類入手    |  |
| 習い事の終了手続き               |  |
| スクール・バスの解約手続き           |  |
| 引越し荷物の選別                |  |
| 引越し業者の選定                |  |
| 引越し業者の下見 & 見積もり依頼       |  |
| 現地購入品のリストアップ・購入         |  |
| 売却準備                    |  |
| 狂犬病・各種ワクチンの予防接種         |  |
| 狂犬病の抗体価検査               |  |
| 3～1カ月前                  |  |
| パスポートの確認                |  |
| 外国人登録の抹消手続き             |  |
| 出国許可の申請                 |  |
| 滞在許可証の返還                |  |
| 航空券の予約・購入               |  |
| 帰国前後のホテル予約              |  |
| 電気の解約通知/ガスの解約通知/水道の解約通知 |  |
| 電話の解約通知/新聞・雑誌の解約通知      |  |
| インターネットの解約通知            |  |
| ケーブル TV の解約通知           |  |
| クレジットカードの解約通知           |  |
| 各種保険の解約通知               |  |
| 未納税金などの納付               |  |
| 銀行口座の保留                 |  |
| 銀行貸金庫の解約通知              |  |
| 日本円への換金                 |  |
| 郵便局への転居通知               |  |
| 郵便局への転送依頼               |  |
| お土産の購入                  |  |
| 送別会・パーティの開催準備           |  |
| (滞在先の学校に) 転出証明の発行依頼     |  |
| (滞在先の学校に) 成績証明の発行依頼     |  |
| 帰国後の学校決定                |  |
| (受験する場合) 出願書類準備・提出      |  |
| (受験や手続きのために) 一時帰国・帰国    |  |
| 貨物便の荷造り (第1便)           |  |
| 梱包明細書の作成 (第1便)          |  |
| 保険書類の作成 (第1便)           |  |
| 荷物の引き渡し (第1便)           |  |

|                  |                       |  |
|------------------|-----------------------|--|
|                  | 持ち帰らない荷物の譲渡           |  |
|                  | ガレージセール開催             |  |
|                  | 持ち帰らない荷物の処分           |  |
|                  | レンタル家具の解約通知           |  |
|                  | (日本の) トランクルームの手配      |  |
|                  | 輸入準備                  |  |
|                  | リース車の解約通知             |  |
|                  | 22 除運転免許証の有効期限確認      |  |
|                  | 国際運転免許証の更新            |  |
|                  | 動物の検疫証明書の発行依頼         |  |
|                  | 動物の検疫証明書の受領           |  |
|                  | ペットの航空券の予約・購入         |  |
|                  | 日本の検疫所へ事前届出           |  |
|                  | 日本の検疫所へ入所予約           |  |
|                  | 登録抹消手続き               |  |
| <b>1カ月前～帰国当日</b> |                       |  |
|                  | (現地の方に) 帰国挨拶状の発送      |  |
|                  | (日本向けに) 帰国挨拶状の発送      |  |
|                  | 住居の清掃                 |  |
|                  | 明け渡し検査立会い             |  |
|                  | 鍵の返却 & 受領書受領          |  |
|                  | 敷金の精算                 |  |
|                  | 空港までの移動手段の手配          |  |
|                  | 帰国後の出迎え調整             |  |
|                  | 挨拶まわり                 |  |
|                  | 貨物便の荷造り (第2便)         |  |
|                  | 梱包明細書の作成 (第2便)        |  |
|                  | 保険書類の作成 (第2便)         |  |
|                  | 荷物の引き渡し (第2便)         |  |
|                  | 手荷物の準備                |  |
|                  | 日本の検疫所へ到着予定連絡         |  |
|                  | 近所への挨拶                |  |
|                  | 住民登録                  |  |
|                  | 印鑑登録                  |  |
| <b>帰国後すぐ</b>     |                       |  |
|                  | 郵便局への新住所通知            |  |
|                  | 銀行口座の開設               |  |
|                  | 電気の開始 / ガスの開始 / 水道の開始 |  |
|                  | 電話の開始                 |  |
|                  | 国民年金の手続き              |  |
|                  | 国民健康保険の手続き            |  |
|                  | 健康診断の受診               |  |
|                  | クレジットカードの申し込み         |  |
|                  | 学校の入学・編入学手続き          |  |
|                  | 学校必需品の購入              |  |
|                  | 運転免許証の更新・書き換え         |  |
|                  | 車の検査・登録               |  |
|                  | 登録手続き                 |  |



海外赴任者に  
情報発信  
40th

# スケジュール管理システム

少人数の赴任向けスケジュール管理システム  
出発から到着までのチェックノートと併せて使える。

- 海外赴任スケジュールチェックノートと併わせて使えば準備万端
- 赴任者向けタスクをスマホ・PCで使える簡易管理システム
- 操作は簡単。海外赴任者本人、家族が手軽に使える。人事担当者はタスクの進捗状況が一目で把握できる。少人数の海外赴任者事務所には最適。
- ・ 導入も簡単、費用は初期費用5,000円の他は赴任完了まで赴任者1名5,000円だけ
- ・ 予防接種・健診結果・社内規則などの保存も可能
- ・ セキュリティーはアマゾンAWSサーバーを使用なので安心
- ・ 当社無料配布の「海外赴任スケジュールチェックノート」と合わせて使える



海外人事から赴任者と家族への告知が、リアルタイムで出来る



主な標準搭載項目の一例  
(項目は貴社希望により設定可)

- ・ 渡航関連
- ・ パスポート
- ・ VISA
- ・ 医療関連
- ・ 赴任前研修
- ・ 引越準備
- ・ 住宅手配
- ・ 身の回りの整理
- ・ 業務引継ぎ
- ・ 生活立ち上げ

## 海外生活株式会社

連絡先: 〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 633  
TEL:03-6265-0491 FAX:03-6265-0494 E-mail:Ichiba@kaigaiseikastu.co.jp



# 赴任者用タイムチャート見本

情報を集めながら、ある程度の大まかな計画を下記の表を参考に立ててみよう。渡航先の習慣や日本側の社内手続きの関係で計画的に進まないこともある。一度決めたととでも、家族で話し合って適宜修正していけばよい。

また、計画はできるだけ「夫」と「妻子」の二段組みにして立てておとう。「わが家の赴任計画」として、この時期に誰が何をすべきかひと目でわかるようにしておくくと便利である。

## 派遣者の場合

|        | 項目   | 情報収集などの内容   |
|--------|--|---|
| 2〜4か月前 | <input type="checkbox"/> 赴任の打診<br><input type="checkbox"/> 辞令<br><input type="checkbox"/> 勤務先の規定の確認<br><br><input type="checkbox"/> 旅券・ビザなどの手続き<br><input type="checkbox"/> 渡航前研修<br><input type="checkbox"/> (現地地下見)<br><input type="checkbox"/> 健康診断・歯の検査<br><input type="checkbox"/> 予防接種 | 赴任先の概要<br><br>勤務条件、福利厚生<br>(医療・保険、引越、子供の教育ほか)<br>手続きに必要な書類、航空券手配など<br>現地での職務、現地事情、語学研修など<br>(現地の状況、職務内容、必要物品など)<br>必要な治療の有無<br>赴任国の要求する予防接種 |
| 1か月前   | <input type="checkbox"/> 仕事の引継ぎ準備<br><input type="checkbox"/> あいさつ状発送<br><input type="checkbox"/> 手荷物・別送荷物の準備  | マニュアル作りと身辺整理<br><br>重要書類、パソコン、当座の日用品など  |
| 直前〜出発  | <input type="checkbox"/> 送別会<br><input type="checkbox"/> 後任者への引継ぎ<br><input type="checkbox"/> 赴任先への住居手配<br><input type="checkbox"/> 航空別送荷物の発送  | 現地の業者・知人などとの連絡<br>到着日時、便名など   |
| 到着後    | <input type="checkbox"/> 前任者からの引継ぎ<br><input type="checkbox"/> 子供の学校選択・情報収集<br><input type="checkbox"/> 必要品の調達リスト作成<br><br><input type="checkbox"/> 住まいの契約<br><input type="checkbox"/> 自動車の購入<br><input type="checkbox"/> 家族の出迎え   | 職務内容、安全対策、周辺の状況など<br>環境、入学条件、必要書類など<br>依頼先別:勤務先、妻、親戚・知人、業者など<br>周辺環境、安全対策、子供の学校など<br><br>到着日時、便名など  |

## 家族(妻・子)の場合

|                    | 項 目   | 情報収集などの内容  |
|--------------------|---|--|
| 3<br>～<br>4<br>か月前 | <input type="checkbox"/> 夫婦の話し合い<br><input type="checkbox"/> 家族の話し合い<br><input type="checkbox"/> 大まかな計画を立てる<br><input type="checkbox"/> 赴任国の情報を集める<br><input type="checkbox"/> チェックリスト作成<br><input type="checkbox"/> 引越業者の選定<br><input type="checkbox"/> 家財の仕分け計画<br><input type="checkbox"/> 旅券・ビザなどの手続き<br><input type="checkbox"/> 健康診断・歯の検査<br><input type="checkbox"/> 予防接種                                  | 心の準備、子供の教育、住宅の管理など<br>心の準備をさせる、学校の希望を開くなど<br>スケジュール、勤務先の選任規定、情報収集方法など<br>自然条件、教育、保健・医療、住宅、文化・習慣など<br>重要書類、手続き、買い物、日越手煩など<br>荷出し日・下見の予約<br>引越業者の下見<br>手続きに必要な書類、航空券手配など<br>必要な治療の有無<br>赴任国の要求する予防接種 |
| 2<br>～<br>3<br>か月前 | <input type="checkbox"/> 子供の教育相談<br><input type="checkbox"/> 持ち家の手続き<br><input type="checkbox"/> 家財の仕分け・船便準備<br><input type="checkbox"/> 語学研修   | 現地の状況、帰国後のことなど<br>賃貸契約・管理委託、あるいは売却   |
| 2<br>か月前           | <input type="checkbox"/> 子供の学校へ連絡<br><input type="checkbox"/> 赴任前講習に参加<br><input type="checkbox"/> 船便の荷出し<br><input type="checkbox"/> 置いていく物の仕分け<br><input type="checkbox"/> 重要書類・物品の整理<br><input type="checkbox"/> 住所録・連絡先リスト作成  | 転学芸書類を受け取れる自の確認<br>体験者からの情報<br>業者に引渡し<br>倉庫業者の手配、親戚への依頼など<br>旅行手荷物の準備  |
| 1<br>か月前           | <input type="checkbox"/> 子供の教科書受領<br><input type="checkbox"/> 英文書類への翻訳<br><input type="checkbox"/> 子供の学校に退学届<br><input type="checkbox"/> 子供のお別れ会<br><input type="checkbox"/> あいさつ状発送<br><input type="checkbox"/> 近所へのあいさつ<br><input type="checkbox"/> 携帯手荷物リスト作成<br><input type="checkbox"/> お土産の用意<br><input type="checkbox"/> 航空別送荷物の梱包<br><input type="checkbox"/> 自動車の処分<br><input type="checkbox"/> 郵便物の転送届け | 通信教育の申し込み、英文様式など<br>学校関係、医療関係など<br><br>学校の友達、祖父母・親戚など<br><br>スーツケース詰め<br><br>レンタカー契約<br>郵便局、転送サービス会社など   |
| 直前<br>～<br>出発      | <input type="checkbox"/> 海外駐在員総合保険の加入<br><input type="checkbox"/> 国外転出届<br><input type="checkbox"/> 公共料金などの手続き<br><br><input type="checkbox"/> 航空別送荷物の発送<br><input type="checkbox"/> 倉庫業者・親戚などへの委託<br><input type="checkbox"/> 不要品の処分<br><input type="checkbox"/> 携帯荷物の梱包<br><input type="checkbox"/> 住まいの引き払い  | 補償内容、現地連絡先など<br>(注)印鑑証明書が取れなくなる<br>税金、電気・ガス・水道、NHK、プロバイダなど<br><br>ガラージセール、粗大ゴミなど<br>空港への宅配便手配<br>清掃、管理人などの立会い  |

# Welcome to.jp

## 外国人駐在員受け入れ業務のアドバイスとサポートで、 業務の負担を軽減します

2005年に設立された「ようこそ日本株式会社」は、日本で働く外国人駐在員の受け入れサポートを提供してきました。しかし、2011年の東日本大震災に伴う原発事故の影響で駐在員の多くが帰国したため一時事業を休眠していましたが、2024年10月、各方面からの要請を受けサービスを再開いたします。



### 1. 赴任前サービス

出入国各種手続き  
不動産のサポート  
幼稚園 / 学校手配

### 2. 赴任時サービス

生活オリエンテーション  
外国人登録 / 国民健康保険  
金融機関手続き

### 3. 赴任中サービス

在留資格の手続き  
医療サポート  
生活用品の手配

### 4. 帰国時サービス

各種解約サポート  
引越の手配

## ■ 主な受注実績企業 (2005 ~ 2011年 当時の名称)

AJU 保険 / BMW / BOSCH / 日産ジーゼル / パナソニック・エクセル INT /  
ホンダ / みずほコーポレート銀行 / ユニクロ / リーマン・ブラザーズ HDG

ようこそ日本株式会社

TEL : 03-6265-0492 FAX:03-6265-0494

e-mail : jp @ welcome-to.jp / <https://www.welcome-to.jp/>





# 海外赴任人事担当者の課題を解決し、

給与規程／関連規程の作成と見直し／赴任業務のアドバイスとサポート

信頼できる業者選定から、最新の赴任情報提供、赴任規定などの各種規定集作成、専門的なコンサルティングまで、「創業 40 年」の経験を活かし人事担当者の業務を大幅に軽減し、社員の円滑な海外生活を当社がにサポートします。

## 40年の経験と実績による専門的アドバイス

弊社は海外赴任に関する情報を、冊子とホームページを通して 40 年間発信してきた実績があります。その為、海外赴任業界において信用の高い海外赴任関連企業が参加するプラットフォームとして、絶大なる認知度を有しています。人事担当者様に的確なアドバイスでサポート致します。

## 必要なサービスのみが選べるので経費の節減に

給与体系のみアドバイスが欲しいなど、必要な案件毎に提携企業をご紹介致します。弊社を介することで余計な費用が発生することはありませんので、安心してご利用いただけます。

---

## 海外赴任人事担当者向け実践業務ガイド

---

2024 年 10 月 1 日

発 行：海外生活株式会社

東京都新宿区下宮比町 2-28 633 号

企 画：海外生活出版会

電話：03-3235-0491 FAX：03-6265-0494

<https://www.kaigaiseikatsu.co.jp/>

編 集：新山 順子

---

ISBN978-4-9912420-3-8

Printed in Japan 禁無断転載・複製落丁・乱丁はお取替えいたします。

免責事項:掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、海外生活株式会社は利用者が情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

# 業務負担を軽減する総合支援サービス

## これまでのご相談例

- ・新たに海外勤務規程、海外給与規程を作ってほしい。
- ・海外赴任者の給与体系や社会保険の適用がわからないので他社を参考に決定したい。
- ・業務のアウトソーシングと管理システムを導入したいので業者選定のポイントが知りたい。

## アドバイスとサポート

現地の社会情勢にマッチしているか、他社と比較して不公平感が生じていないかなど、規程策定には確認要件があり、自社で実施するのは決して容易なことではありません。規程の策定に不安がある方、また、海外赴任業務に関するアドバイスをご希望される方は、ぜひ一度、40年の実績がある弊社へご相談ください。

## 海外生活出版が過去に編集 / 出版の一例【見本】



リロケーションガイド



ANA マイレージクラブ



アート引越センター



ヤマタネ/日通/ヤマト



海外赴任・出張手引き



全国渡航関連医療機関



国際郵便らくらくナビ



一般書籍

## 当社から電話等の勧誘はいたしません

弊社は海外赴任に関する情報発信プラットフォームを本業としており、担当者様のご要望によってのみ対応しますので、電話などでの勧誘等は致しません。